



~~~~~

# 令和 6 年 第 4 回

## 本別町議会定例会会議録

~~~~~

自 令和 6 年 1 2 月 3 日
至 令和 6 年 1 2 月 1 2 日

本 別 町 議 会

令和 6 年本別町議会第 4 回定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 3 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	令和 5 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3 号	令和 5 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6 号	令和 5 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7 号	令和 5 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8 号	令和 5 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (令和 5 年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 1 1 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）〕
日程第 8	議案第 5 2 号	契約不履行による無収水量の増加に関し和解することについて
日程第 9	議案第 5 3 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 1 回）について
日程第 1 0	議案第 5 4 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 1	議案第 5 5 号	令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 2	議案第 5 6 号	令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算

		(第3回)について
日程第13	議案第57号	令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について
日程第14	議案第58号	令和6年度本別町下水道事業会計補正予算(第1回)について
日程第15	議案第59号	令和6年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について

○会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員長報告
日程第3		会期決定の件
日程第4	認定第1号	令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	令和5年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	令和5年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	令和5年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和5年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	令和5年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第9号	令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
		(令和5年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告)
日程第5		諸般の報告
日程第6		行政報告
日程第7	承認第11号	専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算(第9回)〕
日程第8	議案第52号	契約不履行による無収水量の増加に関し和解することについて
日程第9	議案第53号	令和6年度本別町一般会計補正予算(第11回)について
日程第10	議案第54号	令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第

		3回)について
日程第11	議案第55号	令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について
日程第12	議案第56号	令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)について
日程第13	議案第57号	令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について
日程第14	議案第58号	令和6年度本別町下水道事業会計補正予算(第1回)について
日程第15	議案第59号	令和6年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について

○出席議員(11名)

議 長	12番	篠 原 義 彦	副議長	11番	高 橋 利 勝
	1番	宮 本 やよい		2番	加 藤 徹 己
	3番	丑 若 浩 行		4番	水 谷 令 子
	5番	梅 村 智 秀		6番	石 山 憲 司
	7番	藤 田 直 美		8番	方 川 一 郎
	10番	阿 保 静 夫			

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	建 設 水 道 課 長	加 藤 勉
企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規	未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也
老人ホーム所長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	健 康 管 理 セ ン タ ー 主 幹	前 佛 友 子
総 務 課 長 補 佐	石 川 雅 康	健 康 ・ こ ど も 課 長 補 佐	今 野 美 由 紀
建 設 水 道 課 長 補 佐	田 村 祐 二	教 育 長	高 橋 哲 也
教 育 次 長	武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲	代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦
選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

事務局 次 長 越 後 忠

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和 6 年第 4 回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、藤田直美議員、梅村智秀議員及び宮本やよい議員を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会、石山憲司委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

令和 6 年 9 月 13 日第 3 回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日 12 月 3 日から 12 月 13 日までの 11 日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から 12 月 5 日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに 5 件の提出がありました。

令和 7 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての陳情、次に、学校教材備品の計画的な整備推進についての陳情、次に、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の採択を求める陳情、次に、再審法改正を求める意見書の採択を求める陳情、次に、商工会に対する令和 7 年度市町村補助金についての要望、以上 5 件については、議会運営基準 138 運用例 5 によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第 3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第 3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、１２月３日から１２月１３日までの１１日間とすることとしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１２月３日から１２月１３日までの１１日間とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、１２月４日から１０日までの７日間を休会としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、１２月４日から１０日までの７日間を休会とすることに決定をいたしました。

◎日程第４ 認定第１号ないし認定第９号

○議長（篠原義彦） 日程第４ 認定第１号令和５年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上９件を一括議題といたします。

以上９件について、委員長の報告を求めます。

令和５年度各会計決算審査特別委員会、水谷令子委員長、御登壇ください。

○令和５年度各会計決算審査特別委員会委員長（水谷令子）〔登壇〕 令和５年度各会計決算審査特別委員会委員長報告。報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和６年９月１３日第３回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

１、委員会開催日。令和６年９月１９日、２０日、２４日。

２、事件及び審査の結果。認定第１号令和５年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第２号令和５年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第３号令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第４号令和５年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第５号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第６号令和５年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第７号令和５年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第８号令和５年度本別町水道事業会計決算認定について、認定。認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定でありま

す。

以上で、委員会審査結果報告といたします。

○議長（篠原義彦） これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

本提案に際しまして、3日間慎重審議を行なったところ、令和5年度内における行政運営のうち、多くの事案につき適切、適正、適法とまでは認めることができませんでした。

町行政運営に際し、倫理感が大きく欠如していると認めざるを得ない点もあり、改善が求められるものであります。

また、不備や誤りを指摘されていても、真摯にそれを受け止めることなく詭弁ともとれる答弁説明をしておきながら、しれっと後刻それを改める、こうした不誠実な事象も散見されました。

認定するとの判断に至らない一例を列举いたします。

まず、議会費における議長交際費、町長交際費、教育長交際費において、共産党及び共産党傘下団体などが実質上の実行委員会を構成し、非核平和以外の政治的スローガンを複数掲げている国民平和大行進なる事業に対し、使途を含め十分な精査を行わずに特定政党が大きく関与する事業に公金を支出し、町行政の政治的中立性を損ねたことは明らかであり、看過できません。

安心や安全について数値では測れるものではないと町長自らの御発言もありました、防災関連についてでございます。

防災体制、備蓄食料数についても、令和5年度の予算提案時においては、賞味期限等による廃棄分を勘案せず予算提案説明を行なうなど、備蓄食料も予算提案時の説明とは異なる令和5年度末在庫量となり、結果として1日分も確保されていないということがありました。災害が頻発し、社会の緊張感が高まる中、年度において担当した所管課の防災感覚が弛緩している、緩んでいるとの認識を有したものであり、結果として防災備蓄の数値上の判断としても、年度当初と比較しても脆弱なものであることが明らかとなりました。

また、静山研修センター解体に約8,000万円を支出しております。その跡地に、現在はゼロカーボンパークなる太陽光発電を用いたオートキャンプ場、約1億5,000万円の経費を要するということで計画をしているのが現時点でございますが、本別公園の

整備は町長の当初よりの公約にも掲げられていたにもかかわらず、また、この静山研修センターにおいては、町長が就任する前から多年にわたり協議なされていたというような事実もある中でございますが、結果として事前に解体の前に多角的、横断的に計画がなされていなかったということであり、結果として解体費の半額約4,000万円は、デジタル田園都市国家構想交付金による補助事業の対象となった可能性が高いにも関わらず、そうした計画性がなかったことにより約4,000万円の町財政に無駄な支出となった可能性が高いものであります。多角的かつ計画性に乏しく、もしくは計画する能力に欠けていることが露呈した事案であります。

また、観光入り込み数や町へ及ぼす経済波及効果等の推計すら、この令和5年度時点では持っておりませんでした。これら数千万円、または億単位というこうした多額の費用を要する事業においても、最小の経費で最大の効果を上げる大原則にのっとりたものとはかけ離れておると認めざるを得ません。

町道補修工事、こちらについては予算増額をし、その姿勢を評価したところではあります。公金を用いる必要性がない、私道、私道整備に約50万円の不当な支出もありました。こちらにおいては、地域住民をはじめ行政への信頼を損ねた結果、誰もこの損害について補填をしない、責任を取らないという結果となっております。

また、農業者にいわゆる号線用地、こちらの売り渡しについて数年前からかねてより相談をもらっているにもかかわらず、それを実質上の放置。振興局の担当職員と町職員間において責任のなすり合いというものまで見受けられたところでございます。

指摘の後、年度内にそちらの解消に向けて取組をするも、予定よりも1か月程度遅れ、農業が基幹産業とうたいながらも、真に農業者に寄り添う姿勢が欠けていると認めざるを得ません。

また、全国的に報道された道の駅構内における飲酒運転事故及び身代わり依頼の犯人隠避、教唆等の嫌疑事案について、これらの事実確認に向けた聞き取り等能動的な調査を行わず、その嫌疑がかけられている当事者とのテナントの賃貸契約をこの令和5年度中に更新をいたしました。

また、このテナント間と町との賃貸契約書にはうたいがない、書かれていないにも関わらず、暖房料を賃料に含めるなど明らかに不適切な事務が行なわれていたものであります。

給食センターにおいては、ハラスメントの一言で片付けるにははばかるほどの事案が生じ、結果人身事故扱いにまでなっております。ふざけていたとか、コミュニケーションだったというような言葉で片付けられるものではありません。仮にでございます、皆さん想像していただきたいんですが、自身の家族、子ども、親、そうした方々が勤務先である給食センターで所持品を隠されたり、落書きをされたり、残渣、捨てるごみを食べさせられたり、仕事だと言って食べさせられたり、衣服に食材を塗りたくられたり、このようなことがされて許されると思うのか。皆様自身に問うていただきたいと思えます。

結果としてこの職員については、年度をもって退職をしたというてんまつになってお

りますが、今現時点においても、本件については解決をしていないというような事態であると認識しております。

一般会計だけでも70億円前後、特別会計も入れると120億円前後のお金がこの町で使われており、100人以上の職員がおり、様々なことが起こるのは致し方がない、このように捉えております。でも、このような事案自体が生じた際に、なぜ社会通念に照らしてしっかりと対応しないのか、理解が全く及びません。

こうした本町の悪しき体質が改善するというような展望は、この令和5年度において見られるものではありませんでした。行政としての倫理感が崩壊しているのではないのかと、疑問に思うことが多く見受けられたものであります。

また、病院会計への多額の繰出しに伴って接遇、受けられる医療サービスが改善したということも見受けられません。もちろん評価する声があることも認識してはおりますが、毎度のことながら予算やプラン、計画どおりの病院の運営や経営ができていない。これらが民間感覚で鑑みると、なぜできない、計画どおり、プランどおりにできないものを、何年にもわたって億単位の赤字、支出を出して、何年も繰り返していくのか甚だ理解が及ばないものであります。

そしてこの議場内においても、町長自らが度々悪態をつく、議事を乱すということもあり、首長、政治家としての資質を問われかねず、こうしたことが町長以下の管理職や町職員にも及ぼす影響があったと捉えているところでございます。

これら一例ではございますが、これらをもって令和5年度事業決算を是と認めることには至らないため、本提案には反対を致すものであります。

傍聴者の皆様、視聴されている町民の皆様も、ぜひぜひ御自身の中で、これは今私が述べたようなことはありなのか、なしなのかということを考える機会としていただければ幸いです。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度の予算編成方針では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動を両立させたウィズコロナ、アフターコロナへの適応、物価高騰による影響により、不透明かつ不安定な地域経済の状況、町民サービスの確保などを総合的に検討し、将来に向けてより効率的で健全な財政運営が行なえるよう、必要な施策を取り込んだ予算執行となりました。

新型コロナウイルスが5類へと移行し、コロナ禍前の日常が戻りつつある中、円安や国際紛争等の様々な影響による経済対策として、物価高騰生活支援などに取り組んだ内容となっております。

歳入決算総額は76億1,620万7,099円で、前年度比2.77%の減、歳出決算総額は74億8,813万7,618円で2.63%の減となりました。翌年度への繰越財源となる繰越明許費を差し引いた1億2,070万2,481円の黒字決算となって

おります。

予算現額に対する執行率は96.64%と、おおむね執行されていると評価いたします。

地方交付税の占める割合は42.7%と高い状況で、本町の経済情勢は、人口減少、高齢化の進展、雇用問題、企業の撤退などにより厳しい状況が続いており、町税については大きな増収が見込めない状況となっております。

その中でも、世界的なエネルギーや食品価格の高騰、本町経済が停滞する中で、税徴収収納率が上がっており、税徴収対策やふるさと納税等の施策推進により、収入確保が図られていることが見られました。

個性あるふるさと基金は1億1,998万9,000円で、前年度比1,923万円の増となり、取組の成果が見られます。

18歳までの医療費助成、小学校エアコン設置や本別高校生の海外研修、資格取得や通学にかかる費用助成等、こども子育て施策や教育の継続充実など、子育て世代に厚く支援をされており、ふるさと納税の財源が大きく貢献していると高く評価いたします。

その他2件の起業があり、企業誘致奨励、フェスティバル支援など、活力あるまちづくりへの取組の努力が見られます。

限りある財源を有効かつ効率的に活用するため、不用額が生じた際には、積極的に減額補正に努め、住民福祉の向上のために、地域に密着した事業に振り替えるべきと思います。

決算特別委員会で指摘のあった事業運営については、検証し、よりよい執行になるよう努めていただきたいと思います。

今後も地域経済の活性化、環境に優しいまちづくり、雇用対策、町民の生活重視、子育て支援を推進し、次年度以降に向かって町民生活に密着した行政運営が図られ、魅力ある本別町のまちづくりが推進されることに期待をいたしまして、意見を申し添え、令和5年度本別町一般会計決算認定の賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○11番（高橋利勝）〔登壇〕 認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論をいたします。

決算委員会のときにも申し上げましたが、町長は令和5年度町政執行方針において、令和5年度予算に当たっては、住んでよかった、住んでみたいと実感できるまち、本別町を築くことができるよう、様々な事業に対し、積極的に取り組んでいくことを述べています。

令和5年度一般会計決算では、季節労働者雇用対策事業、本別公園魅力アップ事業、本別高校の教育を考える会への補助金による本別高校生の海外研修、高齢者の生活支援、

タクシーチケットの助成、不妊治療への助成、乳幼児等医療助成事業、種子生産の奨励事業、小学校エアコン設置工事、また、ただいま反対討論でもありましたが、長年懸案でありまして、その跡地活用のための解体、静山研修センター解体等の事業を着実に執行してきたことから、私はこのことを受け止め、よって賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 令和5年度本別町一般会計決算に賛成の立場で討論いたします。

まず、原水爆禁止運動について申し上げます。

原水爆禁止運動を進めている日本原水協は国際NGOにも参加しており、大江健三郎氏や山田洋次氏などの著名な人が賛同者にこれまで名を連ねています。

日本原水協は、広島、長崎において隔年で開催される原水禁世界大会に向け、北は北海道、南は沖縄から平和行進を行っており、自治体等を訪問、署名や募金活動を行なっています。

本別では歴代町長をはじめ、農協組合長なども趣旨に賛同し、署名や募金等に協力していただいています。いつも非核平和の町宣言している町なので、趣旨に賛同しますとのこと。歴史あるこの運動は、平和を願う日本国民、本別町民の心に応えるものと言えます。

日本共産党がこの運動に参加していることは、極めて当然のことです。私は本町の非核平和の町宣言を高く評価するとともに、原水禁運動に対する理解と御協力をいただいていることに感謝をいたします。この運動がさらに広がることも祈念しております。

以上申し上げ、本決算に賛成の討論といたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○2番（加藤徹己）〔登壇〕 認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

決算に係る実質収支に関する調書では、歳入76億1,620万7,000円から歳出74億8,813万8,000円、そして、翌年度に繰越すべき財源の736万7,000円を差し引いた実質収支額は、1億2,070万2,000円の黒字決算となりました。

また、本町の財政分析などによる健全化判断比率及び資金不足比率についても基準を下回っているところであります。

本会計の決算審査特別委員会において、各施策について予算を正確かつ適正、効率的に執行しているかなどについて質疑をさせていただき、丁寧な説明をいただきました。

3日間で10時間49分、それぞれの予算執行と事業内容及び成果などについて確認をしたところであります。

新型コロナウイルス感染症への対応が大きく変化する中、第7次総合計画に基づく施策推進に加え、ゼロカーボンシティ宣言など、新たな行政課題への迅速な対応を図りな

がら、町民サービス向上などの取組もなされた内容であったと考えます。

各施策では、本町の基幹産業である農業への各種支援をはじめ、林業支援やまちなか活性化などへの商工業支援と観光推進への取組もなされてきたところであります。

また、未来への投資である子育て支援や、子どもたちの学ぶ環境への取組では、近年の猛暑に対応すべく、小学校へのエアコン設置をいち早く取り組み、加えて、国際理解教育と英語教育の集大成として、生徒を姉妹都市であるオーストラリア・ミッチェルへ研修派遣をしております。

長引く新型コロナ禍や世界情勢の大きな変動に伴い、物価高騰などの影響を受けて地域経済の状況が不安定に陥っている中、経済活動への施策推進に加え、将来を見据えた健全な財政運営に努力をされた内容であったと考えます。

限られた財源の中で、費用対効果を高めながら適正な予算執行に努められた職員の皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

町民生活に寄り添い、町民の声に耳を傾けながら進めてきた町政運営であったと確認をいたしましたので、決算認定に賛成するものであります。

以上、認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

議員各位の賛同を得ますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第2号令和5年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号令和5年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号令和5年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第3号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第4号令和5年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号令和5年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号令和5年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように支援していく拠点であり、介護予防や、日々の暮らしのサポートに取り組み、様々な相談を受ける窓口ですが、その役割を十分に果たしていたとは認めることができません。

介護認定の申請をし、認定を受けた方は担当ケアマネがつき、その方に合ったサービスや継続した支援を受けられます。しかし、介護認定を受けるまでもない、でも見守りや何らかの支援が必要な方へのフォロー体制ができていませんでした。

例えば、認知症がある独り暮らしの高齢者。生活はできているものの、継続した見守り、状況確認が必要であることは知り得ていたのに、一度訪問したのみでその後のフォローなし。

ほかにも、認知症があり、薬の飲み忘れ。それが原因で疾患の増悪を繰り返す高齢者。場合によっては、自宅で突然死の可能性があるという情報を得ていたにもかかわらず、初回訪問後数か月にわたり関与せず。このような事案が散見されていました。

また、そのような対応、体制について、外部からの指摘が一度ならず複数回あっても改善することなく、介護度のつかない高齢者は置き去りという実態。本町は物忘れ散歩のできるまちとして、地域住民や関係機関と連携しながら、町ぐるみの見守り体制づくりに取り組んでいるはずですが、情報提供は一方的なもので、情報共有、連携が取れていませんでした。

このような状況から、適切に業務が遂行されたと評価することはできません。

よって、反対させていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護サービス事業、特に特老に関しては、原則として介護保険制度の要介護認定において、要介護3以上の介護度の高い方たちが入所されており、家族の方からとても助かるとの声があります。入所者とその家族と十分に話し合い進められていることと見受けられました。

特別養護老人ホームに関しては要介護3以上の方と入所要件がなっておりますが、厚生労働省の定める特例要件が該当していれば、1、2でも、特定疾患を患っている方で

も、40歳から64歳の方が入所されるところでございます。

町内には介護サービス事業者、社会福祉協議会をはじめとする介護サービス事業者があり、制度外の方となる方にも困り事に対して対応されていると思っております。

また、その仲介となるケアマネジャー等による相談体制については、今後も強化し、病院の地域連携室や介護施設事業者と情報共有し、連携をとって町民に寄り添い、介護サービスを向上させていただくこととし、令和5年度計上された介護サービス事業の決算、執行された決算経費については認めるものです。

以上のことから、令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

年度内におきまして、施設介護サービス上複数件の事故があり、賠償事案に発展したものもあります。うち1件につきましては、骨折をしてしまった、させてしまった、いずれか骨折事案に対しまして、この賠償額が3,000円と社会通念に照らしても極めて低額であるというものでありました。

また、事故が生じたものについても介助中の可能性が低いというような趣旨から、賠償に至っていないものもあります。

ところがこの損害賠償論というもののから鑑みると、例えば0か100か、介助中だったか否かということだけではなく、その他の諸事情も勘案する必要があるはずです。例えば管理責任はどうだったのか、施設の状態は適切だったのか等々を鑑みて、そこに対して応分の過失があるのであれば、例えば1割とか2割ぐらい管理監督責任が至らなかったなというようなものがあれば、それらについて損害賠償を行なうのが通例であります。

しかるに、令和5年度においてはそうした適切な対応がなされていなかったということで、なされていなかったと認めざるを得ません。

こうしたお世話になっている立場の方々が物を申しにくい状況であるというところに心を寄せなければなりません。

入所に関する契約書においても、双方協議の上というような定めがありますけれども、ここは対等というような建前でありながらも、さきに述べたとおり、お世話になっている立場だということから強く物を言えないというような利用者や御家族の状況があるというところを鑑みなければなりません。そうした寄り添いがなかったのではないのかなと考えるところであります。

本町においては、現在オレンジカフェへの取組なども進んで、高齢者への対応が期待できる、一部においては期待できるというように感じていたところ、一部の認知症高齢者や御家族に対して寄り添った対応や姿勢が欠落していたのではないのかと感ずるところ

ろもありました。

施設における面会制限等も緩和する中、施設利用、面会利用の制限も緩和する等、施設利用者への配慮もうかがえたところであります。そうした中であり、極めて残念なことでもあります。

また、町民の方からよく頑張ってくれている、そうした声が寄せられている特定の職員もいらっしゃることから、こうした改善点を十分に洗い出して、年度の反省を生かし、次に生かしていただきたいと願いつつも、年度の評価としては利用者一人一人のニーズや状態に合った介護サービスを適切かつ効果的に提供しているとまでは認めることができず、反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人です。

起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第6号令和5年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号令和5年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号令和5年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第7号令和5年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号令和5年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号令和5年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第8号令和5年度本別町水道事業会計決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号令和5年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号令和5年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、認定第9号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 認定第9号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

国保病院においては、新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられた以降も、面会は原則禁止の対応をとり続けています。

面会は、入院中の患者、その家族にとって当然の権利です。また、医療従事者であれば面会が持つ意味、治療過程にとっての重要性を理解しているはずで、それを制限するには相応の意義や根拠が必要と考えます。

コロナが発生した当初の混乱時に面会制限の判断をしなければならなかったことは理解できますが、それをルールとしていつまでも続けてよいのでしょうか。そのルールには根拠があり、意味があるのでしょうか。どれだけの町民が、家族の最期さえ一緒に過ごせず、見守ることもできず、悲しく、つらく、悔しい思いをしてきたか。

患者や家族の権利を奪っておきながら、自分たちは自由に外出したり飲み会。なぜ自分たちの行動制限はせずに患者や家族だけ制限するのでしょうか。そして制限しておきながらクラスターも生じる。全く理解ができません。

在宅みとりについても実績1件のみ。6月14日の一般質問での答弁は、本人、家族の意思決定が一番尊重され、本人が希望するということであれば、適切な対応をしていく、実際に行なっているということでした。

実際に行なっている、やっていると言いながらたったの1件。希望した人が1人だったのででしょうか。実際にはもっと多くの希望者がいたはずです。

現に毎年10人以上の方が自宅での最期を迎えています。令和5年度においても、10人近い方が家族に見守られながら自宅で最期を迎えました。

町立病院では、在宅みとりを希望しても24時間対応できない、訪問診療はするけど往診はできないという理由でほかの医療機関に紹介する、これが実情でした。この状況が本当に患者の意思を尊重し、適切で最適な患者の希望に沿った医療提供なのか疑問です。

また、在宅みとりをしてもらうためには寄付をしなきゃ駄目なのか、偉くないと駄目なのかという町民の声。差別と言われても仕方のない運営だったと思います。

このようなことから、公平な医療を提供できていたとは認めることができません。

よって、反対とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 認定第9号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

病院の目的は、医師や看護師をはじめとする病院スタッフが親身に患者やその家族の立場に立ち、患者の病気に対峙し真剣に向き合い、病気と闘い、その病気を治すことにあります。そのためには、何よりも患者に信頼される実績のある優秀な医師の確保がまずもって最大の課題であるということ、医師、看護師確保ができず、閉院や派遣医師、看護師による運営を余儀なくされている町村がある中、本町在住の医師や看護師など、関係職員がいます。

病気になったとき、いつでも安心して信頼して診察してもらえる病院、町民の命を守る病院が町内にあり、優秀な医師がいることは、町民にとって家族にとって何事にも代え難い何よりも大切なことであると考えます。

町民の方からは、医師や看護師の接遇に対しても高い評価を聞いており、研修や院内での課題を共有し、解決に向けて検討された成果と捉えております。

給与費や物価高騰による材料費及び経費等が増加しており、経常的に一般会計の支えがなければ地域医療、病院事業としての運営が成り立たない環境は今後も継続されることは予想されております。

令和5年度決算においては、救急医療、小児医療等各種専門派遣医師確保、設備の更新等の運営経費として、町民の命と健康を守る予算の執行が適法かつ適正に行なわれたと判断いたします。

今後も医師確保に努めながら、患者の視点に立った質の高い医療サービスを持続的に提供していくことを期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第9号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

令和5年度においても、当初予算やプランによる目標値を上回る多額の繰入れを行ない、額としては約4億4,000万円、うち町の単独費が約1億7,000万円から1億8,000万円と多額に及んでおります。

これらは、厳しい町財政に与える影響は極めて大きいものと判断をいたしているところであります。また、令和5年度におきましては、病棟配置薬品の盗難も疑われ、職員の倫理観についても疑義を持たざるを得ません。

令和5年度中において約385万円を要して作成したプラン、これはこの令和6年度において運用されているわけではありますが、こちらもう既に運用から数か月の内に予定どおりにはなっていないし、今後もしない見通しであるというところが御答弁、御説明から示されたところであります。

いわゆる諸物価高や世界情勢の変遷に伴ういわゆる物価高騰等の前から、予算やプランどおりに病院運営や経営ができていないというような事態がありまして、これはもう恒常的になっているものであります。

また、町民の皆様より高い品質の接遇や医療サービスが受けれないというような声が

複数寄せられている中、当然のことながら現在も利用されている方もいらっしゃるでしょうから高い評価をされている方もおられる、これを否定するものではありませんけれども、少なくとも相当数の方々が利用はしたくないと、できない、安心できないというような感を持っている方も相当数いらっしゃるというのも事実、実態であります。

これら事象を鑑みて、抜本的改革を行わなければならないという時期はとうに過ぎているにもかかわらず、漫然とこれまでどおりの経営運営を行なっていることは明白であり、民間感覚に照らしても到底理解が及ばないものであります。

さきに述べた新しいプランにつきまして、外部コンサルに頼っても駄目、何年本当に同じことを繰り返していくのかというところであります。病院が地域にとって必要である、そうしたことは当然であると思っておりますし、一定の赤字、こうしたもの、公的病院が赤字体質であるというところについても理解はしております。ただし、そうした財政負担や支出に伴った安心していただける医療サービスが提供されているとは認めることができないため、さきにも述べたとおり、抜本的改革、具体的には運営の主体を見直していく、町直営から見直していくということがもう必要であると。また、不採算部門、救急何かもありますし、公的病院の問題、課題というのは少なからず近隣町村における病院においても同様のものを、程度の差はあれども同様のものを有していると考えておりますので、これは政治的な対応を持って近隣域の連携等を行なっていく、そういうようなことも必要ではないのかなと考えているところであります。

それらが見受けられない、こうした具体的提案を行なってもそうした機運が見受けられない中、この令和５年度の決算認定には到底賛成することができません。

また、心ある職員が伸び伸びと安心して働ける、そうした病院環境が整っているということも、この令和５年度においては一部のそうした方々からはそういうような環境にはないというようなお声も届いており、こうしたところの改善、改革も急がれるものであります。

以上をもって、本提案については反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○２番（加藤徹己）〔登壇〕 認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

令和５年度における本別町国民健康保険病院の経営運営状況は、医師不足の要因などにより依然として厳しい状況に直面していますが、町民の命と健康を守り、町民に愛され、必要とされ、なくてはならない病院を目指しながら、地域医療を支えているところであります。

また、当病院は救急告示病院として指定を受け、２４時間３６５日急な患者を受け入れるなど、住民が安心して暮らせる体制を整えていることなども含めて、地方公営企業法、同法施行令等の規定、また総務省副大臣通知に基づき、不採算部門、不採算医療を担う公立病院として、病院運営経費の一部を一般会計からの繰入れという形で入れており、不可欠なものとなっているところであります。

そして、町内で唯一入院病棟を持っており、町の病院として重要な役割を担っていますし、地域連携室では、診療などに関する関係機関との調整機能を発揮し、患者に寄り添った対応により成果を上げてきているところでもあります。

一般会計からの繰入れについては、ルールはありながらも、病院経営運営への最大限の努力が求められているところでもあります。

令和５年度において、事務スタッフ、医療スタッフの献身的な努力により、病院経営の健全化、そして運営努力がなされているとは考えますが、さらなる努力を続けられることを期待いたしまして、認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定の賛成討論といたします。

議員各位の賛同を得ますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者７人。

起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定をいたしました。

◎日程第５ 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第５ 諸般の報告を行ないます。

報告第６号専決処分報告〔令和６年度本別町一般会計補正予算（第１０回）〕について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第６号専決処分報告。

令和６年度本別町一般会計補正予算（第１０回）につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,955万円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金1,000円の増額補正は、公共施設等整備基金として本別町内にお住まいの匿名の方からの指定寄付金、4節教育費寄付金30万円の増額補正は、図書購入費として、本別町南3丁目1番地9の税理士法人TAP様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金1,000円の増額補正は、寄付者の意向により公共施設等整備基金に積み立てるもの、その下、10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費30万円の増額補正は、寄付者の意向により図書館館内図書を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和6年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和6年8月分及び9月、10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和6年度土地開発公社理事会の審議内容について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 令和6年度本別町土地開発公社理事会の報告について内容の説明をさせていただきます。

土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき公有地の取得等を行なわせるため設立された法人で、同法第18条第2項により、予算、事業計画及び資金計画を作成、変更する場合は、町長の承認を受けなければならないものとされております。

また、地方自治法第243条の3第2項により、町長は政令で定める出資法人について経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないこととされております。

今般、町土地開発公社におきまして第2回理事会が開催され、事業計画等の作成、変更について、内容が適切であり承認したことから、規定により内容を説明する書類を提出したものであります。

では、内容について説明させていただきます。

添付しております理事会議案書、2ページをお開きください。

まず、議案第2号令和6年度本別町土地開発公社事業計画についてですが、今般、町内におきまして公共用地として立地及び面積が適当な一団の土地が販売されることから取得計画を定めるものです。

令和6年度本別町土地開発公社事業計画。

1、公有地取得事業。区分、その他公共用地、面積16,758.36平方メートル、金額1,480万円としております。

20ページの次に添付しております資料、公共用地の購入についてを御覧ください。

具体的な購入予定地の概要でございますが、地番は本別町南3丁目16番地6外12筆となっております。

次のページの地図を御覧ください。場所は、南3丁目の旧営林署の用地となっております。

地目につきましては、宅地。都市計画上の用途地域は第2種中高層住居専用地域となっております。

今回、購入を進める理由であります。当該地域は町市街地の住宅地内で相当程度の面積を有する一団の土地で、予定地の南側に認定こども園があり、現在その南側及び西側に誘致企業による苺農園と木育施設の建設が予定されております。誘致企業のお話では、苺農園の運営状況次第では農園の拡張も視野に入れており、また、状況次第では苺農園に関連した食品関係企業の誘致も考えられるところです。また、仮に農園関連の事業で使用しないとしても、周囲の状況から住宅地として分譲処分できる見込みがあることから購入を進めることといたしまして、公社の事業計画を策定するものです。

以上、議案第2号令和6年度本別町土地開発公社事業計画でございます。

次に、4ページをお開きください。

議案第3号令和6年度本別町土地開発公社補正予算（第1回）についてですが、議案第2号の土地取得計画により、取得費用を計上する必要があるため補正するものです。

9ページをお開きください。

予算実施計画ですが、下段の資本的支出、1款資本的支出、1項公有地取得事業費、補正予定額1,480万円を用地そのものの取得費用として計上しております。金額につきましては、当該取得予定用地は本年6月14日まで一度販売公示がされておまして、その際の販売額が1,480万円となっていたことから同額を計上するものとなっております。

上段の収益的収入及び支出の収入ですが、2款事業外収益、1項受取利息140円の減額ですが、今回の用地取得の際、定期預金を取り崩す予定としているため利息額が減少する見込みとなるものから補正するものです。

次に、中段の収益的収入及び支出の支出ですが、1款事業原価、1項公有地取得事業原価、補正予定額1,000円を、今回の用地取得に係る諸経費として計上するものです。

補正の内容は以上で、10ページから18ページにかけましては、予定損益計算書等予算に付属する資料を添付しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

議案第4号令和6年度本別町土地開発公社資金計画についてですが、令和6年度本別町土地開発公社資金計画、受入資金は事業外収益で158円、受入資金合計も158円となっております。

支払資金は公有地取得事業費で1,480万1,000円、租税公課で8万円、合計1,

488万1,000円で、受入資金と支払資金の差し引きは、1,488万842円の減少となっております。

以上、議案第2号から議案第4号までの議案につきまして、令和6年10月30日に理事会を開催し、議決され、同日承認願いを受け、10月31日付で承認したところでございます。

以上、令和6年度本別町土地開発公社第2回理事会議案の提出についての報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和6年第3回定例会以降における主な審議内容についてお手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とまち広域消防事務組合議会の令和6年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和6年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第6 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和6年度各会計の10月末現在における予算執行状況について報告いたします。

一般会計の執行状況につきましては、予算額76億5,006万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は34億6,558万2,000円で、45.3%の執行率となっており、歳出の支出済額は34億1,089万1,000円で、44.6%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度当初算定比2.29%の増、額にして6,627万6,000円増の29億6,597万4,000円となる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借り入れしている臨時財政対策債は、前年度比54.0%の減、額にして1,084万3,000円減の924万1,000円で、普通交付税を加えた総額では、当初算定比で前年度を1.9%上回る結果となっております。特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。前年度比14.4%減の2億7,103万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額9億9,010万円に対しまして、歳入の収入済額は4億6,832万6,000円で、47.3%の執行率となっており、歳出の支出済額は5億1,832万2,000円で、52.4%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億5,516万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は7,421万3,000円で、47.8%の執行率となっており、歳出の支出済額は6,069万5,000円で、39.1%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億4,354万6,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億8,653万8,000円で、46.6%の執行率となっており、このうち介護保険料につきましては、調定額1億8,641万7,000円に対しまして、収入済額は9,637万6,000円で、51.7%の収納率となっております。歳出の支出済額は5億1,744万6,000円で、48.1%の執行率となっており、このうち保険給付費につきましては、4億3,512万1,000円で、支出済額の86.7%となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額3億4,197万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億8,353万3,000円で、35.6%の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額8,348万2,000円に対しまして、収入済額は8,335万3,000円で、99.8%の収納率となっております。歳出の支出済額は1億5,591万8,000円で、51.3%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の執行状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額2億8,676万8,000円に対しまして、執行額は1億6,255万円と、前年度比71.9%、額にして4,444万2,000円の増となり、予算に対する執行率は37.1%となっております。水道事業費用につきましては、予算額2億8,676万8,000円に対しまして、執行額は6,294万6,000円で、前年度比8.2%、額にして560万4,000円の減となり、予算に対する執行率は22.0%となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額3,469万7,000円に対しまして、執行額は1,194万9,000円で、34.4%の執行率となっており、資本的支出の予算額1億6,516万6,000円に対しまして、執行額は6,264万3,000円で、37.9%の執行率となっております。

次に、下水道事業会計の上期の執行状況であります。収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益の予算額4億1,981万8,000円に対しまして、執行額は1億7,827万7,000円で、42.5%の執行率となっており、下水道事業費用の予算額4億1,981万8,000円に対しまして、執行額は5,320万8,000円で、12.7%の執行率となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額2億1,145万8,000

円に対しまして、執行額は4,547万円で、21.5%の執行率となっており、資本的支出の予算額3億2,384万7,000円に対しまして、執行額は1億1,563万8,000円で、35.7%の執行率となっております。

なお、地方公営企業法の適用に伴い、本年度から簡易水道特別会計は水道事業会計へ統合、公共下水道特別会計は廃止をし、下水道事業会計を新たに設置しております。

次に、病院事業会計の上期の執行状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額11億8,410万9,000円に対しまして、執行額は5億9,384万7,000円で、予算に対する執行率は50.2%となっております。このうち入院収益は1億5,544万3,000円で、前年度比10.2%、額にして1,759万6,000円の減、外来収益は1億3,167万6,000円で、前年度比2.3%、額にして294万円の増、その他医業収益は1億7,483万9,000円、前年度比0.2%、額にして37万1,000円の増となっております。

病院事業費用につきましては、予算額12億3,641万4,000円に対し、執行額は4億7,757万4,000円で、前年度比2.7%、額にして1,328万1,000円の減となり、予算に対する執行率は38.6%となっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は1億1,627万3,000円となったところであります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額2億1,577万2,000円に対しまして、執行額は5,224万円で、24.2%の執行率となっており、資本的支出の予算額2億4,706万7,000円に対しまして、執行額は6,621万3,000円で、26.8%の執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は6,497人で、1日平均35.5人となり、そのうち地域包括ケア病床の入院患者数は815人、1日平均4.5人となっており、入院患者全体を前年の同期と比較すると565人、1日平均3.1人の減となっております。外来患者数は1万3,626人で、1日平均109.9人となり、前年同期と比較すると257人、1日平均2.1人の減となっております。入院患者数の減は、長期入院患者や熱中症関連の入院患者の減少が主な要因と捉えており、外来患者数の減は、発熱外来の受診者が減少したことによる影響があるものと考えております。

以上、令和6年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、令和7年度予算編成方針について報告いたします。

令和7年度の予算編成につきましては、11月13日に職員による予算編成会議を開催し、方針を示したところであります。

8月に公表された総務省の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、所得税等国税4税の税収等の増加を見込み、前年度比1.7%増の18兆9,753億円としております。

本町の財政運営につきましては、これまで、町債の減などにより、各種財政指標の上では健全財政を堅持しているものの、引き続き、予算の重点化、効率化を図る中で、経常経費の削減、基金依存の解消、公債費負担軽減などに取り組み、歳入に見合った歳出の原則の下、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

財政試算につきましては、歳入では、予算編成に大きな影響を与える地方交付税について、総務省概算要求では、経済状況の推移、税制改正等の内容を踏まえ、前年度比1.7%増で見込まれておりますが、令和6年度の本町における算定結果を基に、普通交付税は令和6年度決算見込額に対し1.4%減で試算しているところであります。

また、町税につきましては、総務省仮試算では3.5%増で見込まれていますが、本町の地域経済状況等を踏まえ増減なしで見込んでおります。

さらに、基金からの繰入れにつきましては、当初予算で財源調整のため繰入れした額に対し、決算時には同規模の積み戻しができる基金に依存しない体制を目標にしています。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度決算見込額に対して2.1%の増、物件費・維持補修費は1.4%の減、補助費等は0.2%の減、繰出金は7.1%の増、投資的経費は85.0%の増を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画等の確実な実施を指示しているところであります。

一般会計の財政規模といたしましては、87億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になると考えております。

以上のように、令和7年度の予算編成につきましても引き続き厳しい状況となることが想定されますが、第7期本別町総合計画に基づいた地域活力を維持する取組を推進し、町民の皆様と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、令和6年の農作物の作柄について報告いたします。

本年の気象経過であります。植付期の4月から5月中旬にかけて平均気温が高く推移し、農作業も平年より早く進みましたが、5月中旬から6月中旬は低温傾向、降水量につきましては、時折まとまった降雨があったものの、平年より少ない状況で乾燥傾向にあり、7月以降は高温少雨で干ばつ傾向となりました。

J A本別町、農業改良普及センターの調査実績によりますと、小麦につきましては、7月上旬の強風により一部に倒伏がありましたがその影響は少なく、乾麦で11.6俵、製品で11俵を確保でき、良い結果となりました。バレイショは、高温障害を受けた品種があったものの、全体的には平年作となりました。豆類につきましては、平年よりも良い収量となっています。てん菜は、9月と10月の気温が平年より高く、その影響で15%台と平年より低い糖度を見込んでおりますが、収量につきましては、反当り6.7トンと良い結果となりました。

飼料作物のうち、牧草につきましては、一番刈りは天候に恵まれ多収、二番刈りは高

温少雨により低収でありましたが、合わせて平年並みの収量となりました。デントコーンは平年より収量が少なくなりましたが、栄養価値は高くなっています。

全体を通じまして、高温少雨の影響が見受けられましたが、良い出来秋を迎えられたことに農業者の皆様と関係機関の皆様にご心よりお礼申し上げます。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 本別町立仙美里小学校につきましては、本年の第1回定例議会において、令和7年3月31日をもって閉校し、本別町立本別中央小学校に統合することを報告しておりますが、その後の統合に向けた取組について、経過を報告いたします。

統合に伴う、児童の教育環境の変化に対応するための取組は、仙美里小学校・本別中央小学校の両校の教職員間での連携・協議の下、合同授業や合同遠足を実施し、児童同士がすぐに打ち解け仲良くなるための活動を行なっております。また、保護者につきましても、合同参観日、合同ミニバレー大会を実施したほか、教職員も親睦交流会を開催するなど、保護者・教職員も含めて交流を深め、統合後の良好な教育環境の構築に資するための取組を進めております。

統合後のスクールバス路線については、仙美里小学校・本別中央小学校・本別中学校のスクールバスを利用している児童生徒の保護者と、令和7年度からスクールバスを利用される児童生徒の保護者を対象に、スクールバス路線変更に関する保護者説明会を開催し、統合後の新路線について、御理解をいただいたところであります。

閉校記念事業等の取組については、歴代PTA会長を中心とした仙美里小学校閉校記念事業協賛会が設立され、協賛会事業として、記念看板の設置、記念誌の編集、閉校記念運動会における地域の方も参加した玉入れと餅まき、そして、親子バス遠足等が実施されたほか、令和7年2月23日には閉校記念式典の開催が予定されており、準備が進められているところであります。

今後も、児童や保護者、地域の方々の思いを尊重し、仙美里小学校の本別中央小学校への円滑な統合のため取組を進めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、統廃合に係る関係条例改正議案を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 7 承認第 1 1 号

○議長（篠原義彦） 日程第 7 承認第 1 1 号専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第 1 1 号専決処分の承認を求める件について御説明申し上げます。

令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を計上したものです。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 6 万 2,0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 5 億 6,9 2 4 万 9,0 0 0 円とする内容であります。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2、歳出であります。2 款総務費、4 項選挙費、2 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、1 節報酬 9 0 万 9,0 0 0 円の増額補正は、選挙管理委員 4 名分、投票立会人延べ 8 9 名分、開票立会人 1 5 名分及びパート事務員 1 名分の報酬を計上するものです。

3 節下、1 0 節需用費、消耗品費 1 9 8 万 6,0 0 0 円の増額補正は、投票所用事務用品等の消耗品費、投票所入場券等の諸用紙印刷費等を計上するもの、1 1 節役務費 1 0 7 万 5,0 0 0 円の増額補正は、入場券及び選挙公報の郵便料等を計上するもの、1 2 節委託料 3 0 6 万 2,0 0 0 円の増額補正は、小選挙区選挙 6 3 か所、最高裁判所裁判官国民審査 1 3 か所のポスター掲示場設置及び撤去業務、投票用紙計数機等の機器保守点検業務の委託料を計上するものです。

3 ページ、4 ページをお開きください。

1、歳入であります。1 5 款道支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、4 節選挙費委託金 9 4 6 万 2,0 0 0 円の増額補正は、選挙費用の全てが委託金として北海道から交付されるため歳出費用と同額を計上したものです。

以上、令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第 11 号専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）〕を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 11 号専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第 8 議案第 52 号

○議長（篠原義彦） 日程第 8 議案第 52 号契約不履行による無収水量の増加に関し和解することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第 52 号、契約不履行による無収水量の増加に関し和解することについて、御説明を申し上げます。

本別町水道メーター検針業務委託に係る契約不履行に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、説明につきましては、被害の概要、和解の要旨、和解の理由のみとさせていただきます。

1、和解の相手方につきましては、記載のとおりです。

2、被害の概要につきましては、相手方は本別町新町 29 番地 4 家屋の水栓について、令和 6 年 1 月から 3 月までの各月において、令和 5 年 4 月 1 日に本町と相手方との間で締結しておりました、本別町水道メーター検針業務委託契約に基づく検針を、適切に行なわれていなかったことにより、本別町水道事業は漏水の発生を把握できず、配水量 124 立方メートルの損失を被ったところでございます。

3、和解の要旨につきましては、本件にかかる損害賠償金を 29,459 円と定め、相手方が本別町水道事業に対し支払うものとし、本件に関し本別町水道事業及び相手方は、今後いかなる事情が生じて、損害賠償その他、名目のいかなを問わず、一切の請求をしないこととしております。

4、和解の理由につきましては、相手方の契約不履行により本別町水道事業が、損害

を被ったことに関し、相手方が本別町水道事業が算定する損害賠償請求額の支払いに応じたためでございます。

以上、議案第52号の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目、お伺いをいたします。

2番項にあります被害の概要、こちら本別町水道メーター検針業務委託契約に基づく検針を適切に行なわなかったということの記載がございます。

まず、こちら検針を適切に行なわなかったとありますが、具体的にはどのように適切に行なわなかったのか。故意か過失かも含めて具体的対応を伺います。

2点目でございます。4番項和解理由に本別町水道事業が算定する損害賠償請求額の支払いに応じたためと記載がございます。こちら本件、本提案の一連またはその関連となる件について、時系列についてお伺いをいたします。

まず、本件が発覚したのはいつなのか。また、本件関連事案といたしまして、この住宅に与えてしまった損害、この漏水によって損害が生じて住宅に損害を与えたという点について議会に提案をしたのはいつなのか。

また、結果として賠償事案として和解の提案がございますけれども、賠償事案である旨を検討したのはいつなのか。また、こちら相手方に対して、第3セクターになりますけれども、こちらに対して具体的に損害賠償に向けての協議、提案をしたのはいつなのか。またはこの事業所がこれらに応じたのはいつなのかという点、こちら具体的に時系列をお伺いいたします。

続きましてお伺いをいたしますが、まずこちら今お伺いした議会へ関連事案といたしまして住宅への損害を提案されましたが、結果としてこのようなてんまつ、この無収水量、漏水量に対しても、損害賠償事案としたわけですが、これ当初より自ら御説明等がなされていなかった事案でございます。本提案についてこういう事案が生じてこういう検討していますというような御提案が当初、町自ら御提案が、御説明がなされることはなかったものでありますが、本件について、結果としてこのようなてんまつを迎えた提案をしてございますけれども、このてんまつをどのように総括して、またこれを類似の案件の再発防止等に生かす御所存での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

続きましてお伺いをいたしますのが、こちら漏水により住宅に損害が生じたという別の関連事案がございますけれども、この漏水量が増加したことにより、当然のことながら損害が拡大したことは察するにやすいわけですが、そちらについての協議はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、1点目。今回、相手方が適切に契約に基づく業務を行なわなかったというこ

となんですけども、具体的な内容につきましては今までもちょっと答弁させていただいた内容と重複する部分もあるんですけども、水道メーターの検針業務につきましては、毎月検針をしていただくことになっております。大体毎月25日26、27日辺りの月末に検針していただくことになっているんですけども、今回この事例、ここの新町の住宅の水栓に関しましては、それまで前の検針数値と同じ数値を報告してもらって、実際の検針数値とは異なる検針報告が3か月間、1月2月3月の3か月間、異なる検針の数値を報告していたという内容になっております。

2点目なんですけども、今回損害賠償に応じた経緯、時系列ということなんですけども、今までこれまで答弁のほうでもさせていただいてたんですけども、この漏水量152トンに関しましては、まず検針業務、発生自体は検針の有無に関わらず漏水自体は発生していたものですから、当初は相手方、今回の相手方に対して何て言うんですかね、検針を怠ったために発生した漏水量ではないと考えておりましたので、損害賠償については、当初は検討しておりませんでした。そういった中で、これまでの議会、一般質問のやり取りも含めまして、そういった原因、漏水量、漏水が発生した原因については、相手方に因果関係はないんですけども、その後、漏水量が拡大したという部分に関しまして、やはり責任部分があるだろうということで、内部で協議、また相手方とも協議した結果、今回、損害賠償請求するということで相手方がそれに応じてもらったという流れになっております。

賠償についての協議、いつからということなんですけども、実際の協議につきましては、具体的には9月、前の9月議会を経て、それ以降になりますので、そこから協議をちょっと複数回、電話協議も含めてなんですけどさせていただいて、実際に相手方がうちのほうの提案も含めてですけども、損害賠償額もその間詳細にちょっと詰めさせていただいて、その金額で合意に至ったのが9月のちょっとすいません、正確な日付じゃないかもしれませんが、9月18日頃に相手方と協議が調ったということになっております。

3つ目、結果として漏水、今回の漏水案件を賠償、当初は議会のほうにも報告がなかったということで、先ほどちょっと説明したものと重複するんですけども、当初は発生に対して因果関係がなかったということで提案、報告はしていなかったんですけども、その後の経過を踏まえて、今回賠償請求させていただいたという内容となっております。

今回の総括なんですけども、うちとしても再発防止が一番重要な点でありますので、相手方に対しましては、複数回にわたり強く申入れをしているところであります。その中でも、検針業務、検針して数値を報告していただくというものだけではなくて、こういった今回の事例を教訓に、漏水量の発見にもそういった目視での検針は十分に役に立つといいでしょうか、そういったものがありますので、そこら辺も十分承知の上で、今後このようなことが二度と起こらないようにということで、相手方には強く申入れしているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後 1 時 47 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） 先ほどのこれとは別に、漏水量とはほかに今まであった住宅家屋の水栓の損害に関してということの答弁についてです。

こちらにつきましても今回のこの事案と同様なんですけれども、被害の発生そのものについては相手方に責任というか因果関係はないんですけれども、早めに漏水量が、漏水していることが分かっていたら、その後の被害拡大というものに関しては、今回の損害賠償と同様の考え方で、その部分についても、相手方にその検針が正しく行なわれなかったことに関して、被害拡大の原因の一部を責任があるものと認識をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） 改めて伺いをいたします。

ちょっと順前後いたしますけれども、最後に御答弁いただきました損害拡大の観点でございますけれども、当然家屋の損害が拡大した部分については、一定のね、直接的ではないにしろ責任が生じたというような趣旨の御答弁でありました。ならば、そちらについての賠償を、そちらについても応分の賠償を得るのが通常だと思うんですけれども、そちらはあれですか、これまでの中で保険で賄えているからというような考え方なのか。であるならば、こちら保険会社に御説明、そうしたことで協議が済んでいるのであれば、保険会社が求償をすることが、保険会社としてもこれ当然であると考えるところでございまして、その辺は保険会社と改めての協議というのをしたのかどうかという点について、伺いをいたします。

また、こちらの事業者でございまして、町も出資をする第3セクターであります。こうしたいわゆる不適切な業務というのはあってはならないことは当然でありますけれども、まず、さきにも伺いましたが、その検針がね、検針の報告が実際の検針量と異なる数量の報告がなされていた、3か月間にわたってということでございましたが、こちらについては、だから故意なのか過失なのか、それはどのような協議となっているのか。これまでのやり取りの中では、そちらは故意か過失かまでは賠償額等に関係がないというか、そういった御趣旨の答弁がありましたけれども、実際損害賠償に至るに当たって、原因の究明というのは当然必要、原因の究明をして再発防止というのは当然必要な上で、賠償を受けて今後に備えていくってところになっていくと思いますけれども、こちら故意なのか過失なのかという点について、明快に御答弁を求めるものでございます。

また、これらについて町民への説明というものもございまして。さきにも述べたとおり、町が出資をしている第3セクターによる不適切な業務ということもございまして。また、いわゆる町の業務を請け負う事業者に対する、こうした注意喚起というような観点、様々な観点がございまして、これらについての本件事案についての公表等はどのように考えた上での御提案となっているのか、改めて伺います。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） 質問のほうに答弁させていただきます。

まず1点目、今回先ほど答弁させてもらったとおり大本の事故、損壊事故のほうに関してなんですけども、こちらにつきましては、当初より保険会社と内容、こういった事実でこういった内容で今回こういう損害が発生してますということを全部保険会社に説明した上での賠償金の支払い、保険会社からの支払いとなっておりますので、その後改めて新しい報告等保険会社にするものは特になかったもので、改めての報告はしてないところであります。

2番目の検針、故意か過失かというところなんですけども、こちらにつきましては、その後の相手方との話、協議を重ねる中で、ちょっと明確な回答といいますか、確実にこういったものという回答は得てはいないのですけれども、おそらくという話の中なんですけども、検針を時間節約、その他の理由があったのかちょっと分からないんですけれども、今まで空き家ということを踏まえて、今までどおりの検針数値を報告したのではないかという回答は得ているところであります。

3番目の町民への説明、公表等については、今のところ予定はしてございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） この故意なのか過失なのかというところについて、その原因をはっきりしていない中で、再発防止というものを、しっかりとしたね、再発防止措置というものが取れるんでしょうか。おそらくということでの御説明でありましたけれども、取れるというのであれば、原因の究明がはっきりしていない中で、なぜ万全な再発防止策が講じることができるのか、理由について具体にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問に答弁させていただきます。

こちらにつきましては、本別町と相手方との間でメーター検針業務委託を締結させていただいておりますので、町としまして、町から実際の検針されている方個人への何て言いますかね、注意というか、今後こうやってくださいっていうことは、町としてはいたしておりません。あくまでも契約の相手方である今回の相手方に対して、今後そういったことがないように、検針員への教育、注意喚起も含めて万全なものにしてほしいということで申入れを行なっているところですので、今後このようなことは起きないものと考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５２号契約不履行による無収水量の増加に関し和解することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号契約不履行による無収水量の増加に関して和解することについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第５３号

○議長（篠原義彦） 日程第９ 議案第５３号令和６年度本別町一般会計補正予算（第１１回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第５３号令和６年度本別町一般会計補正予算（第１１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、福祉灯油事業及び福祉除雪事業の実施による事業費の計上と各事業の事業費確定による減額が主なものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,２２６万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億８,１８１万５,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

１５ページ、１６ページをお開きください。

２、歳出ですが、２段目の２款総務費、１項総務管理費、９目企画費、１節報酬、本別町総合計画等審議会委員５万２,０００円の増額補正は、第７期総合計画後期基本計画策定に係る審議会を当初見込みより多く開催することによるもの、その６節下、１８節負担金補助及び交付金、補助金、地方バス路線運行維持対策費２１０万３,０００円の増額補正は、十勝バス帯広陸別線の営業損益悪化による沿線自治体負担の増額によるものです。

その下、１４目基金費、２４節積立金、基金利子、財政調整基金から、１７ページ、１８ページをお開きください。

上段の野田永述育英基金まで合計１３４万３,０００円の増額補正は、預金利率の上昇により増額するもので、９ページから１２ページの歳入１６款財産収入、１項財産運用収入で同額の利子収入を計上しております。

その下の基金積立金、財政調整基金１億１,２３２万３,０００円の増額補正は、前年度繰越金の確定により増額するもので、今回の補正により、財政調整基金は３億２,００

0万円を取り崩し、1億1,483万7,000円を積み戻すこととなり、現時点での年度末基金残高は7億6,104万円となる見込みとなっております。

また、土地開発基金を除く全基金では、今回の補正により年度末残高が22億8,133万5,000円となる見込みです。

失礼しました、ただいまの基金積立金の金額ですが、積み戻し額ですが1億1,300万6,000円を積み戻すこととなり、現時点での年度末基金残高は7億5,854万円となる見込みとなっております。

また、土地開発基金を除く全基金では、今回の補正により年度末残高が22億7,883万5,000円となる見込みとなっております。

2段目の2項徴税費、2目賦課徴収費、22節償還金利子及び割引料、町税還付金40万円の増額補正は、過年度分所得税の修正申告による住民税の還付金について、不足が見込まれることから増額するものです。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節役務費、手数料、口座振替・振込7万9,000円の増額及び19節扶助費、本別町福祉灯油事業832万円の増額補正は、福祉灯油事業として65歳以上の高齢者等の低所得世帯に対し1世帯当たり1万3,000円を給付するための費用を計上するもの、同じく19節扶助費、身体障害者等合計392万1,000円の減額、19ページ、20ページをお開きください。

上段の介護給付・訓練等給付合計706万7,000円の増額及び地域生活支援事業合計122万8,000円の減額は、利用者数の増減による給付額の調整によるものです。

2段目の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、10節需用費、消耗品費、各種事業用17万円の増額、その下13節使用料及び賃借料、借上料、重機70万円の増額及び17節備品購入費、除雪機709万5,000円の増額補正は、豪雪地帯安全確保緊急対策事業として、福祉除雪事業用の備品等の購入費を計上するものです。

その下、18節負担金補助及び交付金、補助金、老人保健施設建設費703万2,000円及び老人保健施設運営費162万円の増額補正は、特別養護老人ホーム廃止に向け入所対象相当者を老人保健施設で受け入れていただくために必要な施設整備、運営に対する補助を行なうものです。

21ページ、22ページをお開きください。

2段目の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1節報酬、子ども・子育て会議委員7万1,000円の増額補正は、こども計画策定に係る審議会を当初見込みより多く開催することによるもの、4節下の19節扶助費、児童手当1,181万円の増額補正は、児童手当の支給額、支給対象範囲の制度改正によるもの、その下、施設型給付、特定教育・保育施設755万6,000円の増額補正は、公定価格の変更等によるものです。

飛びまして、27ページ、28ページをお開きください。

上段の8款土木費、2項道路橋りょう費、4目橋りょう維持費、12節委託料1,691万円の減額及び14節工事請負費1,700万円の減額補正は、橋りょう長寿命化事業の事業費の減額見込みによるものです。

ただいま説明いたしました橋りょう維持費につきましては、別冊の予算説明資料に事

業内容等を記載しておりますので御参照願います。

29ページ、30ページをお開きください。

下から2段目の10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金、補助金、本別高校の教育を考える会200万円の減額補正は、補助事業の採択により、考える会での財源確保ができたことから減額するものです。

31ページ、32ページをお開きください。

2段目の5項保健体育費、2目スポーツ振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、各種スポーツ大会35万円の増額補正は、水泳少年団等の全道、全国大会出場が見込まれることから増額するもの、その下、スポーツイベント実行委員会77万9,000円の減額補正は、事業費の減額見込みにより調整するものです。

以上、歳出を終わりました、7ページ、8ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の9款1項1目1節地方特例交付金2,482万5,000円の増額補正は、減収補填特例交付金の交付額確定によるものです。

下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金48万4,000円の減額及び2目民生費国庫補助金、2節老人福祉費補助金109万9,000円の減額補正は、デジタル田園都市国家構想交付金充当事業の事業費確定によるものです。

その下、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、医療施設運営費等補助金41万円の増額補正は、健康管理センターで行なう歯科衛生事業が補助事業に該当することから計上するものです。

9ページ、10ページをお開きください。

3段目の15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、2節老人福祉費補助金、地域づくり総合交付金、シニアヘルスアップ事業30万円の増額補正は、補助メニューの変更によるもので、11ページ、12ページをお開きください。

下段の20款諸収入、4項1目7節雑入、北海道市町村振興協会助成金、いきいきふるさと推進事業から補助メニューを変更しており、本別高校の教育を考える会の海外研修派遣事業とスポーツイベント実行委員会につきましても同様に変更したため、244万円減額しております。

戻りまして、同ページ2段目の16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節その他不動産売払収入、間伐生産材売払収入153万3,000円の減額及び立木売払収入1,274万2,000円の増額補正は売り払いの入札執行による売却額確定によるものです。

3段目の18款繰入金、2項基金繰入金、15目1節ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金70万円の増額補正は、歳出で説明いたしました地方バス路線運行維持対策費に充当するため取り崩すものです。

下段の20款諸収入、4項1目7節雑入、緊急通報システム利用者負担金198万6,000円の減額補正は、システム利用者が当初見込みを下回ることから減額するものです。

以上、歳入を終わりました、次に４ページにお戻りください。

第２表、債務負担行為補正ですが、１、変更。事項、消防団員用活動服上下一式更新事業、限度額２６０万３,０００円を、事業費の確定により２６０万６,０００円に変更するもので、期間については変更ありません。

５ページを御覧ください。

第３表、地方債補正ですが、１、変更は、事業費の変更、確定に伴い限度額を変更するもので、起債の目的、緊急防災・減災事業、限度額１億３,７３０万円を１億３,７２０万円に、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額２,１００万円を２,０８０万円に、起債の目的、辺地対策事業、限度額１億５,５６０万円を１億５,２００万円に、６ページをお開きください。

起債の目的、過疎対策事業、限度額２億８,４５０万円を２億４,９８０万円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、議案第５３号令和６年度本別町一般会計補正予算（第１１回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為補正など一括といたします。

宮本議員。

○１番（宮本やよい）　１７ページ、１８ページ、１項総務管理費、１７目諸費、１８節負担金補助及び交付金の街路灯維持費が１６６万７,０００円減額になった理由について伺います。

もう１点、１９ページ、２０ページの老人福祉費の１８節負担金補助及び交付金の老人保健施設建設費、老人保健施設運営費について、こちらの具体的内容と財源について伺います。

○議長（篠原義彦）　宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉）　ただいま質問ありました総務費の諸費、街路灯維持の交付金１６６万７,０００円の減額の理由をお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、６年度の前期後期の支払いが終わりまして、額の確定ということで、執行残の補正となります。以上です。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午後２時１２分　　休憩

午後２時１２分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　御質問の１８節負担金補助及び交付金の老人福祉施設建設費の補助金でまですります。

こちらのほうにつきましては、今年に老健のほうにエアコンを設置を行なっております。その残金と、それとＩＣＴの見守りシステムということで３０床分、特養から３

0床の方を受け入れていただくという形で、30床分のICT見守りシステムといったものを導入していただいております。こちらのほうにつきましては、国の補助金のほうを活用していただきまして、総事業費から国の補助金を除きました残りの金額、728万9,364円という形でお出しをしております。それと先ほど合わせて、エアコンの設置費が25万7,000円ほど執行残が出ておりますので、そういった部分を相殺させていただきます。

次の老人保健施設運営費でありますけれども、こちらのほうにつきましては、特別養護老人ホームから老健のほうに移っていただくために、老健にお出しする補助金になります。こちらのほうの中身としましては、これまで老健で超強化型という形で加算の対象となる自宅に復帰をされる方に強化で取り組んでおられましたけれども、特別養護老人ホームの方が長期に入所するという形になりますと、そういった加算が取りづらくなるということ、また、重度の方を受け入れていただくために職員の負担が増えるということで、職員の増員に向けた補助金、また経営安定化のための補助金という形でありまして、お1人分の移行費162万円を計上させていただきます。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 1点目の執行残ということでしたが、執行残となった背景について伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

こちらの予算ですけれども、基本的には1年度前の実績をもとに、当初予算を計上しております。

6年度に関しましては、5年度で概算払いをしていた額と5年度の実績を比較しまして、その差額、出し過ぎている、もしくは払い足りないというものを6年度で調整することになります。実際、5年度のときにはもう1年度前、4年度の実績の差額がプラス大きくありましたのでその分予算計上していましたが、5年度の実績に関しましては、前年を下回る電気料の支払いとなっていたために、今年度に関しましては、前年払いすぎているということになりましたので、その分減額といいますか、5年度実績から前年払いすぎた分を引いておりますので、その分予算が残ってしまったということになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 17ページ、18ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費、19節扶助費、本別町福祉灯油事業についてですが、先ほど対象世帯65歳以上の高齢者世帯というようにお答えだけだったので、対象世帯もうちょっと詳しく伺いたいと思います。また、申請期間、周知の方法などを加えてお願いいたします。

2つ目に、21ページ、22ページ、3款民生費、1目児童福祉総務費、19節扶助費、児童手当の部分ですが、これはさきの閣議決定による制度改正によるものという御説明でした。これまでの児童手当が増額されるという認識ではおりますが、対象も広く

なっているかと思います。それで上乗せというのであれば、申請なく上乗せ分が自動的に支払われるのか、支給の方法ですね、それについて伺いたいと思います。

次に、23ページ、24ページ、4款衛生費、6目環境衛生費の中の修繕料、火葬場5万7,000円の内容を伺いたいと思います。

4つ目、25ページ、26ページ、7款商工費、1目商工総務費中13節使用料及び賃借料のところに、御所寝具15万9,000円の増額がありますが、歳入のほうでも使用料について63万8,000円の計上がございました。冬期間の利用者が今増えているということですが、今後の利用見込みについて伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 私のほうからは、福祉灯油について答弁させていただきます。

まず、対象世帯でありますけれども、12月15日現在に住民登録されている方でありまして、65歳以上の世帯、世帯全員が65歳以上の世帯、または障がい者の手帳を持っている方がいる世帯、また1人親世帯で6年度の町民税が非課税の方で5年中の世帯の全員の収入額、お一人でありますと80万円以下、お二人ありますと130万円以下、3人ですと160万円以下というような形で、それぞれ世帯員の状況によりまして所得の基準を設けさせていただいております。

また、周知でありますけれども、12月15日の広報のほうに、かけはしのほうにお知らせを載せるとともに、ホームページ等でお知らせをしていきたいと思っています。かけはし等につきましては、その都度発行のたびにまたお知らせをしていきたいと考えております。

期間につきましては、12月16日から翌年の3月14日までの間で受け付けを、こちらのほうは申請になりまして、役場窓口のほうにも臨時窓口を設けまして申請をお受けしたいという形になります。以上です。

○議長（篠原義彦） 今野健康・こども課長補佐。

○健康・こども課長補佐（今野美由紀） 21ページ、22ページの19節扶助費、児童手当についてですが、こちら拡大されたことにより、今まで中学生まで当たってたのが改正により高校生世代以下の子に当たるようになりました。

今現在中学生以下の子どもがいて児童手当をもらっていらっしゃる方は、高校生の分は何も手続きをしなくても児童手当が高校生の方の分も該当になりますが、ただ、今まで所得制限で当たっていらっしゃらない方、または高校生だけ扶養している家庭の場合は、申請書を窓口のほうに提出していただくことによって児童手当の手続きをしてもらい、申請が必要な方もいらっしゃいます。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 4款衛生費の6目環境衛生費、需用費の中の修繕料、火葬場の補正についてお答えいたします。

こちらの修繕料、火葬場以外にほかにも霊園ですとか、野犬掃討の器具ですとかいろいろあるんですけれども、元々見ていた予算以外で、小破修繕、ちょっとトイレの水漏

れが春先ありまして、そちらのほうで予算消化しまして、今後予定の炉の補修の予算が足りなくなること、その分の補正となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

御所の今後の見込みというところなんですけども、大体横ばいというところで見込んでおりまして、11月から3月末ぐらいで70泊というか70棟分を見込んでいますところ。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質疑させていただきます。

まず、福祉灯油の関係なんですけど、身障者手帳をお持ちの方とおっしゃってありました。その内容について、身障手帳も療育手帳もありますが、身障手帳なら1級、2級、療育手帳ならA、Bあると思います。また、精神障害手帳もありますので、その点がどうなっているかと、これ確認なんですけど、生活保護世帯という方たちも同額の支給となるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

次に、火葬場の関係です。火葬場ですが、炉の修繕だとか古い施設などで修繕をしながら利用しているということですが、今後修繕にかかる費用として、今回は増額補正となったんですが、毎年度こういうようにかかるという予想はされているのかどうかという点を伺いたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 福祉灯油の関係で答弁させていただきます。

障害者手帳のほうですけれども、身体障害者手帳、精神手帳、療育手帳、いずれも該当になります。等級等関係なく、世帯の中に障害手帳をお持ちの方がいれば、支給対象となってきます。

今回につきましては、基準額を生活保護の大体基準額と合わせさせていただいておりまして、生活保護の方は今回につきましては、この手当は支給しないという形で要綱を定めております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 火葬場の補修関係でお答えさせていただきます。

現在、当初予算のほう計上させていただいてますのは、この時期に業者に来てもらいまして、今年やるべきところと来年やるべきところを見てもらいまして、その分来年やるものを当初予算で計上するという流れでやっていますけども、大体100万円、200万円程度のお金は毎年かかっているのかと思いますが、現在火葬場につきましてはだいぶ築年数経ってますし、躯体のほうもそろそろという話もありますので、他自治体の状況も確認しながら、新しく建ったらいくらぐらいかかるのかというのを勉強させてもらってまして、これが3億円、5億円という話出てますので、ちょっと急にはできないということで、例えばですけども、近隣市町村とあわせて使わせていただくですとか、新しく建てる、一部改修する等いろいろありますので、こちらのほうでいろいろちょっと検討させてもらっていますけども、当面の間は補修ということで予算計上させていただ

きたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

高橋議員。

○11番（高橋利勝） 19ページ、20ページの民生費、第2項老人福祉費、20ページの13節使用料及び賃借料で借上料の緊急通報システムが大幅に減になってますけども、この経過についてお伺いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらのほうは、本年度より緊急通報システムを入替えさせていただいております。昨年度までですと、無料で付けていただいております、人感センサーが動きを感知しなかった場合等について、御家族等に御一報がいて、そこからまた確認いただくというものでありましたけれども、今年度よりALSOOKのほうのシステムを入れさせていただきまして、ペンダントを押した場合、また感知されない場合について、警備員がまず行くというような形のシステムに変えさせていただいております。その後、確認後御家族のほうに連絡するというような形になっております。

こちらのほうにつきましては、利用料一月2,000円をいただくという形で決定をさせていただいております、本年度100台ほどの導入があるのではなかろうかということで、サービスも拡大しますので見込んでおりましたけれども、今現在33台ほどというような形になっておりまして、ちょっと見込み的にそこまでいかないというような形の中で、減額のほうを今回計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） そのことによって、高齢者の方の安否確認に影響はないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 今回の取替えに当たりまして、料金がかかるのでやめるという方もいらっしゃいましたけれども、今LINE等で御家族の間で情報共有っていうんでしょうか、そういったものでも安否確認ができるというところでやめられた方もいらっしゃいます。

また、お亡くなりになられた方という形も昨年の方からいらっしゃいますので、今現在数台ずつ増えてきている状況にはありますけれども、当初の見込みから見るとちょっと過大見込みだったのかなと考えているところであります。特に、この台数減がそういった見守りのシステムに支障があるということでは考えておりません。

ちなみに、昨年度の末の現在では60台弱の取り付けでありました。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） 説明を受けたときは大変画期的な通報システムとちょっと受け止めたんですが、そういう意味では有料ということもあって、残念ながら対象者がね、少なかったということですけども、今までの安否確認っていうか、そういう内容とは、例えば今LINEとか、そういうお話がありましたけども、この緊急通報装置から比べると安否確認についてはなかなか厳しい面もあるんじゃないかと思うんですが、今後こ

の緊急通報装置を改めて、何て言うんですか、再度募集をするとか、内容を知らしめて募集をするとか、そういうようなことは考えられないんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） ただいまの質問に答弁させていただきます。

やはりこれまでの取り付けている方の実績といたしましては、朝ちょっと起きるのが遅くて反応してしまっていて警備員が行ったってということもありますし、実際に倒れられて救急車を呼んだというようなケースもございます、今年度に入ってからという形でありまして。

委員おっしゃるとおり、LINEというところでは一方的なものになりますので、双方といったところではやはり緊急通報装置のほうがより高い精度でつながるかなと考えているところであります。こちらのほうにつきましては、息子さんや娘さんが2,000円を支払うというようなケースも非常に多くなっておりますので、お盆ですとかお正月の時期を狙いまして、またそういった周知をさせていただいているというような状況にありますし、今後サービスの一つとして、また広報のほうでも2度ほど載せさせていただいておりますけれども、さらに周知を図っていきたいということも思っておりますし、高齢者のお宅を訪問したときには、こういうものもありますということでチラシを作成しておりますので、そういったものもお配りしていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではまず、歳出お伺いをいたします。15ページ、16ページでございます。

2款総務費の9目企画費、うち18節の負担金補助及び交付金、補助金で地方バス路線運行維持対策費といたしまして210万3,000円の計上がございます。こちらは十勝バスの帯広陸別線の沿線自治体の負担増ということで御説明をいただいたところでございますが、まず1点目、この補正提案に伴ってこの負担の総額はいくらになるのかという点と、町民の利用実態、実績はどのようなものであるのか、これは町として把握している範囲で構いませんのでお伺いをいたします。

2点目でございます。19ページ、20ページでございます。

3款民生費の1目老人福祉総務費、御説明いただいた中では10節需用費、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費というところで福祉除雪関連の御説明をいただいたところでございます。こちらそれぞれ10節、13節、17節につきまして、具体的な内容と運用の想定、どのように利用がされていく想定の下での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

3点目でございます。19ページから22ページに及びます。

こちら3款の民生費、3目高齢者福祉施設費のうち11節役務費に、手数料、汚泥くみ取り8,000円の減額提案がございますが、こちらの内容についてお伺いをいたします。また、汚泥くみ取りの実態、担い手がどのようなになっているのか等々含めてお伺いをいたします。

続きまして、4点目でございます。21ページから24ページでございます。

4款衛生費の1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のまず12節委託料で業務委託料、循環バス運行が1万1,000円の減。

続きまして、24ページに飛びます。へき地患者輸送バス運行が12万円の減となっております。

こちらまず受託事業者の実態といたしまして、こちら運転手、担い手の実情はどのようになっているのかという点について、お伺いをいたします。

続きまして、歳入でございます。7ページ、8ページ、13款使用料及び手数料でございます。5目商工使用料で2節観光使用料、御所使用料ということで63万8,000円の提案がございます。こちら冬期の利用者、11月から3月がこれまで横ばいと見ていて、70泊、70棟といたしますか、70泊で想定されているというところでございました。こちら冬期の利用についてお伺いをいたしますが、こちら冬期の開館は当然夏期よりも手間といたしますか、手間や経費というものが増えるのは当然でございますが、具体的にこのどのような経費や手間が増えているのか、冬期の開館の実態、実績と併せてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

私のほうからは、バスの関係についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、十勝バス帯広陸別線の補助の関係ですけれども、補助金が今年度につきましては補正後、今回の補正後において2,910万7,000円ということになります。

十勝バスの利用実態なんですが、ちょっと正式にしっかりと調査したっていう中身ではないんですけれども、私の印象という部分がかかなり多々占める部分がありますが、町民の方で利用されているのはごくわずかというような状況だと捉えておりますし、実際バス運行している状況を見ましても、やはり人より空気のほうが多いような印象を持っております。私も今年度に入ってから何回か使うようなことがあったんですけれども、本別駅前から帯広、1回はほぼ営業所まで乗ったんですけれども、町内から乗ったのはそのときは私とあと1人いたかないか、池田、幕別辺りからは乗る方はいたんですけれども、町内から乗る方っていうのはそういうような状況になっております。

ちょっと飛びまして、循環バスとへき地患者バスの部分でございますが、担い手の実情というところでしたけれども、循環バスにつきましてはドライバー、これまで2名体制でやってたんですけれども、1名が退職するということに伴いまして、今年度の7月から1台体制での運行、ドライバー1名での運行ということで、ルートと時間を変更させていただいております。

へき地患者バスにつきましては、ドライバー1名で朝夕のスクールバス運行の間合い運行的な形で、へき地患者バス毎日1日1方面で5日間、5方面に対して運行しておりました。10月からにつきましては、利用者登録をしていただいた上で、予約があれば運行という状況に変わっているというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） まず、19ページ、20ページの福祉除雪の関係で答弁させていただきます。

こちらのほうにつきましては、これまでも行なっております町の中の福祉除雪に対応する形になります。これまでもなかなか担い手がない中で件数が増加をしてきているという状況にありまして、今現在、取りまとめも行なっているところでもありますけれども、こちらのほうのまず需用費の部分につきましては、除雪スコップ、またスノーダンブ、またヘルメット等を想定をしております。

次に、借上料の使用料及び賃借料の13節重機であります、これはミニショベルの1台の借上料、そうしまして備品購入費17節につきましては、手押し式の除雪機を11台購入をしたいと考えております。こちらのほうは、これまで自治会長宛に5年12月に除雪に関するアンケートといった形を実施させていただいておりまして、そういったものを用意していただければ、自治会内で共助でできるかもしれませんよというようなお話もいただいておりますし、令和5年3月に高齢者福祉介護保険への調査を行なったときにも、介護保険をまだ適用になってない方々に、どういうことであれば除雪を手伝っていただけますかといった問いをつけさせていただいております。

この中で非常に多くあったのが、小型除雪機があればお手伝いできますよというような声がありました。このたび国のほうの事業がありましたので、そちらのほうを活用して、そういった共助の制度といいますか、を整えてまいりたいと思っておりますし、次の担い手ということで建設業協会にもお声がけをいたしまして、数件であればお手伝いいただけるということでありましたので、その機械等をお貸しをして福祉除雪に当たっていただければと考えております。

汚泥くみ取りの部分であります、こちらのほうにつきましては、場所につきましては勇足の生きがい館のところになります。実施事業者につきましては、これまで2社ありましたけども1社になっているというような現状であります。この残の部分につきましては、くみ取りの量が見込みより少なかったというような形でありますけれども、引き続き1社のほうで担っていただけるという形で確認はいただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

御所の冬期の利用についてですけども、1月から3月ぐらいの実績でいきますと、大体40棟前後の貸出しとなっております。

令和4年度からスタートして今年度3年目なんですけども、実態としましては、冬期間やっぱり冷えますので、まず申込みがありましたら、気温にもよりますけども、1日、2日前からストーブをたいて御所の中をまず暖めるっていう作業、それとそれが終わって退去されましたら水落としが必要になるということで、ウォシュレットも使ってますので便座の取り外しですとかそういった作業、それと雪が降れば当然通路は建設水道課のほうで重機でやってくれるんですけども、通路から御所の玄関までの入り口っていうのが除雪されませんので、その除雪のほうを観光協会の職員が行なっているような形になります。以上です。

○議長（篠原義彦）　ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 3 分　　休憩

午後 2 時 5 5 分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど地方バス路線運行維持対策費に関する答弁の中で訂正の申出がございましたので、これを許します。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　先ほど十勝バス陸別線の補助金の関係で答弁いたしました中につきまして、補正後の補助金の額ですけれども、先ほど 2,910 万 7,000 円と申し上げましたが、正しくは 2,901 万 7,000 円となっております。

おわびして訂正をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○5 番（梅村智秀）　それでは、改めてお伺いをいたします。

まず、2 款総務費の補助金でございますが、地方バス路線運行維持対策費ということで、ただいま訂正の御答弁をいただいたところですが、補正後の総額としては 2,901 万 7,000 円の負担をしているというところでございます。しかるにこちら感覚という部分でございましたけれども、町民の利用者はそう多くはないというところでございます。こういう地方における路線バスの実態として、運賃収入が上がらない、担い手は少ない、経費がかさむというようなところが実態としてあるわけであります。こちら当然沿線の自治体ということですから、本町単独でね、どうこうということでもないわけでございますが、こうした実態を踏まえて、町としてはこの路線バスに対してどのような展望ですとか、どのような所見を持った上での本提案となっているのか、お伺いをいたします。

2 点目でございます。3 款民生費の福祉除雪関連の部分についてでございますが、こちら私、実は過去に一般質問で取り上げて、こうした除雪機関係の貸与、貸付等を行なってはいかかかというような御提案をしたこともございましたが、その当時は見送られたというような実態がございます。令和 5 年度において自治会等にアンケートを行なって、そうした利用に対する意向等があったということでございましたけれども、こちらの具体的な運用という点について、建設業協会にというようなお話もありました。ただ、こちらの自治会が単独で借り受けをしたいよというような申入れがあったとしても、こちらは利用ができるようなところで手押し式の除雪機も 11 台購入ということになっていらっしゃるのかなと察するところでございますが、もう少しその運用について、具体的に御説明いただけるのであれば、例えば運搬をどうするのかとか、管理をどうするのかとか、そういった場合について、あとは破損や故障した際はどうするのか等々、具体的提案に際しての具体的な運用の想定について、お伺いをいたします。

3 点目でございます。同じく 3 款民生費の高齢者福祉施設費といたしまして、汚泥くみ取りの件でございます。こちら汚泥くみ取りに際しては、町内の許可事業者が町から許可を得て汚泥くみ取りを行なっているというところでございますが、こちら汚泥くみ

取りに際して、例えばでございますけれども異物の混入があったり、季節や天候等において吸引するホース等の取り回し等に労力を要したりとか、そうした通常想定するより作業量が増えた場合等は、こちら具体的にはどのように料金等の徴収をするような運用となった上での減額提案なのか、本町の実態についてお伺いをいたします。こちら条例等に基づけば、冬期の凍結に関しては規則の中で定めがあるようでございますけども、そうした場合はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

続きまして、循環バス運行とへき地患者輸送バスについてでございます。4款の衛生費ですね、こちら。もお伺いをいたしますが、こちら地域でのこうした公共交通の計画を策定する際に御説明をいただいておりますが、やはりその運転手、担い手が不足しているよというところでございますが、こちらにおいても当然運転手の退職に伴ってその循環バスが1便減となったとかですね、そうしたところが背景としてあるわけでございますが、改めて今この提案に際して、本町のこうした公共交通を担う担い手、事業者ないしはその事業者が抱える運転手というものについては十分な充足がある、ないしは運転手が不足しているというような、このいずれなのか本町の実態についてお伺いをいたします。

5点目、御所の冬期の利用についてでございます。御説明をいただいた中でございますけれども、暖機を行なうために1日ないしは2日前から暖房機を使用するですとか、水落としやウォシュレットの便座の取り外しまで行なっているというところでございます。また、除雪も天候によっては生じると。こちら除雪については観光協会が担っているのか、それともこちら御説明のあった一連全て観光協会が担っているのか、補助的に町の所管課の職員が応援というかそういったものに駆けつけるようになっているのか、この実態についてまずお伺いをすると、あとはこちら冬期間、こうした意味で言うと当然夏期に比べて費用も労力、負担も増えているわけでございますが、町としては当然のことながらこうして本町にお越しをいただける、言い換えるならばこうした関係人口となりうる方々、またはこれらの方々が及ぼす経済波及効果というものも当然見込まれる。そうしたことから冬期間もこのように運用、運営を続けていると捉えてよろしいのか、その辺の御認識、御提案に際しての御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

バスの運行の関係ですけれども、まず十勝バス陸別線のほうなんですけれども、それにつきましては広域運行ということもございまして、十勝地域の公共交通の検討の会議の中で取り上げております。第4分科会としまして陸別線の沿線自治体が集まりまして、あと総合振興局、運輸局も交えての会議だったんですけれども、まずは陸別線につきましては、運行ダイヤの最適化を進めるべきではないかというような意見が昨年からも出ておりますので、先日会議がありましたけれども、その際じゃあどう最適化していくのかというところでの検討を進めていきたいと思いますというところで着手したところであります。

今のところ十勝バスのほうからは、各町村で利用者、町民の意向を伺っていただける

とより良い実情に即したものができるとは言われたんですけども、どこまでそういう調査ができるのかっていう部分もございますので、今のところは机上の空論になってしまうのかもしれませんが、事務局サイドで想定し得るこうしたほうがいいのではないかという部分の意見を事務局、足寄町なんです、そこで集約していただいて、十勝バスに意見をぶつけて揉んでいただくということになろうかなとは考えております。

今のところ考えているのは、朝夕の高校生、十勝バスいわく、やっぱり通学の足という部分での視点を重く見ておりますので、そういう観点からすると、陸別、足寄から本別高校へ通う、あるいは逆に池田、本別から足寄高校へ通うと、そういった部分の利便性の確保するですとか、あるいは高齢者の方が帯広の専門病院へ通うためにダイヤ調整をすべきではないかと、そういったような意見を内部では検討しているところでございますので、そういった意見を十勝バスとすり合わせて、今後の最適化に向けて検討を進めていきたいとは考えております。

循環バス、へき地患者バスの部分でございますけれども、担い手いる、いないかという部分でございますが、バスドライバーに関しましては、極めて厳しい状況なのかなと捉えております。循環バス御存じのとおり、7月で1人退職して今1人での運行。現在運行しております委託の部分のバス含めて、町直営で運行しているバスにつきましても、今後担い手がどう確保できるのかっていう部分については、いろいろな方策を考えていかなければならないのかなとは考えておりまして、いずれにしても、バスにつきましてはちょっと今後かなり確保策については考えていく必要があるのではないかなと捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 福祉除雪の関係で答弁させていただきます。

この件につきましては、先ほども答弁させていただいた自治会からアンケートを取っておりますので、そういった回答をいただいている地域に再度確認する中で、モデル地域として今年度は実施をしていきたいと思っております。

先ほどの国の事業が3年間、今年度から3年間ありますので、その状況を見て、モデル地域として選ばれた自治会の状況を見ていただいて、うちもやりたいというような形になれば、また次年度もそういったお声を集めていきたいと思っております。

除雪機の貸出しにつきましては、シーズン貸しで今は考えておりまして、初めにお貸しをして、シーズンが終わった後で回収するというような形であります。

修繕につきましては、当面保証期間がありますので、それで今年度についてはそういったもので対応してまいりたいと思っております。次年度につきましては、そういった保守管理をする委託といったものも考えていく必要があろうかなとは考えているところであります。

また、汚泥くみ取りの部分につきましては、先ほどもうちの施設の部分では生きがい交流館ということで公共施設でありまして、異物が入っていたということは事業所のほうからは報告を受けておりません。また、異物が入っていた場合の対処方法についても、

特に契約等は結んでおりませんので、特に定めていないといえますか、対応については事業者のほうで行なっているのかともいえないかもしれませんが、私どものほうについてはそういった報告は受けておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） ただいま長屋課長のほうから答弁ありました汚泥の関係、私のほうで若干補足させていただきます。

現在1社の事業者でくみ取りのほう行なっているという状況でございまして、先日事業者のほうから料金等の関係ですとか、事業費の関係で相談を受けまして、いろいろ情報交換させていただきました。その中で、条例上ではくみ取りの手数料に関しまして定めてございまして、冬期間のくみ取れない、例えば凍っていて、便槽の中凍った場合の氷を割ってくみ取るですとかっていう手間がかかった場合には、5割増しまで取れるということで書いてはあるんですが、異物の混入ですとかくみ取り口までの除雪ですとか、そういった機械の破損、異物をくみ上げたときの機械の破損ですとか、そういったことについての取り決めはございません。運用等もございませんで、そういった状況があるということも、この間聞き取りのほうから分かっております。こちらに関しましては、事業者、私どもでかぶっているというような言い方をされてまして、こちらとしてもその部分に関して料金を払っているのかということもございません。この辺今後に向けて近隣市町村ですとか、他自治体のやり方も検討して、これからは事業者から聞き取りを続けまして、何らかちょっと勉強させていただくということで事業者と話しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、除雪の関係なんですけども、園路については先ほどもちょっと申し上げたんですけども、建設水道課のほうの重機で除雪をしてもらいます。園路から御所の入り口まで、そこを人力でやるという形なんですけども、それについても観光協会のスタッフがやるという形で取り組んでおります。

それと冬期間費用も増えるだろうというところなんですけども、当然なかなか本別公園の課題としては冬期間のコンテンツがないというところで、この冬期の御所のオープンというのをやってるんですけども、そういうのも含めまして、当然関係人口ですとか、経済波及効果を見込んでやっているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦） はい。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。答弁漏れがありましたので、改めてお伺いをいたしますが、最後の御答弁いただきました御所の関係でございんですけども、園路までは建水が除雪をしてくれてますよ、その先は観光協会がやられてます、その御説明いただいておりますが、その他、例えばウォシュレット取り外したりですとか、暖房、数日前に暖機をしたりとか、そういったもろもろのね、業務が出ると。これは誰が

やってるんですかと。場合によっては所管課が応援に行ったりとか、そういったことをなされているのかという実態、伺ってます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

除雪も含めて、中の装備関係も含めて、観光協会のスタッフが行なっているという形です。以上です。

○議長（篠原義彦） 時間が残り少なくなってますんで。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めて御所の関係、冬期の運営の部分についてでございますけれども、こちら全てこうした準備については観光協会のスタッフが行なっているということでございました。当然、天候等によっても相当な負担になるんだろうなということでお伺いをしてございましたけれども、この従事する方々からどのような声が上がっているのかという点、またはその従事される方々何名程度、どういう体制で行なわれているのかという点についてお伺いをいたします。

また、順番変わりますけれども、いわゆるドライバー、バスの担い手の部分、極めて厳しい状況であるというような御説明でございましたが、こちらはバスの運転手、今現時点ではその実態、どう厳しいのかっていうのをもう少し、例えば年齢的にこうなんですとか、担い手の事業者の候補者がいないんですとか、ちょっともう少しそういう背景について言及いただければと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

観光協会のスタッフの声なんですけども、特に何て言うんですかね、大変だとかという声は聞いてないところです。

それと冬期間スタッフ2人いますので、その2人が対応するという形で進めております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

議員先ほど御指摘ありましたけれども、主に理由としてあるのは高齢化という部分で、こちらとしても捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号令和6年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和6年度本別町一般会計補正予算(第11回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第54号

○議長(篠原義彦) 日程第10 議案第54号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) 議案第54号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、療養費の執行見込みによる増額や施設修繕による増額が主な内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億350万円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。上から2段目の2款保険給付費、1項療養諸費、2目療養費、18節負担金補助及び交付金64万9,000円の増額補正及びその下、2項高額療養費、1目高額療養費、18節負担金補助及び交付金1,202万5,000円の増額補正は、実績見込みによる事業費の調整です。

下段の5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、10節需用費、修繕料29万7,000円の増額補正は、健康管理センターのボイラー制御盤が故障したため予算計上するものです。

以上、歳出を終わります。戻ります。3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金、普通交付金1,267万4,000円の増額補正は、歳出の2款保険給付費で説明しました療養費及び高額療養費の実績見込みにより事業費を増額したことによる財源の調整です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金67万4,000円の増額補正は、歳出の保険給付費に係る事務費、施設管理費、健康管理事業費の増額補正に係る財源の調整によるものです。

同じく2項1目1節基金繰入金5万2,000円の増額補正は、歳入不足分を基金から

繰り入れるものです。この繰入により令和6年度末の基金残高は2,325万9,000円となる見込みです。

なお、7ページの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第55号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第55号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費補助金、介護予防ケアマネジメント委託に関する経費の増減が主なものとなっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,337万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、10節需用費6万円の減額、12節委託料38万5,000円の増額、13節使用料及び賃借料25万4,000円の減額はケアプランセンターほんべつへの介護予防事業の委託に伴うものとなっております。

中段の2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、7節報償費25万円の増額、12節委託料40万3,000円の減額は、ケアマネジメント研修の開催経費で、事業所委託から大学教授による研修会へ内容を変更するものであります。

以上で歳出を終わりました。3 ページ、4 ページをお開きください。

1、歳入であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目事業費補助金81万5,000円の増額は、介護保険システム改修に係る補助金であります。下段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金113万7,000円の減額は、事業費の変更により調整するものであります。

以上、令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第56号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第56号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第56号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、児童手当制度改正による増額、前年度繰越金の確定、その他は執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億418万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、3節職員手当等10万円の増額補正は、児童手当制度改正によるもの。

下段の2項居宅介護サービス事業費、2目介護予防支援事業費、12節委託料、業務委託料、介護予防支援10万5,000円の減額補正は、社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへ委託する予防プラン件数の減少によるもの。

その下、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費10万5,000円の増額補正は、事業費変更に伴う繰出額の変更によるものであります。

その他につきましては、執行見込み及び執行残の調整であります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金234万8,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込み及び前年度繰越金の確定などにより調整するものであります。

次の5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金233万円の増額補正は、令和5年度決算の確定によるものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入2,000円の増額補正は、衆議院議員総選挙等における不在者投票特別経費を計上するものであります。

以上、議案第56号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

石山議員。

○6番（石山憲司） 歳入の雑入のところで1点お伺いいたします。

不在者投票、施設の中で行なっていると思いますが、そのときですね、多分入居者によっては代理投票のことはあろうかと思いますが。その点どのように行なっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

不在者投票の実際やるときに当たって、代理投票のケースは当然あります。今回は受付のときに、交付する際に自分で書けますかといったことで確認させていただきまして、自分で書けるということであれば自分で書いていただきますし、ちょっと書ける状況でないということであれば、うちの介護職員、相談員２人体制で代理投票というような形で行なっております。以上です。

○6番（石山憲司） 書けない場合、当然代理投票になりますよね。それは確実にこなわれておりますか。その辺をもう一度確認させていただきたいと思います。

不在者投票の場合について、投票の場合、管理者が私となっておりますので、そこを確認した上で、代理投票をきちんと正式に行なわれていることを確認しながら投票していただいております。以上です。

不在者投票につきましては、当然ルールというか法に従って、それにのっとって代理投票も当然進めていきたいと考えております。以上です。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第57号

○議長(篠原義彦) 日程第13 議案第57号令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 議案第57号令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では償還利子確定による調整、収支調整及び特別利益による増額、支出では企業債利息の増額が、補正の内容となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益4,000円、第3項特別利益2万9,000円をそれぞれ増額補正し、収入の総額を2億8,680万1,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用、第2項営業外費用3万3,000円を増額補正し、支出の総額を2億8,680万1,000円とするものです。

特例的収入及び支出。

第3条、予算第4条の2中197万9,000円を102万2,000円に、571万3,000円を173万1,000円にそれぞれ改めるものであります。

他会計からの補助金等。

第4条、予算第11条中9,321万3,000円を9,321万7,000円に改めるものであります。

それでは、予算説明書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の収入ですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金、節他会計負担金2万7,000円の増額補正は、償還利子確定によるものです。

3目他会計補助金、節他会計補助金2万3,000円の減額補正は、償還利子確定により17万9,000円の減額、収支の調整により15万6,000円の増額補正によるものです。

3項特別利益、1目その他特別利益、節その他特別利益2万9,000円の増額補正は、先ほど議決をいただきました、漏水事故に伴う無収水量に対する賠償金でございます。

続いて、下段の支出ですが、1 款水道事業費用、2 項営業外費用、1 目節支払利息及び企業債取扱諸費、節企業債利息 3 万 3,000 円の増額補正は、令和 5 年度借入額及び返済利率の確定によるものです。

以上、令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 58 号

○議長（篠原義彦） 日程第 14 議案第 58 号令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第 58 号令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では企業債利子償還分及び収支調整による増額、支出では企業債利息額の増額が、補正の内容となっております。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第 2 条、令和 6 年度本別町下水道事業会計予算、以下予算という、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第 1 款下水道事業収益、第 2 項営業外収益は 14 万 5,000 円を増額補正し、

収入の総額を４億１,９９６万３,０００円とするものです。

支出の第１款下水道事業費用、第２項営業外費用１４万５,０００円を増額補正し、支出の総額を４億１,９９６万３,０００円とするものです。

特例的収入及び支出。

第３条、予算第４条の２中８１万５,０００円を１０９万２,０００円に、１,０６５万８,０００円を６７６万８,０００円にそれぞれ改めるものであります。

他会計からの補助金等。

第４条、予算第１１条中１億７,５９６万７,０００円を１億７,６１１万２,０００円に改めるものであります。

それでは、予算説明書により御説明させていただきます。

３ページ、４ページをお開きください。

上段の収入ですが、１款下水道事業収益、２項営業外収益、１目他会計補助金、節他会計補助金１４万５,０００円を増額補正は、企業債利子償還額の確定及び収支の調整によるものです。

続いて、下段の支出ですが、１款下水道事業費用、２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費、節企業債利息１４万５,０００円を増額補正は、令和５年度借入額及び返済利率の確定によるものです。

以上、令和６年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５８号令和６年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号令和６年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 5 9 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 5 議案第 5 9 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第 5 9 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整及び経費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第 2 条、令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第 1 款病院事業収益、第 2 項医業外収益を 2 5 万 9,0 0 0 円減額し、収益の合計を 1 1 億 8,3 8 5 万円とするものです。

支出では、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用を 1,1 1 8 万 8,0 0 0 円減額し、費用の合計を 1 2 億 2,5 2 2 万 6,0 0 0 円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 3 条、予算第 1 0 条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第 1 号職員給与費を 7 6 5 万 4,0 0 0 円減額し、8 億 3,0 1 8 万 1,0 0 0 円とするものです。

他会計からの補助金。

第 4 条、予算第 1 1 条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第 3 号基礎年金拠出金公的負担経費を 2 5 万 9,0 0 0 円減額し、1,8 1 4 万 1,0 0 0 円とするものです。

次に、補正予算説明書であります、3 ページ、4 ページをお開きください。

収益的収入、1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計補助金 2 5 万 9,0 0 0 円の減額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出、1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 7 6 5 万 4,0 0 0 円の減額ですが、2 節手当から 5 節法定福利費まで、人事異動等による調整によるもの、3 目経費、1 5 節委託料 3 5 3 万 4,0 0 0 円の減額は、事業費確定等による調整となっております。

なお、給与費の増減の内訳は 5 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

以上、令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日 12 月 4 日から 10 日までの 7 日間は休会であり、12 月 11 日午前 10 時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から 12 月 5 日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3 時 42 分）

令和 6 年本別町議会第 4 回定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	建 設 水 道 課 長	加 藤 勉
企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規	未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也
老人ホーム所長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	健 康 管 理 セ ン タ ー 主 幹	前 佛 友 子
総 務 課 長 補 佐	石 川 雅 康	健 康 ・ こ ど も 課 長 補 佐	今 野 美 由 紀
建 設 水 道 課 長 補 佐	田 村 祐 二	教 育 長	高 橋 哲 也
教 育 次 長	武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲	代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦
選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

事務局 次長 越 後 忠

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 1 議会運営委員長から、報告を行ないます。

議会運営委員長、石山憲司議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

発議の取扱いについて、申し上げます。

本日までに、1 件の提出がありました。

発議第 4 号本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件について、以上 1 件の発議につきましては、明日 12 月 12 日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第 2 一般質問を行ないます。

1 番宮本やよい議員。

○1 番（宮本やよい） それでは、通告済みの 1 問について質問させていただきます。

町国保病院での面会制限見直しを。

面会は、入院患者、その家族の基本的権利です。国保病院においても、面会制限を見直すべきと考えますが、見解を伺います。

2023 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同等の 5 類になりました。これにより、全国の医療機関で面会制限の緩和が進んでいます。面会は、患者の心理面だけでなく治癒力へも大きな影響を与えることから、速やかに平常時に戻すべきと考えます。

以上のことから、国保病院における面会制限の実態と、今後の見通しについて伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 宮本議員より質問ありました、町国保病院での面会制限の見直しをについて答弁をさせていただきます。

現在の面会制限の実態についてであります。町国保病院の入院患者様につきましては、御高齢の方が多く、一たび院内感染が発生すると容態が悪化される方もいらっしゃることから、主治医の許可がある場合を除き、原則として面会をお断りをしてお

ります。

病状の説明など、病院から依頼されての御来院時や患者の重症度などの状態により、主治医の許可の下、面会を許された患者様につきましては、親族の方を対象に、1回の面会において、二、三人の少人数単位で10分程度の時間を目安に面会いただいております。

また、直接面会ができない患者様に対しましては、午後2時から5時までの間に、院内タブレットパソコンを利用したオンライン面会を予約制にて受け付けております。

議員おっしゃるとおり、入院患者やその家族にとって、直接面会できるようになることが一番望ましいことと思っておりますし、各医療機関で面会制限の緩和が進んでいる状況も承知しているところであります。

しかしながら、高齢者の多い町国保病院では、感染症による重症化リスクを伴う入院患者様も多くいらっしゃるのも事実であり、病院としての様々なリスク管理を行ないながら、面会体制を整えていく必要があると考えております。

今後の見直しにつきましては、予約制にて、面会者の人数や面会時間などを一部制限させていただきながら、面会制限の見直しを進めたいと考えているところであります。また、感染症の流行度合いにおいて、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、患者や御家族に安心してもらうこと、そういったサービスを提供していくことが大切と考えておりますので、以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 再質問させていただきます。

見直しを進めたいということでしたが、コロナ5類になってから、一度でも面会制限についての話合いや検討はなされたのか、伺います。したのであれば、いつどのような内容で、どういった結論になったのか、していないのであれば、なぜしないのか、いつになったら見直すのか、お聞きします。

また、ずっと続けている面会制限、何に対する対策なのでしょう。制限することで、何から何を守れたのでしょうか。今となっては誰もが一度ならず複数回感染していて、コロナ自体、命を脅かす病気ではないと思いますが、どのような認識なのか伺います。

○議長（篠原義彦） 小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 私のほうから、再質問に対する答弁をさせていただきます。

1点目のこの面会制限に対する見直しの部分でございます。話合いの部分でございます。

毎月、院内におきまして感染対策委員会なるものを開催をしております。私の記憶

の範疇になろうかと思えますけれども、年度当初の時点、あと中間地点において、この面会制限の部分についての継続なのか解除なのか、こういったような話をさせていただいたと記憶してございます。

当院におきましては、今年度、入院患者のコロナの発生状況という部分で申し上げますと、5月に入院患者10名ちょっとぐらいが陽性者になったと。あと8月のお盆明け以降になったと。10月には、これは1名ですけれども、発生ということがございまして、この都度、こういった対応について話をしておりますので、そういった時点においては、ちょっとまだ院内の部分においては落ち着きを、もう少し様子を見てみましょうというような結論に至って、現在に至っているという経過でございます。

いつになったら見直すのかという部分でございしますが、管内的な周りの病院の状況も見てきますと、かなりの病院で面会制限の緩和というものが進んでいるのも事実でございまして、これ状況に応じてですけれども、現在、早い段階において、一部制限つきということになりますけれども、面会制限の緩和というものに進めてまいりたいと、今、考えているところでございます。

当然、内部組織決定としては、先ほど申し上げました感染対策委員会において、病院としての結論といいますか、判断をするということになりますけれども、人数制限であったり、1日の面会者数であったり、あと面会の時間であったりというものを、原則的な目安という形で定めた中で、緩和というものを進めてまいりたいと考えております。

これまでの対策に対しての意味は何かあったのかというところでございますけれども、当然先ほど町長が答弁いたしましたように、感染症によります重症化リスクという、そういうリスクを伴う患者も当然いらっしゃいますので、そういった方に対しての最善といいますか、面会制限をすることによって大きな拡大を防ぐといったような意味は持っているのかなと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 入院でつらいときや心細いとき、家族の支えがあるから頑張れます。面会によって安心感を得られたり、ストレスも緩和されます。治療意欲を高めるためにも必要だと思います。どんな薬よりも家族の存在、絶大で、どんな薬でも家族の存在には勝てないと考えます。

確かに、風邪症状のある人は面会するべきではありません。でも、無症状の人まで禁止するなら、永遠に面会禁止ということになると思います。

大切な家族との時間を奪っているという自覚はありますか。何が大切か、医療者なら考えるべきだと思います。自分たちに都合よく管理したいだけだと思えて仕方ありません。そして、病気のときは誰でも不安になります。手を握ったり背中をさすったり、そばにいる、それだけで不安は軽減するし、痛みも和らぎます。そういう意味でも面会は重要だと思いますが、面会のメリット、デメリット、どのように捉えているの

か、見解を伺います。

また、面会者も病院スタッフと変わらない、同じ生活をしているのに、無症状で会えないのはなぜなのか。原則禁止にしている、クラスター発生していますよね。なぜ制限し続けるのか、面会制限を継続している理由、根拠について、再度伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問について、答弁をさせていただきます。

今、宮本議員から、それぞれ入院患者の思い、そして家族の思い、それぞれお伺いをしたところでございますが、私も全く同感だと感じているところでございます。

そういったところで、今、十勝管内の病院の状況も調べておりますけれども、多くの医療関係が、面会を制限しながら、今、実施をしているというところでございます。町国保病院におきましても、それぞれ患者の思い、家族の思いを大切にしながら、面会制限の緩和を進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症が、今、このような状態になりつつあるということは、私もちょっと安心感を持っているところでございますが、私自身も親戚がコロナの影響により死亡しておりますので、新型コロナウイルス感染症につきましては、とてもシビアに物事を考えている一人でもございます。

そういったことで、コロナに限らず、様々な病状で入院している患者もおられますので、そういったところに寄り添った形で、先ほども言いましたが、面会制限を徐々に緩和しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

クラスターの発生につきましては、その感染がどのような経過で院内に持ち込まれたのか、その部分につきましては定かではございませんが、また調べようもございませんけれども、そういった院内感染がこれから起きないように、私どもも注意をしながら病院運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

面会制限の見直しにつきましては、最終的には病院における感染対策委員会等において最終決定をいたしますけれども、私といたしましては年明け早々にそういった見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 町長のおっしゃるとおり、十勝管内の大きな病院、厚生病院や北斗病院、第一病院、協会病院、中央病院といった基幹病院でも、時間や人数の制限を設けながらも面会可能となっています。オンラインとかではなく、対面での面会が可能になっています。

町立病院で十分に対応できる疾患であっても、町立病院に入院したら会えない、だから帯広の病院にしてください、そういう希望者が多数いらっしゃいます。町民が選ばない医療機関というものを、自らが作っているという認識はありますか。そのような実態についてはどうお考えか、お聞きします。

また、繰り返しになりますが、面会は家族、患者、基本的権利です。そして、コロナは今となっては怖い病気ではありません。患者自身、つらいし心細いし不安なのです。家族も不安だし、会いたいのです。早急に見直して、平常時に戻すべきと考えます。改めて見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

先ほども言いましたけれども、議員のおっしゃるとおり、本人、そして家族の思いはしっかりと心に捉えながら、面会の制限等について見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

管内の総合病院の状況も、今、お話をされていました。帯広厚生病院、帯広協会病院、北斗病院、それから帯広第一病院等々におきましても、制限をつけながら、今、実施をしているというところでございまして、多くは御家族、そして家族以外の時間を別にしながら面会をしていただいているというところでございます。

事前予約制であったり、人数制であったり、そういったことは制限をかけているというところでございますが、本町国保病院におきましても、なるべく対面による面会ができるよう見直しを図っていきたいというところでございます。

今、そういったところで本別町国保病院、入院をしないという人が多数おっしゃるという話をお伺いいたしました。私のほう捉えているのは、確かに面会等もひっくるめて、そういったところで町国保病院のほうに入院するよりも、他の病院に行きたいという方が一人いらっしゃったということは事実でございます。それが多数なのかどうか、ちょっと私もよく分かりませんが、そういった事例もあることも承知をしております。

そういったことも全て鑑みながら、町国保病院におきましては、対面による面会を進めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○1番（宮本やよい） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） 12月も中旬に差しかかり、師走の何かと気ぜわしい中、傍聴にお越しいただきました皆様、また御視聴いただいている皆様に対しまして、改めてここに、一町議会議員といたしまして、町議会に関心を寄せていただいていること、町政にお心を寄せていただいていることに対しまして、心よりの御礼を申し上げます。

それでは、通告済み3問につきまして、一般質問を行ないます。

まず、1問目でございます。本町のし尿くみ取りについて、通告書の朗読を行ないます。

質問要旨。

現在、町内のし尿くみ取り許可事業者は1社のみであるが、町内の公衆衛生維持の

ためにも適切な料金設定と併せ、し尿くみ取り体制の構築が必要であるが、事実と所信をたずねる。

要旨の明細。

1、し尿等処理料金、いわゆるくみ取り料金でございますが、は条例により定められているが、くみ取り料による基本料金と超過料金のほか、特殊料金として、凍結等により吸引不能の場合、処理料金に5割加算したものとのみ定められており、異物混入時の対応、冬期間の便槽周りの除雪や氷割り等の附帯作業のため、作業員の増員が必要となった際などの特殊事情の設定がなく、料金に反映することができないため、事業者の負担となっている実情があり、これを適切なものに改める必要があるが、事実と所信を問う。

2、許可事業者は、一般貨物自動車運送事業者であり、運輸局に対し運賃及び料金設定届出を行なっているため、これを遵守する責務があるところ、これらが勘案された料金設定がなされておらず、事業者の負担となっている実情があり、これを適切なものに改める必要があるが、事実と所信を問う。

3、し尿処理は、帯広市の処理場で行なっているため運搬する必要があるが、平成24年度から燃料の高騰などにより、し尿搬送助成金を交付しているが、昨今の燃料は、当時と比較してもさらに高騰していることから、現況に見合ったものに改める必要があるが、事実と所信を問う。

4、上述に併せ、人件費、車両維持、管理費等も上昇しており、大幅な料金改定を行わなければ事業継続が困難な事態にも陥りかねないところ、利用者となる町民も、物価高騰などで生活費の負担が重いため、その全てを受益者負担とすることは適当ではない。町民の生活を守りつつ、町内の公衆衛生環境を維持するためにも、持続可能なし尿くみ取り体制を講じる必要があるが、事実と所信を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の本町のし尿くみ取りについての御質問に答弁をさせていただきます。

本町のし尿や浄化槽汚泥のくみ取り等につきましては、主に町内の許可事業者2社により行なっておりまいりましたが、本年10月に町内許可事業者1社から事業撤退の申出があり、現在は、町内許可事業者1社においてし尿のくみ取りを行なっております。

御質問の1つ目でありまして、し尿等くみ取り時に発生した特殊事情に係る経費の処理料金への反映についてであります。処理料金の区分に特殊料金の設定はありますが、吸引不能の場合と明記されており、その他の特殊事情に対応していないため、現状では、事業者の負担により対応していただいている状況にあります。このことから、事業者からの聞き取りや他自治体の対応状況などを参考に、業務体系や料金設定について検討が必要と考えております。

次に、2つ目の質問であります、運輸局への届出等に係る処理料金への反映につき

ましては、貨物運送事業の観点から考慮される経費を勘案した料金設定について、検討、調整が必要と考えています。

次に、3つ目の質問であります、し尿運搬助成金の適正化についてであります、制度設計から12年が経過しており、搬送に係る燃料の経費が高騰している状況を考えますと、助成金の見直しが必要と考えております。

最後に、4つ目の質問であります、持続可能なし尿くみ取り体制の構築についてありますが、一定程度の受益者負担を求めつつ、町内のし尿収集運搬事業を円滑に進めるための体制づくりは必要不可欠と捉えております。

なお、先日、町内事業者から事業運営について相談を受け、現状や今後の見通しなどを聞き取りしております。管内市町村から収集した情報も参考にしながら、処理料や搬送助成金の見直しを含め検討を進めておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、町長からの御答弁で、本年10月に町内事業者1社が撤退を決めたということでございますが、町としてはこの撤退の理由をどのように把握、承知されているのか、まずお伺いをいたします。

また、こうした見直し検討につきましては、検討が必要であるという御答弁があったところでございます。こちら具体的に、じゃあどのような検討が必要とお考えなのか、お伺いをいたします。

申し上げたところでございますけれども、し尿くみ取りの際の特殊事情といたしましては、いわゆる異物が混入している、具体的に申しますと、パークゴルフの玉であるとか、トイレのたわし、雑誌とか、お菓子等の袋とか、空袋とか、そういったものが混入しているようなこともある。当然、それ混入していることを分かっていて、そのまま帯広市に搬送することもできませんから、一旦取り出すという作業も出てきますし、そもそもやはりし尿くみ取りの対象となる町民宅等、便槽等が古くなっていて、液状ではなくトイレットペーパー等が固まったような状態で、吸引がなかなか困難であるとか、非常に時間を要するというような実情もあるというところでございます。

御答弁でも御認識があったとおり、こうした事情については、いわゆる割増し料金とかそういったものがもらえないというような条例設定になっておりますので、事業者の負担、事業者の企業努力というところになっているところであり、当然こうしたところが勘案された、事業者が持続可能、経営可能になるような対応をする必要があるというところでございます。

ちなみに、事業者等々の聞き取りも行なったということでございますが、こうした事態を把握したのはいつなのかという点についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町内事業者1社が撤退した理由ですけれども、こちら撤退の申出、10月の頭に来られまして、内容としましては、もうすぐ車検が切れるということで、この車検を切れるタイミングでやめたいということで、お話がありました。もう一度その車両を復活させるといいますか、維持するために経費がいっぱいかかってしまうということで、やめたいのだということで、詳しく企業の内容、その事業者の経営状況までの説明を受けたわけではございません。車検が切れるタイミングということで聞いております。

検討の内容ですけれども、こちらにつきましては、現在の料金の設定が、一番最後に金額の変更をしたのが令和元年の10月、消費税が10%に変わったタイミングで、そのとき一度見直しはしていますが、見直した内容としましては、税抜きにして単価を設定したというところでの変更でして、そのときには若干の端数の調整だけだったということで、資料が残っております。

本来であればそのときに、かかる経費、どれぐらい1年間経費がかかるのかというところは算出した上で、現在の料金設定で見合うのかどうかというところまでやらなければならなかったのかなと思いますが、そこまでの作業がされていなかったということをお聞きしていますので、現時点において、事業者のほうからも経営状況等もお聞きしましたので、こちらでも、再度、一から、現在の料金に見合ったかというよりも、今の経費がどれぐらいにかかるのか、それを算出した上で、ではどのぐらいの料金設定が正しいのか、どれぐらいの料金設定が見合うのかというところを、一から細かく調整する必要があるということでの内容の検討をしてまいります。

また、異物の混入ですとか、固着で吸引ができないといった部分での特殊事情に対する対応ですけれども、いろいろな業者、確認しましたり、近隣町村に聞いたところ、そこまでの業務を行っていないと。例えば、くみ取り窓口までの除雪は事業者ではやらないというところだったり、凍っているものは割って抜くけれども、水が足りなくて抜けないものは、依頼者の負担において水を足してもらって、それからくみ取りをするというような民間業者も存在しましたので、その辺り、例えば、こちらとしてこういう業務までやっていただきたいということを事業者と協議をして、それに見合った料金設定をするですとか、ここは事業者のほうで考えていただきたい、新しく料金設定をして取っていただいてもいいのではないかとすとか、いろいろな考え方があってと思いますので、そういったところまで事業者との協議で決めていかなければならない部分なのかなと思っております。

事業者の経営状況、今回把握した時期ですけれども、初めに、現在行なっている事業者から状況を聞きたいと、今どうなっているのかという、聞かれたのが、1社が撤退した直後にそういう話を聞いたのだけれど、どうなっているのだということで状況を確認に来られました。その後、今後の1年間のスケジュールですとか、事業に係る

見込みを出したいので、他者がやられた分の情報を欲しいということ、年間どれぐらいの量をくみ取らなければならないのかですとか、そういったものを確認されました。こちらからの情報は提供しております。

それを踏まえた上で、現在の状況では厳しいという話をいただいたのが、最終的には11月27日に直接面談を受けて、ある程度の資料を提示していただいて、現在の町内の状況をこちらから情報提供、事業者のほうからは、事業運営に係っての経費がどれぐらいかかるなどの情報をいただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、直近の事例もお示しいただきまして、令和元年10月の消費税に関する見直しというところで、ここでは実質見直しといっても、端数の調整等しか行っていないというところですから、見直しという表現が適当とは思えないような状態でありました。

本当に、10月に2事業者のうちの1事業者の撤退報告があり、こちらも車検が切れるタイミングで、車両の維持費が高いからというようなところであり、経営状況等についての言及や聞き取りはしていないということでございますけれども、察するに、潤沢な利益があれば、当然のことながら車両の更新であるとか維持管理費を捻出できるわけですから、これらがどうであったのかなというところが察するにやすいところであります。困難であったのではないのかなという意味でございます。

ちなみに、本別町過疎地域持続的発展市町村計画、これは令和3年から令和7年というものになっておりますけれども、こちらの中でも、生活環境の整備という点、現況と問題点やその対策、廃棄物処理施設、污水处理施設の体制強化等々がうたわれており、こちらについて、維持管理体制にも記載があり、し尿処理手数料や搬送助成金の見直しということが記載がされていると。ところが、それらが検討されてこなかった実態があったというところがございますので、これはやはり町として、所管課としても、落ち度であるとしか捉えることができません。

町として、方針としては、当然のことながら町内事業者を優先的に利用して、持続可能で利益を上げていただいてというような、そしてしっかりと税金を納めていただく、町に貢献していただくというところを考えていると思いますけれども、やはりそうした考え方があるのであれば、自らが作った計画等でありますから、それらをしっかりと実現していくような体制が、まず必要であるというところであります。

また、具体的にどのように検討、見直しをしていくのかというところがございますけれども、当然、近隣町村等の事例等を勘案していくというのも、それも一つの方法ではあると思います。また、御答弁にもありましたとおり、受益者負担として、一定程度使用料等の見直しをして、それが使用料が上がるのかどうか分かりませんが、審議会にかける必要もあると思いますので、そうしたことと併せて、例えば、関連するような事業としては、いわゆるごみ収集について、これは令和6年度で新たな5年

契約として更新されたわけでございますけれども、それまでの5年間は、年間約5,280万円程度の委託料であったというのが、人件費や車両の維持管理費が高騰しているよというような実情を勘案して、今年度からの5年間の契約は、年間7,260万円に跳ね上がっていると。これもう約2,000万円増というところで、割合にしたらもう4割前後ぐらいの増ということになっているのでしょうかね。これも、こうした実情が、本町としても実情をきちんと把握した上で、同じ廃棄物処理関連の事業者に対して、このような対応もしているというところから、天井を、安易に天井を設けることなく、周りがこんなものだからというようなことではなく、しっかりと持続可能な状態にしていかなければ、本町の公衆衛生環境の維持というものにはなっていないのではないのかなというところであります。

その辺踏まえて、具体的に、いつまでに、どういう程度の考え方で検討見直しを行なっていく所見なのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

見直しに関して、ここまでやってこなかった部分に関しましては、確かに落ち度だなと思います。これまで、ごみの収集に関しても確かに料金が上がっていますし、下水道の手数料ですとか、いろいろな面で、かかる経費に合わせて見直しはしてきておりますので、この部分だけおざなりになっていたのかなということは、所管課として反省するところでございます。

また、過疎計画等に手数料見直しなどが載っているということですが、こちらに関しましては同じように、一般廃棄物処理法、廃掃法の中で、一般廃棄物処理計画を作ることになっていまして、このし尿に関しましては生活廃水処理計画というものがあまして、そちらのほうに関しましては、し尿をどのように処理していくかということやうたっていまして、そこには料金の見直しは書いていないのですけれども、計画を見直すごとに、その時点での料金的な部分は見直す必要があると考えております。

ごみの収集委託、6年度から新たな体系になっていまして、そのときに見直したような算出方法、1年間にどれぐらいの車を使って、燃料がどれぐらいかかって、人件費としてどれぐらいかかるのかというところを、同じような積算方法を用いて、その中に、例えば、先ほど異物混入のときの対策等々でありましたけれども、例えば、それによって修理が必要になったという部分に関しましては、その部分だけの料金を積むことはできませんけれども、1年間通しての小破修繕的な部分を経費に見込むですとか、そういった算出方法もございますので、考え得るものをどれぐらい積みばいいのかというところは、事業者と話を聞きながら、聞き取りをしながら、想定できるものを計上して、算出に向かうべきかと思いますが、ただ、万が一という数字に関しましては、例えば、500件くみ取りする場所があったとしても、1か所でしかそういう

ことが発生しないのに、残りの499から料金を取ることが無難なのかどうかという部分もありますので、例えば、明らかな、依頼者に過失がある場合には、そこに直接事業者が損害を求めるということも必要なのかなと思いますので、料金設定に関しましては、その計上する積算内容は十分に検討していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま後段、御説明、具体的に事例として言及がありましたけれども、そうした受益者、いわゆる町民の方等々になってまいりますけれども、そういった方々の過失に応じて、応分の支払いをしてもらうということであれば、当然そうした立てつけが必要になりますから、条例の見直し等も必要になってくると思います。

私、改めてお伺いいたしますけれども、いつまでにどのような規模感でという点、検討見直しを考えるのかという点、ここを明快にお答えを求めるものでございます。

具体的には、例えば車両の維持管理費、経費等、人件費も含めて、経費等の高騰に対してどう対応していくのかという点、また、利用者の御負担をどうしていくのかという点、これ使用料の見直しとか条例の見直しという点、また、現在出ている燃料代、燃料費の高騰に対応している搬送助成金、これらの見直しをどうしていくのかという点、大きく考えていくところとした3点に関わってくるのかなと捉えているところであります。

さきにも申し上げたとおり、関連する廃棄物処理関連ということであれば、大幅な委託料増というところもあり、ただ、少し違うのが、このし尿くみ取りというのは許可であり、許可を与えて、この町内で収集していいですよというだけであって、町から委託を受けているわけではない。でも、逆に考えれば、そうした委託を受けているわけではないので、そういう意味では期間の縛りはありませんので、すみません、今月でもうできませんということも事業者の自由ということになりますよね。そうしたことが起きた際に、町民は、先ほども町内の公衆衛生の観点からお話ししましたがけれども、とりあえず直ちに、例えば他町村の事業者等に依頼、委託ができるような体制が整っているのかといえ、またそこも疑問だと思いますので、速やかな体制の見直しというのが必要になってくると。具体的に言及すれば、遅くとも新年度予算にはしっかりと反映していく必要があると考えておりますので、具体的な検討時期や内容、こちらについて、改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今のところ、1月中ぐらいまでには一定程度の積算を終えて、理事者との協議を入れて、少なくとも4月には新しい金額でいければなというところを考えていますので、

逆算していくと、町民への周知の時期ですとか、そういったものも想定するので、ちょっと忙しくなるのかなと思います。

現在、こちらの料金なのですけれども、条例ではなくて、条例規則のほうでうたっております。条例でうたっている町がほとんどなのですが、管内にも条例でうたっていない町もあります。これに関しましては、許可制をひいているということで、事業主体が自治体ではないということで、いわゆる条例で定めなければならないといったところから外れるものという捉え方もできまして、一定程度の目安、認可、許可事業者に対して、これぐらいの金額でやってくださいと、町内これでやりましょうという数字として、規則で計上してうたっているということになっております。そのような判断で、現在、規則でうたっております、名目も処理手数料から処理料と変わっております。

これが審議会にかける必要があるのかどうかという部分は、ちょっとこれからまた詰めていかなければならないのですけれども、現時点では、もしかしたら審議会にかける必要がないものなのかもしれないということで、今、明確な答弁は控えさせていただきますけれども、その辺りも含めて、検討、協議、調査しているところでございます。

ですので、民間事業者に関しましては、こちらで設定した金額を超えて徴収してはならないというルールがありますけれども、民間事業者が5社、6社あった場合には、それぞれその金額以下で、うちはもっと安いよということで自由競争ができるような仕組みになっております。許可に関しましては、大枠のルールを許可しているだけであって、この金額でやりなさいというところまで許可には入っておりませんので、民間事業者の自由裁量といいますか、民間のノウハウで行なっていただくことが可能なものとなっております。

搬送助成に関してですけれども、今回は、くみ取り事業者が年間どれぐらいかかるかという経費を算出した上で、町民負担がどれぐらいになるのかということを考えた上で、そこまで町民負担、一気に跳ね上がるのは難しいとなれば、そこは搬送助成で補って行って、町民負担を軽減を図るところで行なおうかなと思っております。

万が一、現在の許可事業者1社が撤退した場合ですけれども、過去にも2社のうち1社が、車の故障で事業が行なえないということで相談を受けたときに、急遽、町外の民間事業者で、本町で許可を受けている業者がありますので、そちらのほうにお願いをして、できないだろうかと相談をして、町内の収集運搬に入っていただいたという経緯がありまして、現在も町内業者2社以外に民間4社、町外業者4社、許可を出しているところがありますので、何かあればそちらのほうに声をかけて、お願いしていくということで対応することになると思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行です。

○議長（篠原義彦） はい。

○5番（梅村智秀） 時間止めてもらっていいですか。

ちょっと事実の確認したいんですけど、条例云々のくだりの部分なんですけど、条例ではないって、条例に紐づく規則でそれを総括して条例という言い方をしてるんだけど、今の時点でね、事業者が任意で料金徴収できる状態ですか、今、本町。

（発言する者あり）

○5番（梅村智秀） 自由料金じゃないですよ。

（発言する者あり）

（「議長、休憩中ですか。」と発言する者あり）

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言、事実の確認中です。

（「指名してますか。」と発言する者あり）

○5番（梅村智秀） してるんじゃないですか。

ちなみにあなた、藤田議員今発言されてますけど、挙手して指名を受けて発言してますか。私に発言について疑義を正してますけど。

（「議長に伺いました。」と発言する者あり）

○5番（梅村智秀） 藤田議員という指名ありましたか。

○議長（篠原義彦） 梅村議員、梅村議員、質問続けてください。

○5番（梅村智秀） 今議事進行に関する発言中で事実の確認してる最中なんですけども、おっしゃった言葉そのままきちんと認識は今してませんけども、おっしゃっているのは条例のね、上限額が定まっているから、その範囲内で自由にしていいますよという趣旨であって、全てにおいて自由に設定していいですよという意味ではないですよ。

（発言する者あり）

○5番（梅村智秀） その範囲内でいいですよということで。

（発言する者あり）

○5番（梅村智秀） 可能ですという意味なんですね。はい、分かりました。

では、質問に戻ります。

○議長（篠原義彦） はい、梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いいたします。

条例云々のところの部分も、整理をして改めてお伺いをいたしますけれども、まず、いろいろ経費等の見直しも必要になってくるし、受益者の負担も必要になってくると。燃料費であるとか、車両の維持費であるとか、人件費であるとかが大幅に増額、高騰している傾向があるという中で、当然、周りの状況等も勘案するのも必要だと思いますけれども、場合によっては大幅な増額等も必要になってくるし、速やかなそういう措置も必要になってくるというところで、整理して、端的でよろしいのですけれども、具体的に、改めてお伺いいたしますね。具体的に、いつまでに、どのような範囲内

で見直しをしていくおつもりなのか、そういう御所見なのか、ここの部分だけ端的にお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今、担当のほうで行なっている目標としては、4月1日を目標として、手数料、処理料の額及び搬送助成が、どれぐらいの割合で定めたらいいのかというところまで持っていければなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました、2問目に入ります。

2問目でございます。地域交通の担い手確保・運転手養成等の取組を。

全国的にバス、タクシー等の運転手不足が課題となっており、本町も同様である。町内の地域交通サービスの維持並びに持続可能とするためにも、運転手の確保は喫緊の課題であるが、事実と所信をたずねます。

本町には、主な地域交通サービスとして、太陽の丘循環バス、患者輸送バス、町有スクールバス、乗用ハイヤーがあるが、高齢化等の理由による運転手不足が顕著である。町民の高齢化が進む本町にとって、デマンド交通網の整備などが必要であることは論をまたないが、その担い手確保がままならないことには、新たな交通サービス体系の導入なども困難となる。

本町には、退職後も一定の労働に従事することが可能で地域貢献へ意欲を示す高齢者や、季節によって時間的自由度が高い農業者等もおり、担い手の候補となり得る。また、地域交通サービスに従事する地域おこし協力隊の募集を行なうなど、まずは人材の育成確保を行なうことが本町の地域交通サービスの維持、充実に対して効果的であることから、免許取得や就業に際し、交通サービスに従事する方に対しての育成支援等を行なうべきであるが、事実と所信を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の地域交通の担い手確保・運転手養成等の取組をの御質問に答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、本町の地域公共交通サービスといたしましては、現在、太陽の丘循環バス、へき地患者輸送バス、町有バス、タクシーがあり、そのうち、バス運行につきましては、主に本別ハイヤー有限会社へ委託し、運行しているところであります。

会社に現況を伺ったところ、運転手は代表を含め全10人体制で、年齢構成は全員59歳以上で、最高齢者は76歳となっております、今のところ日々の運行に支障はありませんが、不測の事態が生じたときのバックアップ体制に不安があるとのことであります。

町建設水道課の運転技術員につきましては、最年少が47歳で1人、50代が3人、

60代が再任用職員を含め6人となっており、先日1名の採用を決定いたしました。次年度以降、順次高齢職員の退職が続く状況となっております。

こうした状況から、町といたしましても、官民間問わず後継となる運転手人材の確保は、地域公共交通維持はもとより、スクールバス運行や町道補修等の道路維持活動のためにも、重点課題と認識しております。

運転手人材の確保、地域公共交通の維持の取組につきましては、業界や他町の事例を見ますと、十勝地区バス協会におきましては、先月、バス運転体験・合同就職説明会を実施しており、美幌町におきましては、地域おこし協力隊として公共交通事業者の運転手を募集し、先月1名の採用を行なったとの報道があったところであります。また、小清水町では、この9月から11月まで、住民ボランティアを活用したライドシェア事業の実証実験を行ない、その際6名のボランティア運転手を活用したと伺っております。

これらの事例を見ますと、議員御指摘のとおり、移住者の活用や、まだ働ける高齢者、農閑期の農業者等の地域に埋もれている人材の活用は、公共交通に係る運転手業務はもとより、道路維持活動等にも有効なものと考えられますが、人材の掘り起こし等の採用活動、雇用方法、新たに地域公共交通システムを導入するとした場合の安全の確保、持続可能性、コスト面など、様々な観点で課題を整理する必要があると捉えております。

今後、町といたしましては、先ほどの事例等を参考に法制度等を研究しながら、運転手確保、地域公共交通維持の取組を進め、地域住民の足を確保してまいりたいと考えておりますので、このことを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 本年度において、新たに本別町地域公共交通計画にのっとり、新たな計画にのっとり運用の変更等があるところでございます。

これはもう共通認識として、改めて具体的に深くお話しする必要もないと思いますが、いわゆる運転手、担い手の将来的な不足も含めた懸念というのがあるよというところと、この新たになった地域公共交通計画の見直しに際しても、その過程を振り返ってみても、やはり運転手不足というのが問題点として、多くの分野で挙げられていたという実態もございます。

そうした中で、結果としてですけれども、循環バス、2回り、北回り、南回りあったものが一つになったりとか、患者輸送バスも、いわゆるデマンド化をして無駄な運送をなくするという見直しにもなってくると思いますけれども、そうした見直しの背景には、やはり運転手不足があるよというところでございます。

察するに、例えば、今、お隣の上士幌町では自動運転の研究が進んでおり、日々利便性が高まっているという実情もある中、これは本当に本町に限らずでございますけれども、広範な町内の面積を有しているので、これを充実、公共交通サービスを充実さ

せることによって、本町で長くお住まいいただける、今のままお住まいを変えることなく住んでいただける、通院や買物、これらにも対応して生活ができるということにもなるのは、当然のことですけれども、様々な新しい体系を導入しようと思っても、担い手がいないことには、結局は絵に描いた餅で、やりようがないというような実情もあるわけで、研究や検討をしていくというようなところでございましたが、ただ、併せて様々なコスト面等も含めて、様々な課題もあるよというところでございました。

これ、まず町民の方にも、今、公式LINE等もあるわけですから、いわゆる懇談会的なものでもいいと思いますし、こういうような取組があったら応募してくれますか、皆さん、どのような感じだったら担っていただけますかみたいな形で、柔軟かい形でいいと思うのです。まず、そういう呼びかけをして、例えば、民間事業者になるとなかなか、民間事業者の運転手の負担が生じる可能性もあるので、例えば、そういう御希望があるような方がいたら、町職員が運転するバスに、ツーマン体制でちょっと体験をして、どのような業務になっているのかとか、万が一そうした方々の急な離職があったりした場合に、サブポジション的な形で入ってくれるような方をあらかじめ確保しておくとか、御答弁ありましたけれども、民間事業者、ハイヤー事業者には運転手が10名いらっしゃると、こういう、運転を担う事業者に就業している方々に何らかの補助や助成を行なう、それも、ただ、そうした補助や助成を行なうということだけではなく、例えばでございますけれども、その一部については、町内の商工会等の加盟店で使えるポイントカード等で、町内にそうした経済波及効果が生じるような形を取るとか、様々な検討ができると思います。そうした、多額の経費や労力を要しなくても、まず呼びかけをして、そういう方々を1人、2人、3人、4人と確保していくというような体制が必要ではないのかなと考えるところでございますが、その辺の様々な課題に対する具体的なお考え等について、どのようなものを擁しているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長の答弁からいたします。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、いろいろな手段を使ってドライバーの人材確保という、まさにおっしゃるとおりであって、こちらとしても本当に取り組んでいかなければならないとは考えております。

ただ、その前提として考えなくてはならないかなという部分でおきましては、私の考えがメインになってしまうのですけれども、隙間バイト的な感じで運転手が確保で

きるというのは、多分一番いいのかなと思うのですけれども、果たしてそれが、利用者サイドとのニーズが、すり合わせがどこまでいけるのかなというところも課題としてはあるのかなとは考えております。

本当に例えばですけれども、私も去年ちょっと何かに使えるかと思って、普通ですけれども2種免許取ったのです、何かのときに役立つだろうなと思ひまして。じゃあ例えば、たった今、この時間に移動したいというお客さんがいた。今、隙間ないですけれども、ここに人材がいる。でも、対応できない。そこでニーズと需要と需給のギャップが生まれてしまう。そういうところの調整というところも重要なかと思いますので、そういう課題も含めて、いろんな、どういった仕組みをつくるのが一番未来へ向かって持続可能なのかというところが重要なかなとは思っております。

ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、いろんな手段を使って運転手を確保、進めていくというのは、まさに重要なものかと思いますので、後日、地域公共交通会議開催予定でありますので、その場でも運輸局の方もいらっしゃいますので、法制度等、何か引っかかってくるような部分、課題がないのかどうか、いろいろ意見を出し合いながら検討していきたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、今の現状、現状のままであれば、新しい取組をすることなく、ドライバーの確保を行なうことなく、今の現状であれば、例えば、新しい具体的な、そういう地域公共交通サービスの体系を導入したり、新しい形で本町を持続可能にしていくというようなこと、交通の観点から、ということがまず可能なかどうか。多分難しいのではないのかなという想定のもとでお伺いをしますが、現状認識を、まず確認します。

今、御答弁いただいた課長の中で、御自身も2種免許を取られて、いわゆる隙間バイト的な、まさに僕もそういうような方々が集まって、それをちゃんと取りまとめできるようなシステムがあればいいのではないのかなと。あるのです、実は。僕は本当は、まずこうした運転手、ドライバーの担い手の確保、また町内のそうした意欲のある方々の把握ということからスタートかなと思っていたのですけれども、実は、既にニセコで実証実験を行なった事業者もありまして、具体的に申しますと、レンタカーを利用して、いわゆる独自に開発したサイトがある。運転者とレンタカー会社をマッチングさせるとか、そういうような事業者も、実は管内にあるんです。そうしたようなものを導入していくとか、いろんな方法もあると思います。ただ、そのためには担う人がいるというのが前提になってきますので、ぜひ僕は、やはりこういう新しいものを取り入れて、本町が、十勝管内、道内、日本全国においても、こうしたものに先鞭をつけていくというのは僕は必要だと、先行した取組をしていくというのは必要だなと思っております。

そうした中で、例えばこうしたものが、モデルになるようなものであれば、国交省

等で、そうしたものの支援をしていこうとかというような動きもあるところでございますので、ぜひ本町としても取り組んでいったらいいかなと考えているところでございます。

具体的な名称を挙げれば、例えばタイミーですとか、そういうようなアプリ等もあって、まさにその隙間バイトをしましょう、こういうお仕事をしてくれる方、何日の何時から何時でいらっしゃいませんか。それに対して応募をしていくとか、やはり今、そうしたものを十分に活用していけば、僕は決して不可能ではないと考えているという考えも申し述べた上で、改めて御見解等と併せて伺います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

まさに、議員本当におっしゃるとおりでありまして、私もちょっといろいろどんな方法があるのかなという、ライドシェアという仕組みもできてはきているので、そういった中で、何かそういう移動のニーズに対する新たなサービス体系というののでないかなとも思ってはいたのですけれども、例えばですけれども、自家用有償運送の枠組みで、例えば地域、例えば西仙美里方面の地区の自治会が集まって、NPO法人なりをつくった上で、地域の人々の移動を担いますと、地域タクシーじゃないですけれども、そういったような方法もあるのではないかなとは捉えております。そういう、地域で法人を立ち上げるときに、役場としてはその立ち上げのお手伝いをしますですとか、運転準備資金を支給しますとか、そういった仕組みづくりができればいいのかなとは思っております。そういった、例えばですけれども、挙げさせていただきましたが、そういった取組、まさに議員おっしゃるとおり、考えていかなければならないかなとは思います。

ただ、その中でも、仮に、先ほど言いましたような法人をつくりました、でも、開始当初はその地域で、じゃあ私、運転手やりますとなったとしても、それが3年後、5年後、続く人が出てくるのかどうか、そういった部分まで含めて、持続可能性というのを十分考えた上でやっていく必要があるのではないかなと思っておりますので、いずれにしてもいろいろな方法を考えて、どういうふうにできていくのか、続けられるものなのかというところを十分検討した上で、いろいろ進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、課長より具体的に言及のありました、いわゆるNPO法人等が行なう有償運送の形態ですとか、これも、やるのは本当に簡単で、タクシーとしての旅客事業者の免許を取得することもなく、そういう足の確保ができること。

ただ、これをいわゆる料金徴収の問題とかが難しいと。そうなってくると、当然その組織に対しての自治体として、地方公共団体としての支援等が必要になってくるといふふうになっていきます。

私、さきに申し上げたレンタカーを利用したような具体的なもの、今、課長がおっしゃったような有償運送の形、例えば、管内であれば芽室町の上美生という地域何かは、農村地域でございますけれども、地域を挙げてそういったものに取り組んでいたりもしております。

そうしたものに対して、どの形態というところではないにしろ、新たなそういう住民や町内事業者とか、様々なそういう動きに対して、町としては前向きに支援であるとか、協働でやる、一緒にやるというようなところについて、前向きに考える御姿勢があると捉えてよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

おっしゃるとおり、我々としても本当に地域公共交通というのは維持しないと、本当に田舎に住めなくなるよという状況かと思いますので、地域の方々に、何かこういう仕組みどうですかというような御相談があれば、本当に前向きにこちらとしても御相談にお伺いしたいと思いますので、何か御意見ございましたら随時おっしゃっていただければと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2問目終わりました3問目に入ります。

3問目、しごと体験交流館の冬期開館再開を。

現在は、冬期間休館となっているが、本町における担い手や関係人口増、経済波及効果等を得るためにも通年開館とすべきであるが、事実と所信をたずぬ。

これまでは、年末年始、12月29日から1月3日のみ休館であったが、令和5年度より冬期間、12月1日から3月31日休館となっている。利用対象者は、町内事業者等で仕事体験や実習、町内を会場とする研修会の参加者など、本町における就労体験や研修の計画を持った個人や団体とされ、長期間に及ぶ連続利用も可能なことから、若年層をも含む担い手の確保、新規起業や就農、企業誘致、研修会等を含めた町内イベント等の開催にもつながる可能性があり、滞在者が利用する飲食店や生活用品の購入に伴う経済効果もある。

冬期間の開館には、室内の事前暖気、除雪、設備の凍結対策等の負担も増すことには理解を示すが、町において新たに多額の費用を要してまで施設等の設置を計画し、関係人口や経済波及効果を求めているのであれば、既存施設である交流館の簡易な施設改修や管理体制を見直して有効利用すべきであるが、事実と所信を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 しごと体験交流館の冬期間再開について答弁をさせていただきます。

令和5年度に運用を開始いたしました、しごと体験交流館につきましては、これまでの利用宿泊室数が、延べ1,239室、利用者につきましては、延べ1,141人と

なっており、全国各地の方々に御利用いただいている状況であります。この交流館施設は、議員おっしゃるとおり、本町における就労体験や研修等を通じて、地域産業の振興と、それに必要な人材確保と育成を行ない、最終的には本町への定着を図ることを目的に設置をいたしました。これまでの効果といたしましては、施設利用者のうち、9人が移住に結びついたところであります。

冬期間の利用状況に関しましては、今年度当初から、12月からの利用を停止しておりますが、令和元年度から令和5年度までの5年間のうち、12月から3月までの利用実態について申し上げますと、令和3年度の3月にお一人のみ、10泊利用しただけの実績となっております。このような利用状況を鑑み、本年度から冬期間の利用について見直しを図ったところであります。また、冬期間の施設の管理状況につきましては、水道凍結を防止するため、閉館時と開館時に開閉栓作業を行なっており、その1回当たりの作業で約1.5時間の時間を要し、その都度担当職員が対応している状況であります。

令和3年度の冬期間に利用した際の実績についてであります。施設内のトイレや洗面室の空間を温めるため電気パネルヒーターを設置しておりますが、それらの暖房器具や照明、家電器具に要する電気料金は、年間平均約2万8,400円でありましたが、当該年度の10日間の利用のため、事前暖房費用や滞在中使用した電気料金は約14万6,000円であったことから、施設利用料1万8,200円を得たとしても、施設利用に係る費用対効果は見込めないと判断しているところであります。

しかしながら、町内の宿泊施設不足からなる慢性的な宿泊問題は課題として認識しており、現在、SDGs未来都市計画を柱として協議している社会課題の一つであります。中心市外地のリブランディングと重ねた動きとして取り進めることが理想だと考えております。

具体的には、今後、域外の事業者をターゲットとしたサウンディング調査を行なう予定であることから、その調査において、様々な民間事業者から、課題の解消かつ関係人口増加に寄与する事業提案も期待しているところであります。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

まずお伺いしたいのは、現在の管理体制ってどうなっているのかなという点について伺います。

管理人、管理業務については事業者、町外事業者になるんでしょうかね、に委託を

していると。清掃や管理人の派遣は町外事業者等にお願いをしているのかなと。ただ、町長の御答弁からですと、開栓、閉栓については町職員が担っていると。いずれも1時間半程度を要しているのだよというようなところでございましたので、町職員が担う部分と、いわゆる委託でできている部分について、改めて整理をした上で、町職員の担当業務がどこまでなのかなという点について、お伺いをいたします。

また、しごと体験交流館ですが、これは私の個人的な評価としては、あまりこうした他町村においても、研修、実習、就労体験等で宿泊できる施設を要しているという例をあまり知らず、これは本町のすばらしい施設だなと捉えておりますし、受入先の町民の方からも、同様の声もお伺いしているところでございます。

これまでに9人の方が移住されたと。すばらしい実績ではないですか。例えば、別の事業になりますけれども、こうした移住者獲得するために首都圏に出向いて行って、何十万円もの旅費を要して、結果、つながっていますかね。9人の移住者獲得するって、僕すごいことだと思うんです。確かに、費用対効果合わないよみたいな御答弁もありましたけれども、そもそも言えば、では1人が利用したとしても管理人を派遣すると。委託事業者にお幾らお支払いしているのか分からないけれども、そもそもこの施設としては、合うか合わないかで、収支を第一義として運営している施設ではないと捉えているところから、この辺の収支の考え方がどのようになるのかという点、この移住者の獲得というのは測り知れない経済効果、経済だけではないですよ。町内への大きな影響となっていると捉えているため、これまで冬期間、令和3年度の10泊、3月としてはなかったよというところでございますが、このお一人が、仮にですけれども移住してくれたり、関係人口となってくれたのであれば、測り知れない経済効果、経済を超えた効果があるのではないのかなというところから、この冬期の閉館というのを見直す必要はまずないと私は考えるところでございます。

例えばでございますけれども、今、市街地のリブランディングを考えているというところでございますが、ここって既にWi-Fiありますよね。ここコワーキングスペースにすればいいではないですか。使えるではないですか。だから、日頃からそうして、人が立ち寄られるような環境にするとか、もう、すぐ徒歩圏内にコンビニもありますし、決して利便性の悪いところではないと、駐車場もありますし、考えておるので、こうした既にWi-Fiの設備があって、交流室何かもありますから、こういったところを十分に活用していくというようなのも一つではないのかなと考えているところであります。

これら踏まえて、改めて町の所見、どのようなものであるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、管理体制ですけれども、業者に委託をして管理をしていただいていますけれども、その管理につきましては、お客さんが入ってきて、昼間の維持管理ですとか清

掃ですとか、夜間の運營業務といったところが委託業者の務めになってきます。

職員のところなのですけれども、職員については、開ける前の暖房ですとか、そういった開閉栓を含めた作業、それと退去をした後の閉栓作業等が職員の業務となってくるということです。

それと収支の考え方なのですけれども、当然、なかなか収支でいくと全然見合わない施設にはなっているのですけれども、ただ現状として、5年間、利用者が1人というところもありまして、その辺については、費用対効果も含めまして、今、閉館としていっているのですけれども、特に、施設自体が極端に冷えるということ、それと通路が、ヒーターがないということもありまして、ヒートショック、そういうのも考慮しながらの閉館という形になっているところでございます。

それとリブランディングのお話で、交流館、コワーキングスペースにしたらいいいのではないかという話なのですけれども、実はリブランディング事業というのが、中心市街地のリブランディングというところで、今、事業を進めようかなと思っています。中心市街地を設定しまして、その中で空き店舗を活用した事業を展開しようという形になっておりますので、ちょっと交流館のコワーキングスペースとなると、そぐわないのかなと考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、管理体制についてお伺いをいたしました。

ちなみにですけれども、入館前の御準備、事前暖房とかについてでしょうかね、これも職員が担っているということですが、これだって委託内容の見直しをして、必ずしも町職員がやる必要があるのかという点もあります。これは、委託事業者とどういう契約内容になっていて、どの程度の委託費をお支払いしているのかという点もありますけれども、例えば、委託の範囲を見直していくという点で、町職員の負担を少なくするというようなところで十分可能ではないのかなと捉えておりますが、伺います。

また、水道の開閉栓については、これはどうなのでしょう、町職員でなければできない構造、施設になっているのかという点、こちら、いわゆる町内のそうした事業者へ委託をすることができるのかどうかという事実の確認を、まず行ないたいと考えております。

これまでの利用者の部分についてでございますけれども、これは5年間でお一人と、ただ忘れちゃいけないのが、この直近、コロナがあったじゃないですか。そういったところも勘案していったらどうなのかという点があります。さきにも申し述べましたけれども、それは確率論で言えばですよ、多くの方が利用すれば、そこから移住者や関係人口になる確率は、当然高くなるのは分かりますけれども、それはやっぱり分からない。どういう方が、たったお一人かもしれないけれども、関係してくれて、本町に深く関わる、移住をしたり、関係人口となり得る方がいるかもしれないですし、結構これは、当然費用対効果を考えなければいけないというのは重要なテーマではございま

すけれども、本当にそうした人の来訪を阻害することにもなりますので、大きな機会損失にもなりかねないと思っております。

ちなみに、私がなぜこの冬期間閉館していることを知ったかという、利用したいという方から、冬期間閉館しています、利用できませんという連絡があったのです。現に、5年間お一人しかいないとおっしゃっているかもしれませんが、そのお一人の方含め、そのお一人の方はもう既に代替的な宿を確保されたかどうかまでは分かりませんが、その他、その方含めて複数人ということで、利用したいという意向を私自身が把握しておりますので、過去5年間、冬期間にお一人となっているかもしれませんが、冬期開館をすれば、通年開館をすれば、少なくともこの記録を更新するであろうというような蓋然性が高いというのも実情でございます。

繰り返しになりますけれども、こうした費用対効果、目先の部分だけ見れば、暖房費がとか管理費がという部分も負担だというのは分かりますけれども、そもそもの設定が暖房費、1日300円でしたか、冬期間いただいたりとか、1人に対しても管理人を1人派遣するとかということで、そもそも合わない設定にあるということです。費用対効果を全面に出すのであれば、まず、この料金設定等大幅に見直す必要も出てきます。なので、そもそもの目的が、そうした外部の方々含めた定着を図るということでもありますので、そこにのっとなって、大きなお金をかけてというところではございませんので、まず管理体制を見直したりしていくことから通年開館をしていくべきだと、私自身は強く考えるところでございます。

また、通路の暖房が整っていないというところでございますが、こちらだってパネルヒーター等を用意する、何かそうした暖房設備、例えば、これも費用対効果と言われてしまえば合うかどうか分かりませんが、ガス式のものを用意する、これ使わないとき防災にも転用できるではないですか。やはり、そう多角的な視点から見て、どうやったらやれるのかというような方向で考えていく観点も必要ではないのかなと考えております。

あと、具体的にリブランディングということで、中心市街地にコワーキングスペースということでお話をされておりましたが、そういう御答弁があったので検討してはどうですかということでお話ししましたが、私が申し上げたいのは、新たにその中心市街地に設置しない、町内にまずコワーキングスペースないですね。そうした、通りがかった方々が使えるようなところがないと。例えば、これから本別公園の開発もしていきたいと。じゃあ、本別公園に来られるような方が、ちょっと1、2時間仕事をしたんだよねと言ったときに行けるような施設があれば、多分そうした、やはり入り込み増えてくる可能性があると思いますよ。そういう方々って、どちらかというと比較的収入の高い方が多かったりというような傾向もあると捉えておりますので、別に中心市街地だけでなく、既にある施設なのだから、ここも使えばいいじゃないですかという、単なる御提案でございます。

これらを踏まえて、改めて御所見伺います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

施設の開閉栓ですとか暖房につきましては、職員じゃないとできないというところではなくて、一部、水道の関係で事業者が担ってもらわないとできないというところはあるのですけれども、その辺は管理の中でも対応はしていけるのかなとは考えています。

ただ、先ほどから繰り返しの答弁になってしまうのですけれども、利用実態が極端に少ないというところもありまして、考え方としては、町に移住を体験する住宅等もありますので、どうしても町内に宿泊施設がないといった、冬期間ですとかといった場合は、そういう施設も相談に乗っていただければなとは考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁からは、つまりは冬期間閉館の意向は変わらないということで、まずよろしいのかという点、まずこちらを確認します。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

現在のところは、開館する予定はございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ならば、改めてお伺いいたしますが、このしごと体験交流館含めて、もろもろの町の費用対効果等に考える公共施設の考え方というのは、共通されたものがあるのかどうか、それとも施設ごとに所管課によつての判断でなされているのか。例えば、町内であれば、独立した公共施設であれば生活館ですとか、各地域にある集会場であるとか、様々なものがあり、例えば、町民の方が利用したいと、普段は使われていないけれども利用したいということであれば、時間当たり数百円とか安価な料金で利用ができるわけですね。これらも当然費用対効果等を考えて見直ししていくということなのか、その辺の、その他の公共施設の考え方についてもお伺いいたします。

また、改めてお伺いいたしますが、移住者1人当たり、これは年代とか職業とかによって様々だと思いますけれども、経済波及効果はどのように捉えていらっしゃるのか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、冬期間の閉館なんですけれども、費用対効果というのも当然あるのですけれども、我々考えているのは、5年間で1人だけの利用実績というところから閉館に至ったというところでございます。

それと移住者1人当たりの費用対効果なんですけども、計算はしたことないですけども、非常に町内経済に波及する効果というのは大きいかなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足で答弁を申し上げます。

今、担当課長から申し上げたとおりでございますが、現段階においては冬期間は閉館というところで考えておりますが、これも、令和6年度、7年度、閉館するに至っても、今後のまちづくりについて、様々な今、調査を行なっているところでございますし、先ほど私答弁を申し上げましたけれども、域外の事業者をターゲットといたしましたサウンディング調査も行なう予定でございます。そういった域外からの人の意見も踏まえて、仮に冬期間閉館したほうがいいよというところで、そういう声が出てくれば、その場でさらに検討を重ね、見直しも今後する場合もあるというところでありまして、今後、冬期間全て閉館ということには固執してございませんので、その辺申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いいたしますが、まず冬期間閉館、通年開館をしない理由を改めてお伺いいたします。

まず1つが、利用実績が少ないからというところでございますね。費用対効果も入るのかという点も含めて、改めて理由について全てお伺いをいたします。

ちなみにですけども、どの程度の利用見込みがあれば開館すべきだなどとお考えなのか。町長も、今、域外の方の御意見をお伺いしてということでございますが、これ、域外の方だけではなくて、町内の声も必要である。なぜかという、町内で働き手の実習生とか受け入れる方もいるので、域外の方が勝手に来て、勝手に観光を楽しんで知らない間に帰ってしまうというのではなく、域内である町内の方と域外の方との連携が生まれてくるものでございますから、そういう意味では町内の方の御意見というのも十分必要ではないのかなという点も踏まえて、改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

冬期間の閉館の理由でありますけれども、先ほども申し上げたとおり、利用実態が非常に少ないといったところ、当然、先ほど1件しか利用がないんで、実際にどのぐらいかかるのかというのはちょっと分からないのですけれども、費用対効果を含めてというところで判断をしています。

どのぐらいの利用があればというところなんですけれども、実際に冬期間、今まで1件しかありませんので、どのぐらいというのは、はっきりと明確に言えませんが、単年度だけの判断ではなくて、継続的に利用が見込めるのであれば可能かなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 継続的に利用者が見込めるような情報収集を、どうやってやるつもりですか、伺います。

意味分かります。もう1回言いますか。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 単年度ではなくて、継続的に利用者が見込めるかどうかというのは勘案したいということでございましたけれども、閉館しているものに対して、どうやって利用したいという意向をくみ取るのですか。どのような想定があるのか、具体的に伺います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

今、ホームページ等で周知を行なっているのですが、先ほどもちょっと出たのですが、タイミーという事業者、先日来られまして、本別町で年明けに、商工会等含めて研修会等をやりたいというところで、今、います。

そういった隙間バイト的なところにも、PRを兼ねてしていくことで、例えば、利用増につながるのであれば、開館につながってくるのかなとは考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 最後、今、ホームページでの周知という言及がありましたけれども、このホームページの運営管理体制がどうなのかという点についても言及させていただきます。

まず、1点ありましたけれども、閉館の御案内について、小さく冬期休館ですよというようなのがホームページ上に記載があると。その他、別添PDFか何かで、館内の利用の案内の文書があるのですが、そこには冬期間11月から4月は1室1日につき300円の暖房料が加算されますなど、これ整合していないではないですか。周知方法もホームページに頼っていて、あまりできていないという点が1点、御認識されているのであれば、こういうようなものも、誤解招かないようにきちんと直す必要もあると考えておりますが、いかがですか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

中のチラシがそのままの記載になっているところは承知しているところなので、早急に修正を図ってまいりたいと思います。以上です。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、通告しました1問について一般質問を行ないます。

道の駅ステラほんべつの駐車場の改善はということで、伺いたいと思います。

道の駅ステラほんべつは、町外からも多くの利用者がいますが、駐車場への入り口が狭く、特に大型バスなどは駐車場への進入に苦勞しているように見受けられます。実態を調査し、改善を検討する考えがないか伺います。

要旨の明細ですが、道の駅ステラほんべつは町内外の方が休憩や買物等で利用され、まさに本別の顔とも言える施設だと考えます。多くの方が駐車場を利用しているものと考えますが、駐車場への入り口の広さなどは、大型バスの利用には少し狭いように思います。

質問事項の1つ目です。

利用者や関係者等の声は、どのようなものがあるか伺います。また、それに対してどのように対応してきたか、経過があれば伺いたいと思います。

2つ目ですが、さらに、町として今後の道の駅の在り方についてどのように考えているか、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員より御質問ありました、道の駅ステラほんべつの駐車場の改善をについて答弁をさせていただきます。

道の駅につきましては、休憩機能、情報提供機能、地域連携機能の3つの機能を備えており、本町におきましても、24時間トイレ、地元特産品販売、観光案内、レストランなどを備え、今年度の利用者数では、多いときで1日4,000人が訪れる、本町の重要な観光拠点となっております。

現在の駐車場の状況としましては、メインとなります道の駅東側の中央駐車場、バスロータリー側の西駐車場、そして、ゲンキッチン南側の南駐車場と、合計111台分が整備されております。

御質問にあります、利用者や関係者等の声につきましては、町のほうへは直接の声というのは伺っておりませんが、道の駅の運営者であります、NPO法人銀河ほんべつに伺いますと、利用者からは、駐車場が分かりづらい、駐車場が狭いなどといった声があると伺っており、その対策として、出入口の看板をはじめ、駐車場内に標識を設置し、普通車、大型車、キャンピングカーなどの車種別に駐車場所を掲示して、利用者を迎えております。また、中央駐車場の入り口につきましては、大型バスでは手狭になっているものと思料されますが、現状を御理解いただき、利用していただいているところであります。

次に、町としての今後の道の駅の在り方についてであります。冒頭申し上げまし

たとおり、道の駅は本町の重要な観光拠点の一つになっていると捉えておりますし、地域住民に開かれたコミュニティセンターとしての機能も備わっております。

その本別コミュニティセンターの維持運営業務を担っていただいております、NPO法人銀河ほんべつとも、年2回、理事長をはじめ、副理事長、事務局長と未来創造課職員が意見交換をさせていただいております。

その中では、共通の課題として、築30年を経過していることから、建物の将来像、また、駐車場の増設についてという議題は上がっているものの、今すぐどうするかなど、具体的な議論には至っていないところであります。

いずれにしても、道の駅を訪れる観光客等に快適に利用いただけるよう、また、リピーター増加のためにも環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう申し上げ、答弁いたします。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 要旨の明細等にも書きましたけれども、一般的に旅行される方、来町される方は、特に本別に初めて来る方は、多分、道の駅が起点となって、町内を見学したり、いろんな所用、観光等をされると一般的に想像されます。そういう点では、本別の顔という書き方をしたのですけれども、一番最初に旅行者の方が意識していただける場所かなと思います。

そういうことで、いろいろ改善は計画されているということですが、今、車で移動する時代ですから、やはり、駐車場が利用しやすいということは一つの大きな要素だと思います。

町長ももちろん御存じだと思いますけれども、いろんな町のこういう施設では、やはり本当に広い駐車場が整備されたりしているということで、地理的な制約がある中で、何とかこの改善の方向を考えていく必要があると思っております。

そういう意味では、駐車場を含めて、さらに使いやすい、訪れやすい道の駅にするためにどうしたらいいか、今後の整備について、方向性とか考え方などがあれば伺いたしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

道の駅、駐車場が分かりづらい、狭いといったところは、実態把握しているところでございます。

ただ、御存じのとおり、中央の駐車場につきましても、限られたスペースの中で駐車場を区画しているものですから、今の現状としましては、そこを御理解をいただいで利用していただいていると考えております。

今後の整備の関係なのですが、先ほども答弁しましたけれども、そういった建て替えといったようなワードというのは、当然、出てはきているのですけれども、今後、駐車場問題とか築年数、30年を超えていますので、老朽化、それと駐車場問題

を含めて、管理していただいているNPOのほうとも協議をしていかなければならないなどは考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） NPOといろいろ相談しながら進めていらっしゃるということは、十分理解しました。

なかなか生の声、利用者の声を聞ける機会というのは、なかなか持ちづらいのかなとは想像するのですが、NPOも含めて、実際に利用された方から何か意見とかそういうのが聞く機会があったのかどうなのか、もしあれば、その中身について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 答えいたします。

3町の道の駅の連携事業というのをやっています、その中で、特産品販売ですとか、そういう取組をやっているのですが、そこでアンケート調査を取っています。

その中では、そんな多くはないのですが、やはり駐車場、分かりづらいといった、そういう意見が上がってきているということです。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 物理的には限られたスペースですし、位置を動かせるという代物でもないのが難しいと思うのですが、今後、改善点を見出していくとすれば、例えば、こういう点については改善できるのではないかというような話合いとか考え方とかあったら伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 答えいたします。

これまで改善できるところを改善しながら利用しているという現状がありまして、分かりづらいですとか、当然一方通行にもなっていますので、看板の設置だとか、そういうことをして、今、現状使っていただいているような状況です。

NPOとの協議の中で、毎回、駐車場問題というのは議題には上がってくるのですが、先ほども申し上げたのですが、限られたスペースという中での利用ということで、狭いところについては、例えば、混み合うときについては臨時駐車場のほうに誘導員を立てての誘導ですとか、そういった取組をしているのが現状であります。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） これはなかなかチャンスは難しいかと思うのですが、利用されている方の実際の生の声というのを聞けるような方策等があれば、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

生の声といいますか、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、いろんな機会を使って、アンケート何か取るのが一番効果的かなとは考えています。以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、2番加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をいたします。

質問事項。

部活動地域移行と総合型地域文化・スポーツクラブの取組状況は。

質問要旨。

公立中学校の部活動を地域や民間に委ねる地域移行と、町長の公約にも関わる総合型地域文化・スポーツクラブ創立に向け、それぞれの協議会等で検討されていますが、現在の取組状況及び進捗状況などについて伺います。

要旨の明細。

国は、少子化に伴う生徒数の減少で部活動の維持が難しくなっている現状や、教員の長時間勤務の軽減などを踏まえ、部活動の休日指導などを段階的に地域に移行していくことを、提言案を示しました。

これを受けて、教育委員会では、公立中学校の部活動の指導を教員から地域住民に委ねる、地域移行に関する説明会を令和4年12月22日に開催し、翌年度に関係者でつくる協議会を設置しています。また、これとは別に、総合型地域文化・スポーツクラブ検討協議会が設置され、創立に向けた協議がなされています。

しかし、これらの取組が遅れているのではないかと、もっとスピード感を持って取り組む必要があるのではないかと考えますので、以下について伺います。

1点目、部活動地域移行への取組状況について。

2点目、総合型地域文化・スポーツクラブ創立に向けての取組状況について。

3点目、部活動の地域移行と総合型地域文化・スポーツクラブを併合した取組が本町の実態に即していると考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 加藤議員の部活動地域移行と総合型地域文化・スポーツクラブの取組状況はについて、お答えさせていただきます。

まず、1点目の部活動の地域移行への取組状況についてでございますが、部活動の地域移行に関し、本町の生徒にとって望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討を行なうため、令和6年2月に本別町部活動地域移行検討協議会を設置し、まずは、休日の部活動の地域移行について検討を進めることといたしましたが、平日は教員が指導し、休日は地域の方が指導するとなると子どもたちが戸惑うのではないかと意見や、指導者についても、部活動は学校教育の一環であり、中学生の発達段階に

対応した技術力や生徒指導力を有した地域の指導者の確保が難しいといった課題等が挙げられ、それらについて検討を進めているところでございます。

また、野球、サッカー、バレー部は、部員数の不足により、近隣町村の中学校の部活動と連合チームを組んでおりますので、関係町村とは広域連携についての協議も行なっているところでございます。

次に、2点目の総合型地域文化・スポーツクラブ創立に向けての取組状況についてでございますが、令和5年1月に、文化・スポーツ団体など関係者を対象とした研修会を開催し、令和5年3月に、社会教育委員、スポーツ推進委員、文化・体育団体、学校関係者による検討協議会を立ち上げ、これまで、検討会議を通算14回、道内で運営されている複数のスポーツクラブの視察、講師を招いた関係者を対象とした研修会、文化・スポーツクラブが実施することを想定した体験会を開催し、地域でどのような取組が可能か、また、どのようなものが事業として必要とされているかなどを検証してきたところでございます。

今年度は、本別型のクラブの受け皿となるものや、クラブのスタート時に対象とする事業範囲についてグループ討議を重ね、現在は、本町の実態に応じた運営組織の枠組みについて検討しており、関係機関等との意見交換を行ない、今年度内に方向性を定めることとしております。

次に、3点目の部活動の地域移行と総合型地域文化・スポーツクラブを併合した取組についてでございますが、スポーツ庁は、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の中間取りまとめ案を公表し、部活動を地域にそのまま委ねるのではなく、地域全体で幅広く活動を保障する観点から、地域移行の名称を地域展開に変更いたしました。本町においても、部活動の地域展開のためには、地域全体の関係者が連携して部活動を支える体制が必要であり、生徒にとって望ましい環境づくりのためには、子どもから大人まで、文化・スポーツ活動が継続して取り組める環境づくりの構築を目的とした、総合型地域文化・スポーツクラブも重要な関係団体の一つとなることから、総合型地域文化・スポーツクラブ検討協議会とも連携しながら部活動の地域展開を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、部活動のみならず、生涯各期において、将来にわたり、文化、スポーツ活動に継続して親しむ機会を確保することが重要であると考えており、スピード感を持って取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 答弁をいただきました。

部活の地域移行について、検討協議会を立ち上げて、それぞれ検討しているということでございますけれども、この部活移動について、教育委員会では令和4年10月22日に、地域移行についての説明会を開いております。

この中で、教育長の説明だと思えますけれども、この地域移行の方向性などもこのときに示しておりますけれども、この地域移行の受け皿として、総合型地域文化・スポーツクラブのような、本別の実態に即した組織について検討していくという答弁しております。このとき管内で、この地域移行に係る設立協議会を立ち上げたのは本別が初めてということで、非常に期待をしたところでございます。

国は、令和５年度、地域スポーツクラブ活動体制整備事業等で、実証事業や部活指導員の配置支援、また、地域における新たなスポーツ環境の構築等に関わる予算を、令和５年度では補正予算も含めて約３９億円を組んでおります。このとき、全国では３３９市町村が実施をする予定、北海道では１８市町村、管内では３町村が実施する予定ということで報告されておりましたけれども、本町は、いち早く協議会を立ち上げたわけですが、その後、これらの事業についてどのように取組を考えてきたのか、それについて、まず１点目を伺います。

また、令和４年度１２月には、国から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方について、ガイドラインを示しております。この中で、学校部活動に関する方針の策定が求められているところです。都道府県、学校を設置するもの、市町村ですね、それと校長に、学校設置者が策定した、設置する学校に係る部活動方針というのをつくるということを求められています。学校長は、学校設置者の策定したものに対して、学校の活動方針を策定していくこととなりますけれども、また、その部活動顧問は、年間の活動計画、それから毎月の活動計画と実績等を校長に提出するというものになっています。

部活動に関して、この地域移行の取組を、いち早く取組をしないと、中学校に配置する教職員の人事に影響するのではないかという懸念があります。学校設置者の方針、方向性などを決定しないと、文化活動及びスポーツ活動も含めて、学校の部活動設置体制、校内体制等も決められないということになりますので、校内体制、部活動体制の改善の方針や方向性が示されないと、そのまま新年度の教職員の人事編成作業に入っていくことになります。

最近、部活動に係る大会の引率担当者についてですけれども、これが配置できなくて、管理職が対応する、また対応したという事案が発生していると思います。教職員人事の編成については、教育長の仕事というか、役割の中では大きなウェイトを占めていると思います。このことを念頭に置きながら、早急な部活動に関する方針等、これをきちんと決めていかなければならないのかなと。

本年、本別中学校の吹奏楽部が、私は存続の危機を迎えたと考えていたのですが、本年見事に復活をして、すばらしい演奏を披露してくれました。学校の中にも活気があふれているというような状況でございましたけれども、一方、歴史ある部活が廃部になっているというような事案もございますので、本別町の子どもたちのため、また、教職員の勤務の軽減等も含めて、早急に取り組む必要があるのではないかと考

えますので、見解を伺います。

2点目の総合地域文化・スポーツクラブの検討協議会ですけれども、14回の会議、それから視察研修、先進地の視察研修も非常に精力的に行なって、本別町に即したスポーツクラブをつくろうとして協議はされているのですけれども、具体的にこの中身というのは全然示されていないのではないかと思います。

今年の1月1日号の町広報に3ページを使って、総合型地域文化・スポーツクラブの設立を目指して、本町の文化、スポーツ振興が新たなステージに向かうと紹介をしております。

この中で、先ほど説明がありましたけれども、研修会、令和5年11月8日に、関係者などを含めて、またスポーツクラブアドバイザーの熊耳雅美さんを迎えての研修会を開催して、また説明会も行なって、総合型地域文化・スポーツクラブについての理解を深めたと周知されておりますけれども、広報の中で紹介されている部分には、本町の課題とか、また、現状とか課題とかが示されておりますので、その中で、この総合型地域文化・スポーツクラブが、それらを全て解決されるクラブであると期待されると書いてあります。ということは、それだけ期待されるものであれば早く取り組んで、いつ、どこで、誰が、どのように、事務所も含めて設置していくのかという、そういうものがもう示されてもいいのかなということで、取組が遅いのではないですかという質問をしているところです。

3点目ですけれども、担当にちょっと聞いたところによりますと、国は、先ほど言った、補助金をつけて取組をしているのは、一体的に取組をしていると思うのですけれども、なぜ本別は部活動の地域移行、これは今度は地域展開という形になりますけれども、なぜそれと、総合型地域文化・スポーツクラブが別々に動いているのかというのが、どうも不思議でならない。これは一体的に進めるべきではないかなと考えて、今回質問をしているのですけれども、現状と課題は、ほとんどこの2者は同じかなと思うのですけれども、その辺について、もう一度伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 加藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

私のほうから、まず部活動の地域移行について答弁させていただきたいと思います。

令和4年12月に地域説明会を行ないまして、その後なのですが、協議会立ち上げまで、学校とも数度にわたり打合せをしながら、委員の構成であったり、会の目的、目的は地域移行なのですが、その会の中で何から始めるのか、そういったすり合わせを行っておりまして、その後、協議会を設置したところでございます。

次に、国の各種補助金等を使った実証実験等を行なわなかったのかという点につきましてですが、こちら国のほうでは、例えば外部指導者の指導の報酬であったり、そういった地域移行に関する施設の改修費であったり、そういった補助金のメニュー等ありましたが、指導者の部分については、そういった指導者がなかなか見つからない

というところと、施設改修の補助メニューにつきましては、例えば、地域移行ということで、今までは部活動で学校の体育館を使っていると。そのあと地域移行になった場合、例えば民間のクラブであったり、そういった民間の団体が学校の体育館を使うとなると、例えば出入口の施錠の仕方であったり、それに基づいて鍵をつけたりとか、そういった補修の部分の改修費が補助で出ますよということになっていましたが、そもそもうちの小中学校の体育館については、学校開放という形で、既に民間というか、サークル等にお貸ししていましたので、その部分については、特に改修しなくても、地域移行になった場合でもそのまま使えるということで、補助メニューのほうには手を挙げなかったところでございます。

本別町の部活動の在り方というか方針につきましては、こちらも学校ごとで方針を上げておりまして、その中では、部活動については、平日はどこか1日、土日についてもどちらか1日休日を取りなさいといったりですとか、1日の練習時間、活動時間についての記載もありまして、教師の働き方改革もありますし、部活動も、そういった決められた時間内で活動を行なってくださいというような方針になっております。

次に、先生方の人事という部分でございますが、確かに校内の人事、こういった部活動があって、この部活動についてはどの先生が担当するのか、また、本町の場合、部活動というのもありますし、設置外の部活動、普段は少年団であったり各体育スポーツ団体が指導を行なっておりまして、中大連の大会となりますとどうしても、本別中学校であれば、本別中学校何とか部という形で出場しなければいけないということで、それには先生の引率も必要になってきますが、そういった設置外の部活動についても、先生、一応担当を決めてやっているとところでございます。

そういうところで言いますと、部活動が地域に展開した場合に、先生方の担当といいますが、そういった部分も変わってくると思いますので、なるべく早急に地域展開しなければいけないなとは感じているところでございます。

ただし、現状の課題といたしまして、先ほどの答弁にもあったのですが、指導者の確保であったり、まずは土日から移行ということにはなっていますが、そもそも土日だけ指導してくれる方が、確保することが困難であったり、また、指導者が確保できたとしても、平日の練習と土日の練習、指導者の連携であったり、緊急時の対応であったり、責任の所在であったり、それと指導者が確保できたときでも、その指導者への財源確保、当然、外部の指導者となると、それなりの報酬を支払わなければならないということがありますので、その分の財源確保、その財源についても、実際にスポーツされる受益者負担と公的負担とのバランス等の費用の負担の在り方の検討といった、まだまだ課題は多くあるのですが、加藤議員おっしゃるとおり、早急には対応していないといけないなと考えております。

今後なのですが、国のほうでは、当初、令和5年から7年度まで改革推進期間と定めていたところではございますが、なかなか進んでいない団体が多いということで、

先ほどの中間取りまとめ、公表された中間取りまとめ案では、令和8年度から13年度の6年間を次期推進期間として設定し、休日の部活動の地域展開に関して、原則、次期推進期間に全部活動で達成を目指す方向が示されているところではございますが、本町といたしましても、この期間が長くなったから、それに合わせてということではなく、各種関係団体と協議をしながら、今後、部活動の地域展開については進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 私のほうから、2点目の総合型地域文化・スポーツクラブの形、具体的な内容がということの部分について答弁をさせていただきます。

こちらの検討協議会ですけれども、議員おっしゃったように立ち上げまして、視察研修を3回行なっております。会議のほうは14回行なっておりますけれども、令和4年から5年にかけて、先進地と呼ばれる地域、これは人口規模が違ったり、また、実施している主体が違うところ、それぞれ視察をしております。その中で、本別町が参考にできるものはないかということで視察をし、そのあと、令和5年度に9回の会議を重ねてまいりました。その中で、事務局も含めて十数名検討委員がいるのですけれども、やはり、目指す方向性というのが、それぞれの委員で若干の違いがございました。その中で方向性を探っております。

6年度になりまして、先日までに4回、今月もう1回会議を開く予定であります。その中で一定の方向性を出すということで、一応結論は出ております。ただし、運営方法など、具体的なものについては、ここで答弁した場合、それだけが一人歩きをして町民に誤解を与える恐れがありますので、そちらについては控えさせていただきますと思います。

議員がおっしゃったように、スピード感は大事なのですけれども、将来にわたって持続が可能な形を検討しております。慎重にならざるを得ない部分がありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 次に、私のほうから3点目の部活動と地域総合型スポーツクラブを併合した取組が実態に即しているのではないかという御質問に答弁させていただきます。

そもそも、部活動の地域移行と総合型スポーツクラブ検討協議会、ほぼ同じぐらいに協議会のほう立ち上がってはいるのですが、総合型の検討協議会を立ち上げるときに、当然そういった部活動の地域移行の話も出てきました。ただ、総合型の検討協議会を立ち上げるに当たって、どうしても部活動となるとそこがメインになってしまい、部活動地域移行のための総合型になってしまうのではないかと、そういった意見もありまして、あくまでも総合型スポーツクラブというのは、各世代、子どもから大人まで、いろいろなスポーツを楽しめる場を提供するものだということで立ち上げるというこ

とで、当然いろいろな世代という部分には中学校の部活動も入ってくることはなるのですが、総合型の立ち上げ、なぜ立ち上げるか、なぜ総合型をやるのかというところになると、やはり子どもから大人までというところがメインになりますので、特に部活動の地域移行のための総合型ではないんだよということで、部活動と総合型と別々に検討協議会立ち上げたところでございます。

ただし、総合型スポーツクラブのほうも、多世代ということもありますし、部活動の地域移行に関しても、いろいろな関係団体、体育、スポーツ競技の団体であったり、少年団であったり、そういったところ連携して進めていかなければならないと思っておりますし、そういう意味では、総合型スポーツクラブもいろいろ連携させていただいて協議させていただく団体の一つとは考えておりますので、そういったいろいろな可能性のある中で、いろいろな団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 再質問をさせていただきます。

1点目の部活動、今後、地域展開という形になっていくかと思っておりますけれども、スポーツ庁が令和6年10月23日ですか、今後、部活動を地域そのまま委ねるのではなく、地域全体で幅広い活動を保障する観点から、地域移行から、例えば地域展開という文言だったのですけれども、これが国のほうでは地域展開にこれもしていくということで、これからは地域展開という言葉になっていくということですが、これは、令和7年までは地域移行で、休日に係る部活動の指導について段階的に軽減していくというものですけれども、これからは、令和8年から10年までは前期、令和11年から13年までは後期ということで、休日だけでなく、平日も含めてこの地域展開を進めていくのですよと、これは、後期は実施期間という、もうやっていくのだということです。待ったなしに進めなければならないものだと私は捉えているのですけれども、これまでの協議と検討の中で、指導者に係る部分が、大きなネックがあったということでございますけれども、これはなかなか今すぐ解決するものではないと思っておりますけれども、やはり、地域のいろんな方がいらっしゃるわけですから、文化にしろ、スポーツにしろ、それぞれに精通した方もいらっしゃると思っておりますので、それぞれの検討したものを町民にどんどん知らしめて、周知して、こんなことで困っていますよ、こういう問題がありますよ、部活動の地域展開についてはこういう人が欲しいですよとか、こういう方が望まれていますよとか、そういうようなことをどんどん発信していかなければならないのかなと思います。

部活動については、スポーツだけでなく文化もありますので、その部分について、また、校内体制の中では、部活動だけでなく学業のほうもありますので、その校内体制についても、ここは教育長の腕の見せどころというところですので、しっかりと対応していかなければならないと考えております。

2点目の総合型地域文化・スポーツクラブの関係ですけれども、非常に積極的な、精力的に検討をして、令和3年の暮れから内部協議を進めてきたと私は思っていますけれども、もう既に3年を経過しても、まだそれぞれの方向性が定まらない、いろいろな意見があるということですけれども、この辺はもうちょっと整理をして、教育委員会の指導も入れながら、先進地も、それぞれもう、道北は中川町ですか、それから日本海の留萌市、登別市とか、また釧路とか白糠とか、いろいろ研修をしていますけれども、それぞれ教育委員会が主体でやっているとか、NPOが主体でやっているとか、あと個人でやっているところとか、個人事業者ですね、いろいろなやり方があると思うのですけれども、そのいいところをいいとこ取りで何か話が進んでいくようなヒントがあるのではないかなと思うのですけれども、この部分については、なるべく急いで、急ぐことばかりがいいわけではないということですけれども、やはり、早急に結論を出していくべきだと考えます。

3点目のこの部活動地域展開と総合型地域文化・スポーツクラブと、現在別々に動いておりますけれども、当初、教育長が地域移行についての説明をしたときには、将来的にはこの受け皿として、総合型の地域スポーツクラブが受け皿になるのですよという、そういうような考え方があったと思うのですけれども、それが私も国の動きと合っているのではないかなと思うのですけれども。

先ほども言いましたけれども、部活の地域展開と、総合型地域文化・スポーツクラブの現状と、抱えている課題、それを解決するものについては、非常に重なるものがあると思いますので、今後は両者もうちょっと歩み寄りながら、それぞれの課題は、今、お聞きしましたけれども、課題を解決しながら、本別町として一つの組織をつくっていくほうが合理的ではないかと、学校教育活動から社会教育活動にストレートにアクセスできるというほうが合理的ではないかなと考えますので、この辺についても、もう一度考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから、部活動に関してお答えさせていただきます。

確かに加藤議員言うとおりの、部活動の地域移行から地域展開ということで、より一層地域全体で部活動を支えていかなければいけない体制をつくらなければいけないとなったところでございます。

そのためには、議員おっしゃるとおり、学校の先生はもとより、保護者、町民の皆様の御理解もいただかなければいけないということになりますと、そういった部分、積極的に情報等を発信しながら、部活動の地域展開については進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 2点目のスポーツクラブの在り方、早急に結論を出すべきではという御質問に対してですけれども、先進地視察を行なった中で、人口規模

も違いますし、例えば受け皿となる場所も違っておりました。体育協会が主体となっているような町もありましたし、退職した教職員の方が指導者となっているような団体もありました。また、本別で言えば教育委員会で行なっているジュニア体験活動、以前行なっていましたあかげら少年団的なもの、スポーツ推進員の協力を得て行なっていましたけれども、そういった取組をもって総合型スポーツクラブという活動の位置づけをしている町村もございました。

そういった中から、よいところをやはり選んで、そして本別町版として、こういった形で立ち上げれば、今後、長期にわたりその体制を維持できるかということに一番頭を悩ませているところです。

先ほども答弁いたしましたように、12月にもう一度会議を開いて方向性は出します。そのあといろいろな手続を踏みながら、令和7年度、8年度と活動をする予定でありますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 私のほうから、3点目にありました、スポーツクラブが部活動の地域移行化の受け皿、そういった部分の合理的な取組はというところでございますけれども、加藤議員おっしゃるように、最初の答弁でも申し上げましたとおり、スポーツクラブが将来的にその部活動の地域展開の受け皿になる延長上にあるということは認識としてはございますが、武田次長からも答弁させていただいたとおり、スポーツクラブの初期の発足時にあっては、そこはその部活動をメインとした受け皿ということになりますと、所期の目的とはちょっと変わった趣旨となってくる可能性もありますし、あくまでも、そのスポーツクラブの目的としましては、生涯各期にわたって文化、スポーツができる環境を保障するものであり、また、人口は減少しても、文化、スポーツ人口は減少させないように、多種多品目、そういったものを保障しながら、子育て環境や、高齢者の健康維持ですとか、それからクラブ活動主軸に地域コミュニティの維持、発展、そういったものも広範囲に目指しながら展開してまいりたいと考えておりますので、決して交わらないということではございませんので、そういった段階を追ってといいますか、推移を踏まえながら、あるいは、最終的には国の動向を注視する必要もございますし、あるいは管内情勢、そういったところも参考にしていくことが必要だと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番藤田直美議員。

○7 番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました 1 問、こども・子育て支援の拡充と体制強化をについて質問させていただきます。

質問要旨。

令和 5 年 4 月、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めるため、こどもまんなか社会を目指し、こども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。1 2 月にはこども大綱が閣議決定され、市町村は、こども大綱を勘案して、こども政策についての計画を定めることとなっています。支援の拡充と体制を強化するための本別町のこども・子育て政策の具体的な実施について伺います。

要旨の明細。

1、こども家庭庁の設置に伴う、本別町のこども・子育て政策に関する方針について伺います。

2、本別町の特色を盛り込んだ計画にするべきと思いますが、アンケートの結果をどのように分析し、計画に反映させていくのか、スピード感を持って取り組むべきと思いますが、こども計画の進捗状況について、これまでと今後の具体的な取組について伺います。

3、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行なう機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされています。センターの運営に当たり、こども家庭センターのガイドラインが定められ、令和 6 年 4 月 1 日より適用する通知が出されています。早期に設置するべきと思いますが、設置の考えについて伺います。

4、組織改変が行なわれ、現在の健康・こども課は母子保健・児童福祉の両機能の連携協働を深め、妊産婦、子育て世代・子どもに対し一体的に相談支援及びサービスの提供を行なうため設置されたと思っていますが、健康・こども課の意義と役割、設置後の効果と課題、体制強化の可能性について伺います。

5、貧困、虐待、ヤングケアラー、不登校等の多様化する子どもたちの相談ニーズに応えるため、教育相談についてもこども家庭センターで担うべきと思いますが、現在の相談支援の概要と近年の状況と課題について伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員より御質問ありました、こども・子育て支援の拡充と体制強化をについて答弁をさせていただきます。

1 点目のこども家庭庁の設置に伴う本町の子ども・子育て施策に関する方針についてであります。これまでも総合計画や本別町子ども・子育て支援事業計画において、子ども・子育て施策の方針を示し、子育て支援の充実のための質の高い幼児教育や保育の推進、健やかに産み育てるための子育て環境の整備などの子育て支援事業を拡充

してきたところであります。

また、国が定めたこども大綱に基づき、本別町が策定するこども計画は、39歳以下の若者を対象とした切れ目のない支援を行なうよう検討しております。それに伴い、より幅広い意見聴取のため、子ども・子育て会議の委員を拡充して、こども計画策定に向けた体制を強化し、子ども・子育て支援施策の推進を図ってまいります。

2点目の計画策定のためのアンケート結果と現在の進捗状況について申し上げます。本年7月に、本町に居住する小学校5年生から高校生までの方、中学生までの子どもを持つ保護者、そして39歳以下の若者世代を対象としてアンケートを実施しました。

保護者へのアンケートでは、子育てしやすい町に望む施策として、小児医療体制の充実や経済的支援、子育てに優しい職場環境の整備などが意見として出され、また、子どもと若者へのアンケートでは、こども施策として望まれるものとして、自由な学びの充実、そして、いじめのない社会などの意見がありました。こうした意見、要望を踏まえ、課題の洗い出しを行ないながら計画を策定し、それに対応したサービスを検討してまいります。

こども計画の進捗状況であります。骨子案の作成が終了し、現状や課題を整理しているところであります。今後は、こども施策に関連する機関と調整を図り、子ども・子育て会議において審議いただく予定となっております。

3点目のこども家庭センターの設置についてでございますが、こども家庭センターにおきましては、子どもに関する相談窓口として明確化し、問題解決のための中心となるよう設置を検討しています。また、現在策定中であるこども計画において、児童福祉と母子保健の一体的な支援を担う機関と位置づけ、こども家庭センターの体制を協議し、令和8年度の設置に向けて進めていく予定であります。

4点目の健康・こども課の意義と役割についてでございますが、健康管理センターの機能は、町民全ての健康の保持増進と予防に関する業務を行なう部署であり、課が改編される前から、子育て世代包括支援センターとして、児童福祉部門と協働しながら母子保健の業務を行なってきました。また、健康・こども課は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童福祉施設の運営をはじめ、保育や療育支援など、様々な子育て支援業務を担っております。これらの指揮系統を一本化することにより、子どもを中心とした児童福祉と母子保健の一体的な支援を行なうことが可能となり、設置後の効果といたしましては、これまで以上にこども政策に関わる部署での情報共有はもとより、子ども関連施策の検討、協議が進めやすくなったほか、児童虐待や支援の必要なケースの対応などもタイムリーに行なうことが可能となったものと評価しております。

5点目の相談支援の概要及び近年の状況と課題についてでございます。

現在の相談窓口としましては、相談ニーズが多様化している中、教育委員会の教育相談をはじめとした関係各課に相談窓口を設置しており、また、対面以外にもSNS

などオンライン窓口もあります。このように相談窓口が多数存在する中、当事者である子どもが相談しやすい環境づくりが重要と考え、3点目の答弁と重複いたしますが、こども家庭センターを町民の子どもに関する相談窓口として明確化し、問題解決のための中心となるよう検討しています。こども家庭センターが広く相談のしやすい窓口となり、個々の事案において、その都度担当課と連携しながら問題解決につながる体制の構築を進めてまいります。

いずれにいたしましても、こどもまんなか社会実現のため、今後も引き続き内部検討を重ねつつ、子ども・子育て会議等の論議もいただきながら進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

1番についてですが、子ども・子育て施策に関する方針については伺いました。

これまで計画にのっとりた方針に加え、またさらに拡充をしていくというような内容となっていたと思いますが、支える手がなければ介護もみとりもできません。本別町の未来を担うこども政策は、政策の最上位にも当たるとと思いますが、子どもと若者、子育て世代、幸せを感じる社会となるため必要と思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

2点目、3点目にまたがるとと思いますが、こども大綱には、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話をしながら共に進めていくとあり、子ども、若者等、広く町民の声を聞いて新たな相談体制を構築し、こども家庭センターの設置を目指していくべきだと思っておりますが、計画に当たって実施されたアンケートについて、先ほど対象者が小学校5年生から中学生、子育て世代保護者、39歳以下の若者ということでありましたが、回答の中身の意見については先ほど伺いましたが、回答率についても伺いたいと思います。

まずは子どものニーズや傾向をつかみ、実態を深く知ることが大事であると思いますが、貧困、いじめ、虐待、ヤングケアラー支援強化のための関係機関というのは、どの関係機関と連携していくのかという点に、伺いたいと思います。

特にヤングケアラーについては、近年その言葉が社会に浸透してきており、町民の方からも、本町にはヤングケアラーがいるのかとか、察知は誰がするのかなど聞かれることが多くあります。恐らくといいますか、役割としては、学校、民生・児童委員、介護に関わるケアマネジャー等が、そういうところを察知していくのではないかと思っておりますが、ヤングケアラーに関しては、ヤングケアラーである子ども自身や家庭が自覚しにくく、支援ニーズが顕在化しにくいという特徴があることから、自ら支援を求めることに困難を抱える子どもや家庭などをできる限り早期に把握し、支援につなげていくために、本町としてはどのような関係機関が連携して進めていく考えなのかを伺います。

また、文部科学省が作成した生徒指導要領、提要においても、ヤングケアラーの早期発見、対応につながる可能性、スクール・ソーシャルワーカーと連携して市町村の福祉機能等の支援につなげることの必要性が示されており、小学校、中学校、高等学校との連携はヤングケアラーを把握するために重要であると思いますが、スクール・ソーシャルワーカーとして、本町の学校、教育部門では、どのような方が担っているのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問について、私のほうから1点目についてお答えをしたいと思います。

藤田議員おっしゃるとおり、現在、人口も減少しており、その中でも少子化が大変大きな課題となっているということで、私も捉えているところでございます。

そういった中で、政策の最上位となるものは、やはり子ども、子育て、そういった部門、その一つに入ってくるのだろーと思っているところでございます。

介護とかいろいろな部分もひっくるめまして、本町において、こどもまんなか社会の実現のために、あらゆる角度からいろんなことを検討し、そして、子ども・子育て支援をしていきたいと思っている次第でございます。

2点目の部分、それから3点目の部分につきましては、それぞれ担当のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 今野健康・こども課長補佐。

○健康・こども課長補佐（今野美由紀） 私のほうから、まずアンケートの回収率についてお答えしたいと思います。

小学校5年生から高校生までのアンケートにつきましては57.3%、次に、中学生までの子どもを持つ保護者につきましては60.3%、そして、39歳以下の若者世代のアンケートにつきましては28%となっております。

次に、子どもと若者からの意見の収集の仕方なんですけれども、今回はアンケートなんですけど、今後は、例えば子どもがいらっしゃるところに行ってお話を聞いたり、また、新しくアンケートも取るような形で、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから、スクール・ソーシャルワーカーの関係について答弁させていただきたいと思います。

今、学校においては、特にスクール・ソーシャルワーカーは配置はしておりません。

ただし、例えば学校だけでは解決できないような問題が上がってきた場合は、学校、教育委員会、それと関係する部署、例えば福祉部門であったり、そういった部署と、今、連携を取りながら、そういった問題には対応しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 今野健康・こども課長補佐。

○健康・こども課長補佐（今野美由紀） 私のほうから、ヤングケアラーに対する関係機関についてお答えします。

まず、庁舎内の保健福祉課とあと教育委員会、学校、またこども園や保育所が関係機関になりまして、支援するには、こちらの関係機関の意見をいただきながら支援をしていくような感じになります。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） ただいま、アンケートの回収率についてもお聞きしましたが、大変これは少ないという印象もございます。

また今後、子どものお話を聞くために出向いての聴取もあるということでしたが、本別町には公式LINEもできておりますし、LINE等を生かした広聴アンケートや、子ども・子育て会議を通じて子育て当事者の声を聞く機会、学校を通じた児童生徒へのアンケート調査、今後、さらなる取組が必要と思いますが、その点についても伺いたいと思います。

また、今定例会でも増額補正予算が出ていましたが、子ども・子育て会議、拡充されたということでしたが、子どもの声、若者の声を大きく聞くというところでは、子ども・子育て会議に子どもや若者が参加するべきと思いますが、その考えについてと、今後予定している会議の内容について伺いたいと思います。

先ほどソーシャルワーカーについてですが、ソーシャルワーカーについては学校には配置していないということでした。本町の学校には、スクールカウンセラーという方が小中学校に配置されていると思いますが、常時いるわけではありません。カウンセリングなどはどこで行なっているのか伺うのと、学校に行けない子どもや親が、子どもの非行に関しての相談を直接学校へ行ってしまうということは、とても簡単ではないと思います。こども家庭センターがそのような相談支援や民間事業者と連携を取るなどして、居場所づくりなど担うべきと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 今野健康・こども課長補佐。

○健康・こども課長補佐（今野美由紀） お答えします。

藤田議員のおっしゃるとおり、アンケートの率は、今回、低いものでした。

今後、どういうふう子どもと若者の意見をまとめていくかは、これから協議のほう、また検討のほうしてまいりたいと思いますので、御理解お願いします。

あと子ども・子育て会議のほうに、子ども、若者の方も会議の中で一緒にお話ししたらいいかどうかにつきましては、今のところ委員のほうに、参加については考えてはいないんですけれども、何かしら今後、アンケートの回答率も低かったことから考えてはいかないとならないと思いますので、こちらのほうで、実際こうしますというのは言うことはできないのですけれども、今後、内部で検討していきたいと思います。

あともう1つ、今回補正予算で会議の回数を増やしまして増額したのですが、今後は、まだ子ども・子育て会議のほうで計画について審議いただかなければなりませんので、それを2回ほど、そのあとも、今後についてもお話ししなければならないこともありますので、1月から3月にかけて3回、予定で見込んでおります。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから、スクールカウンセラーの件について答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、スクールカウンセラーは常時常勤はしておりませんが、年間、定期的に各学校、小学校であれば3回か4回、中学校であれば8回か9回、定期的に巡回して訪問しているところでございます。

その中でも、特に保護者であったり、子ども、児童生徒、学校のほうから要望があれば定期的にまわっているもののプラス、相談には乗っております。

学校に直接行って、ちょっとお話ししづらいというか、学校自体に行けないというようなお子さんもいますので、そういう方にはリモートでも相談ができるような体制にはなっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 今後、子ども・子育て会議では計画策定について、今後もアンケートもさらに進めて計画をつくっていくということ、骨子案ができていますので、事業につながる計画が立てられると思いますが、そのアンケート結果を踏まえて、本別町の特色を生かした計画という部分では、どのように進めていくのかという点を聞きたいと思います。

また、令和8年度設置ということで進めるということですが、こども家庭センター設置に向けて進めていかれると思いますが、現在の健康・こども課が担っていることを、さらに一体的な支援を行なうためのこども家庭センターとならなければならないと思いますが、こども家庭センターとするためのメリットとしてどのように捉えているのか、また、そのように進めていくためには人材確保や育成など必要になると思いますが、今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 今野健康・こども課長補佐。

○健康・こども課長補佐（今野美由紀） 私のほうからお答えします。

計画の策定のほうなのですが、今後どのように進めていくかということですが、課題とか必要なことを、今現在整理しておりますので、そちらのほうからできてからまた、そのあとの作業を進めていきたいと思っています。

令和8年度に向けてのこども家庭センターに向けてなのですが、まずメリットとしましては、子どもの相談窓口がこども家庭センターであるということが明確に

なることで、町民が相談しやすい環境づくりになるかと思います。

また、人材確保のほうにつきましては、今までも内部では検討しているんですけれども、これからもまた内部のほうで検討を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） ただいま、人材の確保、育成について今後検討していくということですが、設置に向けて必要な資格ですとか経験ですとかという部分もガイドライン何かに示されていると思います。

それに必要な研修や講習などあると思いますが、その予定はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 今野健康・こども課長補佐。

○健康・こども課長補佐（今野美由紀） お答えします。

まず、こども家庭センターに向けて必要な資格ということですが、資格につきましては、今現在、健康・こども課と健康管理センターのほうのいる職員で、いたしてはいるのですが、さらに、このこども家庭センター設置後に、研修とかも確かに受けなければならないのもあるのですが、こちらにつきましては、まだ具体的にこうしますというのが、まだ中のほうで決まっておきませんので、そちらのほうは、設置に向けて考えていきたいと思います。

家庭センターのほうに、例えば社会福祉士とかいたほうが、本別町の子どものために必要な人材とかもあるので、これについても考えていきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 私のほうから、追加答弁をさせていただきます。

こども家庭センターの設置につきましては、まず1点目が、それぞれの相談窓口を一本化するということを明確にしたいと、それが第1点でございますけれども、ただ、そのセンターだけで全ての相談窓口に対応することは不可能でございます。そういったところで、教育部門であれば教育のほうに相談内容を振りながら、共に連携して、課を横断しながら、相談窓口の対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、センターの設置におきましては、私どもの職員が有する資格、それからもう一步専門的な知識も必要だと思ってございますので、そういった意味で、専門的な資格を有する、そして、専門的な知識を有する方の外部の人材を、このセンターの中で活用していきたいなと思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、町民の皆さん、そして、子ども・子育て会議の委員の皆さんから今後も様々な御意見を頂戴する中で、こういった形が本別バージョンで一番いいのか、それをしっかりと内部検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） もう1つ、これまでも、こども大綱が閣議決定されてから時間もたっております。スピード感を持ってということで申し上げてきましたが、計画の策定に当たってもそうですが、こども家庭センター設置に向けてもそうですが、いつどのような形で議会や町民に示されていくのかというのを伺いたいと思います。やはり、途中、進捗状況など、こういうことを考えているのだというのは、町民に周知していくべきだと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

今、こども家庭センターの設置等につきましては、令和8年度の4月をもってスタートしたいというところで、今、内部協議を進めているところでございます。

そういったところで、令和6年度中にこども計画が出来上がりますので、それをもって令和7年度中に、家庭センターもひっくるめたこども施策について、町民の皆さんに周知を図りながら、そして、この家庭センターの設置につきましても、議員の皆様方に協議会で御説明し、そして、町民の皆様方にも、早い段階で中間の報告をしながら、また御意見を賜って進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○7番（藤田直美） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、次の2問について一般質問いたします。

一問一答細目方式で行ないます。

質問事項。

オートキャンプ場のゼロカーボンパーク構想とは。

質問要旨。

2024年、令和6年度、本別町がSDGs未来都市に選定されました。静山研修センター跡地にオートキャンプ場施設を建設するに当たり、太陽光発電設備を設置し、照明などの電力として活用できるよう、キャンプ場のゼロカーボンパーク化を目指していますが、その実態について伺います。

要旨の明細。

1、豊かな自然と景観に恵まれた本別公園の静山キャンプ村には、町内外から多くの方がキャンプ場に訪れ楽しんでます。また、町の方は、自然を楽しみながら散歩をする人、健康維持のためウォーキングする人が多いです。太陽光パネルの設置には、本別公園は立地的に谷間にあり、条件がよいとは言えません。景観を損なわずに設置することが必要です。太陽光パネルの規模感など、現在のビジョンについて伺います。

2、第一キャンプ場隣にある温泉跡地の駐車場には、メタンと思われるガスが出る場所があります。自然エネルギーとして活用できるものなのか調査する必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員より御質問ありました、オートキャンプ場のゼロカーボンパーク構想とはについて答弁をさせていただきます。

本別公園につきましては、御存じのとおりゴーカートやボート、アスレチック広場など、子どもたちに人気の遊具や、キャンプ場、義経の里御所、ビーフハウスなど、家族が一日中楽しめる公園となっております。

御質問のオートキャンプ場のゼロカーボンパーク構想についてでございますが、本年の6月に道内では6自治体目のSDGs未来都市に選定され、現在、SDGs脱炭素推進協議会が中心となり、本別公園をSDGs・脱炭素への理解を深める学びの場として、具体的な事業を令和7年度から取り進める予定であります。

その中で、環境面の取組としては、本別公園内で子どもから高齢者までが楽しみながらSDGsを学べる学習看板の設置のほか、静山研修センター跡地のオートキャンプ場施設において太陽光発電設備を設置し、建物などの電力として活用できるよう、ゼロカーボンパーク化を掲げています。

議員の御質問にあるように、太陽光発電設備につきましては、景観の配慮は必要と考えており、現在検討しているものは、山を切り開いて大規模な太陽光発電設備を設置するのではなく、レセプション棟、これは受付棟のことではありますが、レセプション棟の屋根につけ備えるものを想定しております。

立地的には開けている場所で、道道から一つ高くなっている場所でありますので、建物の屋根に設置したほうが効率のよいものになると捉えております。

次に、第一キャンプ場隣にある駐車場のメタンと思われるガスが出る場所についてでございますが、担当課の職員が現地を確認しましたが、ガスが出ているような場所の確認できませんでした。これまで、公園管理スタッフやキャンプ場等利用者からも、そういった情報は聞いたことがないというところであります。また、当駐車場につきましては、河川敷地となっております国所有であることから、今後、そのような箇所が把握できましたら、関係機関とも協議をし、調査する必要があるかどうか検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、SDGs・脱炭素に向け、自然環境を生かした学びの場やゼロカーボンパーク化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 町長の答弁のように、現在、本別公園は家族が楽しむ公園であり、また、学びの場にもなっています。今、町長がおっしゃったように、子どもから大

人まで学べる場所にしていく、それがSDGs宣言としまして、本別町を活性化につなげていく試みになっていくのかとも認識しているところです。

ところで、太陽光パネル発電の設置ということで、山を切り開くことはないということで、一安心いたしました。道道から離れていることから、屋根に設置するものを想定しているということですが、この太陽光パネル、今現在あるような、町で見かけるような太陽電池ですと、シリコン系の太陽電池となりますけれども、そういうことを想定しているのか、それからまた、今現在、このシリコン系太陽電池というのは、中国製のものが80%以上を占めているところでございます。

今現在、日本で生産されています新しい太陽光電池として、ペロブスカイト太陽電池というのが開発、今、されておまして、徐々に使われているところであります。この特徴といたしましては、軽くて柔軟性に優れ、設置場所の大幅な拡大が期待できて、製造過程が少なく、高コストが見込まれるということ、また、主要の材料であるヨウ素が、日本の世界シェア第2位を占めていますので、今後、国としても令和6年度予算案に、このペロブスカイト太陽電池のサプライチェーン構築に向けて、GXサプライチェーン構築支援事業というのが計上されております。こういう考えが、日本製のものを使用していくという考えがないのかということをお伺いしたいという点と、もう1つ、この太陽光パネル、従来のものですと問題点が多くあるということが認識されているかということもお聞きしたいと思います。

例えば、中国製が多いですから、耐用年数だとか、災害に対応するときの、廃棄するときのルールがしっかりしていないという点、また、有害物質が入っている鉛やセレン、これによって土壌が汚染される、またはパネルを外したときに、表を向けていまずと発電し、感電や火災が起こるという問題点も起きています。適切な場所に設置し、安心して発電できる場所にあればよいものであると思いますけれども、この点におきましても、景観、安全、汚染に問題があると考えております。

また、その太陽光パネルにおいて、蓄電池の設置は行なわれるのかということもお聞きしたいと思います。

また、太陽光発電において、定期的なメンテナンスというものが必要と考えております。保守点検の継続に向けて必要なことと思っておりますが、このことについてもどのように考えているかお聞きします。

また、もう1点としまして、町長がおっしゃったように、ゼロカーボン化を進めるということは、再生可能のエネルギー、また、省エネの推進によって二酸化炭素の排出量を減らす、また、森林の管理や植林などによる吸収作用の保全や強化をするという、推進する必要があると考えています。この点についてもお伺いしたいと思います。

このSDGsですけれども、3年計画で進めていくことに当たって、国からはデメリットはないという報告があります。ただ、周囲から注目されるという点、メディアの露出が増えるということですね。地域活性化し、それを魅力的に高めていくことが、

やはり不可欠だと思っています。

この３年間の事業計画を策定し、取組は推進することになりますけれども、定期的に進捗評価とか、達成状況とか、課題を把握していくことができるというよい点もあると思うのです。そのことによって、軌道修正とか新たな対応策、目標を達成、実現していくと考えています。

このとき、やはり軌道修正や新たな対応策によって、住民に丁寧に説明していく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 何点かありますので、見落とししましたら、また御指摘をいただきたいなと思います。

まず、私どもが本別公園のオートキャンプ場にそういった太陽光電池を、ソーラーパネルを設置するという目的は、先ほども答弁で申し上げましたが、SDGsもそうなのでございますが、それを広く利用者に理解を深めていただく、脱炭素がなぜ大事なのか、そういったところを、自然あふれた本別公園に来ていただける利用者の方に、まずそういった脱炭素が必要なのですよといった、そういう深い学びの場としたいというところで太陽光パネルを設置したいというところでございまして、本別公園内の全ての電源を太陽光で賄うという、そういった計画は持ってはございません。

そして、その太陽光パネルの素材であります、これは日本製のもありますし、また中国製もあろうかと思いますが、その素材につきましては、今後様々な業者と打合せをしながら、最終的に決定をしてまいりたいと考えているところでございます。

今、現に太陽光パネル、各地で大規模に設置しているところ、そして、家庭でも使われております。そういったことも鑑みながら、その素材について、今後、勉強、研究をしながら設置をしてまいりたいと思ってございますし、また、そういった蓄電池につきましても、設置を、今、検討している段階でございます。

先ほども言いましたが、大規模なそういう設備を設置するのではなく、深い学びのために学習できるような、そういったところで施設設備を考えておりますので、規模的にも大変小さな規模になろうかと思えます。そういったことで進めてまいりたいと思ってございます。

また、SDGs未来都市に関しましては、この部分につきましては、様々な脱炭素の事業化において、やはりSDGsの選定がされた自治体が有利にその採択を受けれるという部分と、SDGsであるからこそ事業を持ってこれると、そういった面でかなり有効な手段となりますので、これは積極的に活用してまいりたいと考えているところでございますし、SDGs未来都市に選定されたからといって、その単独事業が採択されたというものではございませんので、その辺は今後もしっかりと、各種事業についてうまく活用できるのか、そういったことを、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

そういったところで、素材もひっくるめて、今後、調査、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 今の町長の答弁から、脱炭素に必要な学び、深い学びのために規模化は小さくするというお考えを伺いました。

また、全ての電源を太陽光発電にするものでもないという御意見もいただきました。

また、業者についてはこれから考えるという点、ここは、ぜひ日本製のものを使っていたきたい。必要に関係なく、すぐにこれから、蓄電池もこれから考えていくということなので、そういう考えを今一度確認したいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

これから検討していくのですけれども、こういった意見も踏まえながら、加味した上で進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） ②ですけれども、先ほど町長の答弁では、メタンガスと思われる場所は確認されていないというところですが、駐車場にマンホールほどの蓋のしてある場所があります。これは、近くにいる方が昔から知っているところであり、現在は土木現業所の土地が所有していると思われま。

その場所は温泉があった場所で、3代にわたり温泉が営まれましたけれども、その温泉終わったあとに、この温泉も104メートルほど掘って、4か月から5か月かけて温泉を作ったという情報をいただいています。

現在は、町が駐車場にしてアスファルトにし、蓋をして止めている状態ですが、温泉があった当時は、その温泉水を、ガス抜きの意味もあったと思うのですが、川に流すホースがついていました。ところが、駐車場になってからそのホースはなくなっており、蓋をしているだけの状態なのです。

定期的な点検と安全性の問題があると思いますので、今一度、お考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

現地に、私と担当者と観光協会のスタッフ3人で駐車場に行って、確認をしております。

温泉のそのマンホールというの把握はしているのですが、そこも確認しましたけれども、密閉されている状況で、例えばそこから空気が漏れているのか、そういったことも確認できていないので、今は外には出ていないと判断しております。

ちなみに、メタンでいうと無色透明で匂いもないというところで、音でもすれば確

認はできるのですけれども、そういったこともないので、今段階では出ていないのかなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 数年前なのですけれども、その蓋を開けた状態のところ、私は見たことがありますて、そのときには、やはり水が5メートルほど上がりました。

以前に比べ、その温泉があったときは、1週間に1回は、清掃のためもあって、蓋を開けてガス抜きをしていたそうです。

ですから、今その状態であるということは、多分、何だかその菅の中に、土だとか異物が入って、だんだん威力がなくなっているのかと推測もできますし、ある方が言うには、メタンガス自体が上に行かないことによって、地中のほうに少しずつ染み込んでいるのではないかというような御意見も伺ったことがありますので、ぜひ調査をしていただきたいという考えを持っていますので、御見解を今一度お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

先ほども町長のほうから答弁があったのですけれども、ものが国の所有だよというところと、そのマンホールも個人の所有となっていますので、もしこれから、来年、シーズンになればまたキャンプ客とかも来ますので、そういったときにそういう状況が確認できましたら、ちょっと関係機関とも協議しながら、調査が必要かどうか含めて考えていきたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

水谷議員。

○4番（水谷令子） 2問目。

質問事項。

本別高校のとかち創生学の提言を町の活性化に。

質問要旨。

本別高校では、とかち創生学を実施し、1学年と2学年が地域課題について探究活動を行ない、町の活性化を目指す取組をしています。行政側から高校生の感じたことを町民に発信したり、提言を具現化することなどは、町の活性化につながると考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

1、とかち創生学では、1学年は地域の人が講師となり、2学年は役場の職員が探

究コーチとなり、高校生目線で地域課題について解決策を提言しています。これまで、本別の自然、歴史、文化、魅力ある本別公園を活用して、本別町の活性化を目指す取組事例が多くありました。そこで高校生が感じた本別の魅力を町民の方にも学ぶ講座等があると、本別町への理解が深まると考えますが、見解を伺います。

2、探究コーチとして参加した職員が、高校生の提言を具現化し、政策形成研修等でのプレゼンテーション等を行なうことは、職員の本別町へのより一層の理解が深まると考えますが、見解を伺います。

3、創生学以外の取組として、町の魅力を伝えることが町の活性化の第一歩と考えますので、コロナ禍前に2回ほど行なわれたほんべつ学で取り組んでいる、官民間わず初任職員が町内公共施設を回るバス研修、戦争跡地ツアーなど続けていく必要がありますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 水谷議員の、本別高校のとかち創生学の提言を町の活性化について、答弁いたします。

1点目の高校生が感じた本別の魅力を町民の方にも学ぶ講座等があると本別町への理解が深まると考えますが、見解を伺うについてですが、とかち創生学は、本別高校において、総合的な探究の時間授業として、特色ある取組がされております。とかち創生学の中で取り組み、まとめられた成果は、模擬議会で提言が行なわれているほか、広報紙での掲載を行なっておりますが、現状においては、町民の方は直接高校生が取り組んだ内容や提言を伺う機会はありません。

今後、模擬議会の傍聴や高校生の発表を直接伺う機会の設定が可能かどうか、本別高校の考え方や都合などを尊重しながら、本別高校との協議について検討することも可能ではないかと考えております。

次に、2点目の探究コーチとして参加した職員が高校生の提言を具現化し、政策形成研修等でのプレゼンテーション等を行なうことへの見解についてですが、とかち創生学は、総合的な探究の時間の取組の柱で、研究テーマの一つに、正解のない課題に挑戦し探究し続ける力の育成があり、課題解決型の探究活動を行なっております。課題設定、現状分析、仮説構築、解決策検討、解決策提案といった流れになっております。この学習は、課題やテーマを具現化することが目的ではなく、課題を見つけ、それをどのようにしたら解決に結びつけることができるかを、高校生の柔軟な発想で、互いの意見を交換しながら探究を行なうものでございます。コーチは、2年生の地域課題解決に関する探究活動に参加しておりますが、その目的は、高校生に対し、考え方や物事の取り進め方を、大人として、また、行政職員の立場としてアドバイスをを行なう支援となっております。

御質問の趣旨にもあったとおり、高校生と共に解決策を考えることは、職員の資質向上にもつながっていると考えるところでございますが、御質問にありました、コー

チを務めた職員による政策形成研修等でのプレゼンテーション等については、職員研修として実施している政策形成研修会では、講師が設定した目的に沿った研修課題に取り組んでいることから、その場において、とまち創生学のプレゼンテーションに取り組むのは、研修の編成上、とまち創生学とは分けるべきと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の創生学以外の取組のほんべつ学における研修、町内ツアーについてですが、ほんべつ学は、コロナ禍の時期を除き、年数回、社会教育担当と資料館担当で、地域学習として開催しております。開催内容により時期や対象者が異なりますが、本別の自然観察、施設見学、本別町産の食材を使った調理、産業や観光の歴史、町並みの変遷をたどるなどの取組を行なってきました。

町民の皆様には本別のことを知ってもらい、子どもたちがふるさとに愛着を持てるように様々な取組をしており、議員から御指摘のありました公共施設のバス研修や戦争跡地ツアーも開催してきております。ふるさと本別を知ってもらうためには、様々な視点から地域学習を行なうことが必要であり、毎年同様な内容にならないように企画をしておりますが、今後もほんべつ学に参加された方や町民の皆様の声を伺いながら、御指摘のあった内容を含め、学習機会の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 1つ目についてです。

本別高校が取り組んでいる総合的な探究の時間、とまち創生学は令和2年から始まっており、本別町の自然、歴史、文化、魅力ある本別公園の活性化をビデオにしたり、また、本別公園に中学生を呼び込むプロジェクトなどの取組を行なっているところ です。

このことは、まさに本別町がSDGs未来都市として地域を活性化、そして、その魅力を高めていく、持続可能なまちづくりにマッチングしていると考えられます。このことを、ぜひ町民の皆様に広く周知していただくと、教育長のほうからもお話がいただけました。高校生の目線で一生懸命考えている取組、これをぜひ周知していただきたいと考えますので、今一度、御意見をいただきます。

私といたしましても、高校側といたしましても、高校生が地域の支援や協働によって行なわれている、教育における地域との連携や地域の教育資源の重要性を改めて感じているところだと思われ ます。このことについて、ぜひ町民の皆様に広く周知していただきたいという点で、今一度、御意見をお伺いいたします。

また、2問目ですが。

○議長（篠原義彦） 水谷議員、細目方式ですから。

○4番（水谷令子） はい。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） とかち創生学の取組についての考え方ですけれども、私のほうから答弁をさせていただきます。

教育長から答弁もありましたように、とかち創生学は、本別高校で行なわれている特色ある学習となっております。

先ほど教育長からも答弁をさせていただきましたように、模擬議会の傍聴ですとか、高校生の発表を直接伺う機会がありません。その代わり、町広報紙ですとか議会だよりで、行なわれた内容というのは、ある程度の内容で町民に周知がされております。

今後、広く町民にこういったことを知っていただくためには、模擬議会の傍聴ができるか、また、高校生の発表を直接伺う機会を設定できるか、当然相手方があることですから、高校側と協議をしながら、授業の中でどの程度の対応ができるかを検討していくことは可能だとは考えておりますので、今後、来年度の創生学の関係もありますし、高校側と連絡調整を取りながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2つ目に移ります。

先ほどの教育長の答弁から、町職員の政策形成研修の中では、とかち創生学とは、また違う立場であるというお話もいただきました。

このことで一つ、生徒のほうからの意見として、探究、職員が熱心にアドバイスをしていただく、この機会が、役場職員と議論する中で、将来この職員のように地域に貢献したいと思うようになったというお話も伺っております。これは、まさに地域活性化や人材育成などにつながっている取組だと考えています。

また、生徒の記述からも、取組の困難さや終了後の達成感、地域への感謝、これからのキャリアに向けた決意など、意識の変容が見られたという考えを伺っています。

このことから、関わった職員の方にもアドバイスをしながら、スキルアップにもつながっているという考えがとおりかどうか、見解を伺いたいと思います。

また、これらの活動を今後も続けていく必要もあると考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 水谷議員からの再質問で、職員のスキルアップがあったか、それと今後の進め方ということだったと思います。

スキルアップにつきましては、やはり中高生を対象にして、普段は同じ職員ですとか、自分たちよりも年齢が上の町民の方々と接していますけれども、自分たちよりも若い世代の考え方を導く、指導していくということで、一定のスキルアップにはつながったのではないかと考えております。

今後につきましては、高校のとかち創生学の進め方がどのように変わっていくか、まだ分かりませんが、その辺は高校側と連携を取りながら、できる範囲の中で支援をしていければと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 3について、伺います。

創生学以外の取組として、町のほんべつ学で行なわれている数々の取組は、学びの場を与えていただける貴重な場所だと思っております。

例えば、社会教育として図書館、資料館の連携、そこに関わっているボランティアのぶっくる、また資料館の友の会の協力を得ながら、協力員の活躍もありまして、今年度は自然探検を親子で行なうなど、よい取組が行なわれていると認識しております。

また、先ほど言いました新任職員の活動につきましてですけれども、コロナ禍前に行ないまして、参加した方々からも、本別町を初めて知ることができたと、その魅力を。今後またそういうことがあれば参加したいというお話を伺っているところです。

また、今回初めて行ないました戦争跡地のツアーにおきましても、体験者の人から、こういうところがあったのかという、戦争の現場を見たということで、このことも続けてほしいという御意見をいただいています。

このように、これからの活動において、資料を使った講座の継続と、それから、外へ出て体験して、バスなどを使って現場を見るとき、そういうような活動が、このバスという利用が、いろいろな場所に、現場に行けるという、いろいろなことを知れるという、体験者の中から意見が出ておりまして、このことがやはり、ここ二、三年続けていくことが町民の意識を高めていく、本別公園を利用しながら、自然、歴史、文化を使いながら、本別町を活性していくということにつながっていくと考えています。

また、その中から一定の方の参加したいという方もいらっしゃいますので、ガイドをする人や、また資料館を案内する人、語り部になってもらう方の育成につながることも考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 3点目のほんべつ学の取組ということでの質問について、お答えをしたいと思います。

ほんべつ学は、水谷議員から御指摘がありましたように、今年は戦争跡地のツアーを行なっております。過去には本別公園を中心として、神居山の登山、神居山の探検、川の学習、それから、地層ですとか化石の学習、そのほか、酪農ですとか畜産、本別町の農産物を使った調理実習ですとか、子どもから大人まで、幅広い世代を対象とした講座を行なっております。

その中で、ぶっくるですとか友の会の協力も得た中で行なっておりますけれども、質問にありました新任職員の研修につきましては、令和元年度に行なっております。このときは、9名の参加がございました。

こういったことも、本別町町民憲章にもありますけれども、戦禍の焦土から立ち上がったということで、7月15日という空襲の体験を持つ本別町としては、職員にもそういったことも当然学んでいただきたいと思います。町外出身の職員も増えており

ますし、今年は7月15日展の学習ということで、職員研修という位置づけで、資料館の企画展を見学し、空襲の体験を資料館友の会の語り部の方にしていただきました。こういった取組は、非常に大切だと思います。

ただ、ほんべつ学につきましては、いろいろな視点から、いろいろな世代の方を対象として行ないますので、なかなか毎年同じものを続けるのは難しいかなとは思いますが、皆さんの意見を聞きながら、その辺は計画をしていきたいと思っています。

また、新採用職員の研修につきましては、総務課とも検討しなければならないので、こちらで一方的なことは言えないのですが、一例ですが、数年おきにそういった研修会をやって、その間に採用された職員に参加をしていただくというようなことも、総務課、担当部局と協議することが可能ではないかなと考えております。

戦争跡地ツアーについても好評を得たということで、こういった内容、来年、戦後80年の節目となりますので、そういったことも考えながら、企画展ですとかを、今、計画しているところでありますが、こういったことも考慮をしていきたいと思っています。

これからの学びにつきましては、議員おっしゃったように、資料を使った座学、そして、実際体験をするフィールドワーク、2つを組み合わせたというのが、学習効果が高まるのではないかと思います。

また新年度、どのような取組を行なっていくかというのは、まだ計画の段階ではありますが、企画するに当たっては、そういった御意見を参考とさせて、組んでいきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 今、答弁のほうから、数年ごとに新任バス研修を行なっていく旨もあるということ、また、戦争跡地ツアーにつきましても、今後、継続していく考えもあるということも伺いました。

このことによって、ガイドを育成していくというか、なかなかハードルは高いと思いますが、興味のある方に対して、やはり学びを提供していく、そのことが、やはり継続して本別町を愛していくことになっていくのかなとも考えていますので、例えば、来年度においては、講座を続けながら、資料を踏まえて現場に行く、そういうような育成方法を考えていくという見解があるのか、もう一度伺いたします。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 先ほどの質問に対する答弁、私のほうで漏れておりました、大変申し訳ありません。公園ですとか、資料館の語り部などのガイドの養成ということが抜けておりました。再度御質問をいただきました。

やはり、町民の方、いろんなことに興味があると思います。自然に対して興味がある方、歴史に関して興味がある方、それぞれあると思いますので、こういった切り口で新年度のほんべつ学を行なうかということ、今、計画中でありますけれども、やはり、いろいろな方が興味を持って参加をできる学びを提供する必要があると思

ます。

同じ内容を続けるというのも大切なことではあるのですが、やはり同じことをやっているとマンネリ化してしまうこともありますので、切り口を変えて行なう、何年かおきにローテーションで同じ内容が回ってくるというようなことも考えられると思います。

来年度につきましては、今、計画中ではありますが、そういった御意見がありましたので、そういった講座、資料館、図書館担当、社会教育担当で、どのような講座が行なっていけるか検討をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○4番（水谷令子） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について、令和6年最後の一般質問を行ないます。

なお、一問一答細目方式で行ないます。よろしくお願いいたします。

質問事項。

これまでの農業政策と今後について。

質問要旨。

町長就任から3年余りが過ぎ、その際、町長が掲げられた本町の基幹産業の農業振興に関する公約について、これまでの取組と今後の展開について伺います。

要旨の明細。

1、農業基盤の計画的な整備とスマート農業を推進し、生産量の向上、高品質化、労働生産性の向上、担い手不足の解消を図るとありましたが、これまでの具体的取組について伺います。

また、各種補助事業、個々の農家の積極的な投資により、自動操舵等の機器の導入は進んでおりますが、近年は衛星画像を利用した可変施肥技術、病害虫予察などの新技術が普及しつつあり、スマート農業も新しいステージに突入したと言えます。

しかしながら、本町においては、他地域に比べ導入が遅れている現状であります。資材高騰を乗り越え、生産性を高めるためには、こうした新技術を調査研究し、導入していく必要があります。

また、令和4年に降水量が多く畑地に入れないとき、一部事業者がドローンで作物を守ったという事例もありましたが、生産者、事業者ともに大変な負担を負いました。

突発的な事態にも、JA本別と連携して支援が必要と考えます。これからもスマート農業を推進していくに当たって、考えについて伺います。

2番項。

農畜産物、食のブランド化を推進するため、生産者、事業者への支援を充実し、町内外へPR活動を展開するとありますが、これまでの取組と成果について、また、今後

の展開として、高収益作物を新規栽培する場合やブランド化を目指す事業者には、少額でも補助を行なっていき、行政としてバックアップしていくべきと考えますが、見解を伺います。

3 番項。

農業経営体の育成支援、新規就農者や就農直後の経営安定化に対する助成、育成に力を入れるとありますが、町長が就任されてからの具体的な施策と成果について伺います。特に就農直後の経営を引き継いだタイミングでは、2世代の家庭が生活していくことになります。限定的ではあっても税の減免措置などが必要と考えます。経営安定のための実績と、これから何ができるのか、考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員より御質問ありました、これまでの農業政策と今後について、答弁を申し上げます。

1 点目のスマート農業の推進についてですが、議員からもありましたとおり、自動操舵付トラクターは補助事業の活用や個人での導入等により、令和4年第3回定例会で答弁いたしました約100台から、現在では約130台に増えており、導入が遅れているとは認識しておりません。

また、衛星を利用した可変施肥技術などの新技術につきましては、JA本別と農業者、そして、民間事業者による実証実験を行なっている段階で、町内の農業者向けに検証結果等の研修会を行なっております。今後の導入に向けて、JA本別、そして、農業者や普及センターなどと話し合いを進め、検討してまいります。

また、今週末にJA本別との農業政策懇談会を開催いたしますので、今後の農業施策について協議を進めてまいりたいと考えております。

2 点目の農畜産物の食ブランド化についてですが、本別町SDGs・脱炭素協議会にて、地域産品のブランド認証制度を検討している段階でありまして、今後、体制が整い次第、協議会より各種団体へ周知を行ない、募集していきたいと考えております。

3 点目の農業経営体の育成支援についてですが、現在の大規模農業の推進を図りながら、小規模農業者でも生計を立てられるような多種多様な農業を、関係機関などと話し合いを進めております。就農関連では、町、JA本別、普及センター、農業委員会で組織している本別町農業担い手育成センターが中心になりまして、経営を第三者に継承してもよい方の情報を、首都圏での就農や移住に関するイベントに出展をし、就農希望の方に本町にお越しいただき、第三者継承される方との面談や体験等を行なっております。現在までに、新規就農に至った方が3件、相談中の方が5件いる状況であります。

今後も、第三者継承を希望される農業者と、新規就農を希望される方々とのかけ橋を担ってまいりたいと考えております。

また、親子間継承の場合につきましても、国の事業を活用しながら、町としても支

援してまいりたいと考えております。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 1番項でございますけれども、再質問をさせていただきます。

まず、この可変施肥技術でございますけれども、一部検証が進んでいる段階でございますけれども、私もその中に入りまして、最大25%の削減がなされるところであります。

この技術を永続的にバックアップしていくには、ハード面、機器等、かなり高額な機器を導入していく、またソフト面、これは衛星情報を提供するソフトの導入でございます。これも高額な負担が生じます。このことに、行政としてバックアップしていくべきですが、見解を伺います。

また、例えばでございますけれども、くしくも2月9日にアナウンスされた担い手確保支援事業、経営強化支援事業でございますけれども、においても、化学肥料20%削減を図る機械の導入とあります。こういう補助事業に当たりまして、生産者に丁寧な説明をして活用していくべきと思いますが、御見解を伺います。

また、ドローンに関しましても、これまで小麦生産に寄与してきた町内事業者がありますが、高齢化や機器の高騰により、長期的な展望が見えておりません。やはり、事業者や生産者との事業継続等の意見聴取は必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問について、答弁をいたしたいと思います。

まず、1点目の可変施肥技術の、新技術の部門でございます。

丑若議員おっしゃるとおり、25%程度の削減が可能というところでございますが、さきにもお話をさせていただきましたが、今週末に農協と農業政策懇談会を開催いたします。その折で、こういった新技術面についても情報交換、共有を図ってまいりたいと考えているところでございます。

現段階におきましては、J A本別町からハード面、そして、ソフト面等について、補助の要請は今のところございませんが、こういった懇談会の中でそういうお話がなされるものだと思ってございますが、今後J Aとも連携を深めながら、取扱いを進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、化学肥料20%の削減のところでございます。

これも、各それぞれ農業経営体によって、いろいろな機械の導入の仕方が違ってくるのだろうと思っております。大規模経営を目指すのか、小規模であってもしっかりと生計が立てられる、そのような経営を目指すのか、そういった経営状況にもよります。

そういったところで、今、何が必要なのか、そして、国の補助メニューがどうであるのか、それもしっかりと検証、それから調査研究を進め、J Aと共に連携をしながら、

取扱いについて協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ドローンのほうにつきましては、現在、約7戸程度が利用しているということをお聞きしているところでございます。この部分につきましては、ドローンを利用して農業経営、特に北海道は、そして、十勝は大規模経営の農業経営体が多くおりますことから、やはりこういったドローンの利活用は大いに経営に役立つものと考えておりますので、これらのほうにつきましてもＪＡと協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 再質問させていただきます。

前述しました新技術に関しましては、まだまだ私どもの努力も足りません。ですから、積極的にこういう技術が、今、前に進んでいるということをＰＲして、導入に向けて進んでいただきたいと思います。その見解を伺います。

また、ドローンにおきましても、突発的な災害、農地が失われた等の出水に関しましては、いろいろな手当がなされるわけでございますけれども、そういう際には作物を守る体系も必要かと思えます。

事業者、生産者ともに痛手を受ける際には、補正予算等でしっかりとフォローしていくことが肝要かと思われますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。もし足りない部分がありましたら、担当課長より答弁をさせます。

まず、新技術の部門につきましては、可変施肥技術等のほうにつきましては、今、ＰＲといいますか実証検証をやっている段階でありまして、そして、この部分につきましては、導入についてかなり費用がかかるということも承知してございます。

そういったところで、今の本町の農業経営体にあった機種なのか、そういった部分もひっくるめて、今後検証が必要かなと思っているところでございます。

そういった意味で、農業者、ＪＡ本別、そして、私ども行政もそうありますが、それに加えまして、農業経営者個々がどういった機種を必要なのか、個々の経営体にとって、どのような農作物の収穫等に、部分に関する機械が必要なのか、そこをきちんと精査をしていただいて、それを基にＪＡと、それから行政がしっかりと連携をしながら、協議、検討していくことが必要かと思っておりますので、各それぞれの経営体の御意見も、今後しっかりと受け賜ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目の突発的な部分ということですが、恐らく突発的な部分につきましては、大雨とか地震とか災害によるものが多くを占める部分であろうと思っております。

そういった部分につきましては、災害による対策、そちらの方面しっかりと対策を講

じていく必要があるだろうと思ってございますし、そういった部分につきましては国の補助金もしっかりついておりますので、そういった面で対応してまいりたいと思ってございますし、また、小規模であっても、広範囲的な被害が圃場に及ぼした場合につきましては、行政としてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

そういったことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） ドローンの部分についてでございますけれども、災害対応をお聞きしているのではなくて、災害によって畑に入れなかった、そのせいで作物が病害虫等でせん滅するということも考えられます。その場合の事業者、生産者に対する補助を考えてはいかがかという提案でございます。

再度、見解を求めます。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから、災害時の防除ができなくて被害があった場合についての御質問だったと思います。

その部分につきましては、先ほど町長のほうからも答弁がありましたとおり、J A本別町なり、いろいろ協議させていただいている中で、今後、どのように進めていくかというところを、話し合いを求めながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） それでは、2番項に移りたいと思います。

先ほど御答弁いただきました、協議会においてこれから募集をかけていくということでございますけれども、これまでどういう取組をなされてきたのか、また、その効果はいかほどだったのか、再度お聞きしたいと思います。

また、本別には本別町豆の町というブランドがございますけれども、また、それ以外の特産品も待たれるところです。

J Aで取り扱わない、個人としてブランド化、差別化を図っていききたいという事業者に対する補助事業等は考えていないのか、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 食のブランド化を進めるための今までの取組というところでございますが、豆であったり、そして、亜麻であったり、今いろんな作物が栽培されております。

そういった部分におきましても、例えば、今、注目を浴びている亜麻であれば、種子の代金を補助するとか、そういったところで、今、支援をさせていただいているところでございます。

そういった部門におきましては、新規作物導入におきましては、これまでも営農対策指導協議会において、様々な部分、例えば薬草であったり、蔬菜であったり、そし

て、トマトであったり、いろんなところを、実証を行なってきております。

そういった中で、残念ながら今の農業経営体を見ますと、大規模農業のほうに皆さんが目を見て、そういった部分はなかなか、今、作られていない、作付されていないという現状にある中で、今、丑若議員がおっしゃっておられました、違う作物でのそういった部門の生産、そこは私も大いに、そういったことを今後、本別町の農業も取り入れていく必要があるだろうと思っているところでございます。

しかしながら、個人の事業に対して、個人の作物に対して、どこまで行政が補助を出せるか、そこは行政のみの判断ではなくて、ほかの農業経営体の皆さんの意見も聞く必要があるだろうと思っています。あくまでも、行政は公平で公正でなければなりませんので、同じ農業経営体の方が理解していただけるようなものであれば、行政としてもしっかりと支援をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 再質問させていただきます。

ブランド化につきましてですけれども、また、高収益作物の導入につきましても、やはり本別町はこういう考え方であると、意欲のある生産者には、きちんと少額であってもバックアップしていくのだというPRが必要だと思います。

その点について、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

これは、私が町長に就任してからずっとお話をしているところでございます。

農業経営体につきましては、大規模経営を希望される方、そして、小規模であつてもしっかりと生計を立てられる農業経営体、そういった経営体が地域に混在しなければ、地域コミュニティは崩壊してしまう。そして、そのことによって農村社会のコミュニティが保たれない。そう私は常日頃お話をしています。

まさしくそのとおりでありまして、そういった部分につきましては、新規作物導入等々の意欲のある方につきましては、しっかりと支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） それでは、3番項について再質問させていただきます。

第三者継承などの取組については、予算、決算等で審議されており、おおよそ理解しているところです。しかしながら、家族経営の後継者の現状は、今までどおりの考え方では通用しない事態となっております。

今まで北海道糖業の本別工場、製糖工場において、季節労働で新しく築いた家庭を養うという、いわゆる北糖モデルが消失し、冬場のバイトに窮するという事態です。

農家の若者ですね。

そのような観点から、後継者全般へのさらなる助成は必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 丑若議員の冬場に対して、農業経営者に対しての部分でございますが、第三者継承は、先ほども町長の答弁でありましたとおり、今現在、進めさせていただいているところでございます。

親元の就農についてというようなところで、農業経営者が冬場に農作業がない場合に、北糖にアルバイトに出ていて、現在もアルバイト等の日数的には減ってはいると思いますけれども、集荷等の部分で、北海道糖業のほうで働かれている方もおると思います。

ただ、丑若議員おっしゃられたとおり、生産が終了した部分に関しましては、農業バイトというところが、なかなか進んでいないということもございますので、こちらでも繰り返しの答弁の言葉になってしまいますが、JA本別町といろいろ協議させていただきながら、今後、取組を考えてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 先ほど質問しました、後継者として経営を担う際に、やはり非常に負担が大きい。固定資産税なりの減免が、私は必要だと思います。3年なり、5年なり、期間限定、時限的にです。

なぜこのように思うかといいますと、やはり、若い農業者の思いがありまして、私たちは本別町に守られているのだ、そういう気持ちを持ってこの地で営農をしていたきたい、そういう思いがいたします。

そこら辺の御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をいたします。

若い農業者、後継者が、本別を背負って、そして、就農をしていただいている、そういったことにつきましては、私も大変嬉しく思っているところでございます。

しかしながら、片方をまた側面から見ますと、この部分につきましては、農業継承でなく、商店街の継承とか、工業とか、いろいろな方が、町民は生活をしているわけでございますが、継承だからといって、農業ばかりが固定資産税の減免措置を講ずるといったことには、今のところそういう考えは、私は持っておりません。

逆に、そういったことであれば、農業担い手対策として、どのような支援ができるのか、単なる固定資産税の減免だけでいいのか、先ほどもお話がありましたとおり、新規の機械の導入についての補助であるとか、もしくは新規作物を導入したいと、そういったところについての支援策はないのかと、そういった部分について、町が積極

的に関わっていくものであると、私はそう思っています。

そういった観点で、この部分につきましては農業者のみならず、全ての職業についてトータル的に考えていく必要があると、私は思っています。

そういったことで、答弁とさせていただきます。

○3番（丑若浩行） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、答弁訂正の申出がございました。

午前中の梅村議員の質問に対する答弁について、訂正したいとの申出がありましたので、これを許します。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 午前中、梅村議員から出ました、本町のし尿くみ取りについてという一般質問の中での答弁の中で、発言の訂正をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁の中で、民間事業者の徴収する料金につきまして、民間事業者に関しましては、こちらで設定した金額を超えて徴収してはならないというルールがありますけれども、民間事業者が5社、6社あった場合には、それぞれその金額以下で、うちはもっと安いよということで自由競争ができるような仕組みになっておりますという発言をいたしました。また、民間事業者に自由裁量とありますか、民間のノウハウで行なっていたことが可能なものとなっておりますということで説明をいたしました。

こちらにつきましては、私どものほうで、法律及び条例、施行規則のほうの解釈の誤りがあったということで、本来、法律の解釈としましては自由裁量があるような書きぶりとはなっておりますが、条例の施行規則の中ではっきりと、し尿処理料に関しましては、処理業許可業者が徴収する、し尿等に関する、係る処理料については、別表3に掲げる額とするということで、はっきりと業者が徴収する額は定めるということになっておりますので、正しくは、民間事業者に関しましては、施行規則で定められた金額による徴収となりますということが正しくなります。

また、民間業者に自由裁量、料金の自由な設定はできませんということが正しい答弁となります。

おわびして訂正申し上げます。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後4時43分）

令和 6 年本別町議会第 4 回定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 1	議案第 6 0 号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2	議案第 6 1 号	本別町立学校設置条例の一部改正について
日程第 3	議案第 6 2 号	本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 3 号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 4 号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 6 5 号	財産の取得について
日程第 7	議案第 6 6 号	権利の放棄について
日程第 8	発議第 4 号	本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件について
日程第 9	同意第 4 号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第 1 0		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 1 1		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 6 0 号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2	議案第 6 1 号	本別町立学校設置条例の一部改正について
日程第 3	議案第 6 2 号	本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 3 号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 4 号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 6 5 号	財産の取得について
日程第 7	議案第 6 6 号	権利の放棄について
日程第 8	発議第 4 号	本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件について
日程第 9	同意第 4 号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第 1 0		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任

委員会)

日程第 1 1

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)

日程第 1 2

藤田直美議員に対する処分要求の件

○出席議員 (1 1 名)

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	建 設 水 道 課 長	加 藤 勉
企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規	老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治
国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸	総 務 課 主 幹	上 原 章 司
健康管理センター主幹	前 佛 友 子	総 務 課 長 補 佐	石 川 雅 康
健康・こども課長補佐	今 野 美 由 紀	建 設 水 道 課 長 補 佐	田 村 祐 二
教 育 長	高 橋 哲 也	教 育 次 長	武 田 敏 英
社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳	農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲
代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦	選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 雅 之	事 務 局 次 長	越 後 忠
総 務 担 当 主 事	今 井 綾 香		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 02 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、梅村智秀議員から地方自治法第 133 条の規定によって藤田直美議員に対する処分要求書が提出されました。

この処分要求書の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は、起立によって行ないます。

この処分要求の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立 1 人。

起立少数です。

お座りください。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 27 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議会運営委員長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員長、石山憲司委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 議会運営委員会より報告いたします。

ただいま議会運営委員会を開催し、本日の日程の 12 に本日提出されました処分要求書を審議することといたします。以上。

◎日程第 1 議案第 60 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 議案第 60 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第 60 号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、北海道における令和 12 年度の国民健康保険料統一化及び本町における国民健康保険財政の運営維持のため、税率を改定する必要があることによるもので

す。

それでは改正の概要について説明させていただきます。

北海道が示している令和１２年度での全道統一に向けた標準保険料率と、本町の現状の国民健康保険税率に乖離があるため、令和１２年度までに税率の改正を行なう必要がある中、近年の被保険者数や医療費水準、北海道への事業費納付金の動向を鑑みると、今後の国民健康保険財政において財源不足を補うための基金が数年で枯渇してしまい赤字に転じてしまうことが想定されるため、国民健康保険財政の運営維持に向けた一定程度の税率改正を行なう内容となっています。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和３４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の７．６２」を「１００分の８．２４」に改める。

第４条中「２８,７００円」を「２７,３００円」に改める。

第５条第１号中「１９,９００円」を「２６,８００円」に改め、同条第２号中「９,９５０円」を「１３,４００円」に改め、同条第３号中「１４,９２５円」を「２０,１００円」に改める。

この第３条から第５条までの改正は、それぞれ基礎課税額の所得割額、均等割額、平等割額についての改正です。

第６条中「１００分の２．４４」を「１００分の２．６６」に改める。

第７条の２第１号中「６,５００円」を「９,４００円」に改め、同条第２号中「３,２５０円」を「４,７００円」に改め、同条第３号中「４,８７５円」を「７,０５０円」に改める。

この第６条及び第７条の２の改正は、それぞれ後期高齢者支援金等課税額の所得割額、平等割額についての改正です。

第８条中「１００分の１．８６」を「１００分の１．９７」に改める。

第９条中「９,６００円」を「９,１００円」に改める。

第９条の２中「５,０００円」を「７,２００円」に改める。

この第８条から第９条の２までの改正は、それぞれ介護納付金課税額の所得割額、均等割額、平等割額についての改正です。

第２１条第１項第１号ア中「２０,０９０円」を「１９,１１０円」に改め、同号イ（ア）中「１３,９３０円」を「１８,７６０円」に改め、同号イ（イ）中「６,９６５円」を「９,３８０円」に改め、同号イ（ウ）中「１０,４４８円」を「１４,０７０円」に改め、同号エ（ア）中「４,５５０円」を「６,５８０円」に改め、同号エ（イ）中「２,２７５円」を「３,２９０円」に改め、同号エ（ウ）中「３,４１３円」を「４,９３５円」に改め、同号オ中「６,７２０円」を「６,３７０円」に改め、同号カ中「３,５００円」を「５,０４０円」に改め、同項第２号ア中「１４,３５０円」を「１３,６５０円」に改め、同号イ（ア）中「９,９５０円」を「１３,４００円」に改め、同号イ（イ）中「４,９７５

円」を「6,700円」に改め、同号イ（ウ）中「7,463円」を「10,050円」に改め、同号エ（ア）中「3,250円」を「4,700円」に改め、同号エ（イ）中「1,625円」を「2,350円」に改め、同号エ（ウ）中「2,438円」を「3,525円」に改め、同号オ中「4,800円」を「4,550円」に改め、同号カ中「2,500円」を「3,600円」に改め、同項第3号ア中「5,740円」を「5,460円」に改め、同号イ（ア）中「3,980円」を「5,360円」に改め、同号イ（イ）中「1,990円」を「2,680円」に改め、同号イ（ウ）中「2,985円」を「4,020円」に改め、同号エ（ア）中「1,300円」を「1,880円」に改め、同号エ（イ）中「650円」を「940円」に改め、同号エ（ウ）中「975円」を「1,410円」に改め、同号オ中「1,920円」を「1,820円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,440円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,305円」を「4,095円」に改め、同号イ中「7,175円」を「6,825円」に改め、同号ウ中「11,480円」を「10,920円」に改め、同号エ中「14,350円」を「13,650円」に改める。

この第21条第1項第1号アからカまで、第21条第1項第2号アからカまで、第21条第1項第3号アからカまでの改正は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額における均等割額・平等割額の減額措置にかかる条項で、それぞれ7割軽減額、5割軽減額、2割軽減額についての改正です。第21条第2項第1号アからエの改正は、基礎課税額の均等割額における未就学児にかかる軽減条項です。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第60号本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） この改正による影響額の試算というのがあれば伺いたいと思います。

それから、納税相談体制が今まで以上に必要になろうかと思うんですけど、その辺についての対応等について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今回の改正による影響額ですけれども、1世帯当たりの平均として、金額にして1万5,000円弱、1万4,588円と一応試算をしておりますけども、1万5,000円程

度、率にしまして5.62%程度の保険税の上昇になる見込みです。

また、納税相談等ですけれども、滞納に対しての対策としましては、今まで同様納税相談を受けるですとか、分納制約などを行ないまして、今までどおりの内容となりますけれども、できるだけ皆さんに納付していただけるような体制を作っていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 1世帯当たり1万4,588円の5.62%ほどの上昇という試算のようですけれども、これは納税相談が今まで以上に必要になってくるのかなっていうのと、それから周知は丁寧にしていかなければならないなと思うんですけれども、その辺の対応についてはどのような進め方でしょうか。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

納税の相談ですけれども、基本的には電話、窓口などは常にオープンしておりますし、今回の税改正に関しましては、広報ですとかホームページ、あとは来年7月納付書のほうにチラシ等も同封させていただきますので、そちらのほうで気軽に相談いただくということで対応したいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第61号

○議長（篠原義彦） 日程第2 議案第61号本別町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 議案第61号本別町立学校設置条例の一部改正について、提

案の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本別町立仙美里小学校が令和 7 年 4 月 1 日から本別町立本別中央小学校に統合されることに伴い、本別町立学校設置条例ほか、統合により学校開放を行なっておりました仙美里小学校体育館が閉鎖となり、本別町使用料条例から仙美里小学校体育館の使用料を削除するため、条例を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町立学校設置条例の一部を改正する条例。

本別町立学校設置条例（昭和 43 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 仙美里小学校の項を削る。

附則。

施行期日。

第 1 項、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

本別町使用料条例の一部改正。

第 2 項、本別町使用料条例（平成 17 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 中、本別中央小学校第 1 体育館 4 6 3、2 7 8、本別中央小学校第 2 体育館 4 6 3、1 8 6、仙美里小学校体育館 4 6 3、2 7 8、本別中学校体育館 9 2 6、6 4 9 を本別中央小学校第 1 体育館 4 6 3、2 7 8、本別中央小学校第 2 体育館 4 6 3、1 8 6、本別中学校体育館 9 2 6、6 4 9 に改める。

以上、議案第 61 号本別町立学校設置条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 61 号本別町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号本別町立学校設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 6 2 号

○議長（篠原義彦） 日程第 3 議案第 6 2 号本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第 6 2 号本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による健康保険法等の一部改正により、マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、現行の被保険者証が廃止されたため、被保険者証等の用語を使用している箇所を変更するものです。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 5 6 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「被保険者証又は組合員証」を「医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、議案第 6 2 号本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 6 2 号本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第63号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第63号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第63号本別町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正により、マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、現行の被保険者証が廃止されたことにより、被保険者証の返還に係る罰則規定も改正されているため、それに対応している本条例の罰則規定について改正するものです。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「、又は虚偽の届出をした」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第63号本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号本別町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第64号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第64号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第64号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、令和6年3月31日に失効している過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について、法的根拠である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用期限が令和13年3月31日までであり、租税特別措置法のうち過疎地域における地方税の減収補填措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されているため、過疎地域における持続可能な地域社会の形成を図ることを目的に、改めて条例を制定するものです。それでは条例制定の概要について説明させていただきます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画に記載している産業振興促進の取組として、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する設備の取得、製作、建設をした者に係る固定資産税の課税について、租税特別措置法第12条第4項及び第45条第3項を適用するため、本別町税条例の特例を設けるもので、申請者の業種や資本規模、事業内容、取得価格による区分を設け、新規取得から3か年分の固定資産税を免除する内容となっています。

それでは、制定文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計

画であって本別町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕、又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税について、本別町税条例（昭和29年条例第16号）の特例を設けるものとする。

課税免除の対象。

第2条、この条例により課税免除の措置を受けることができる者は、法第2条第2項に規定する過疎地域として公示された日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「適用設備」という。）を取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）した者とする。

第1号、製造業又は旅館業500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

第2号、情報サービス業等又は農林水産物等販売業500万円。

課税免除。

第3条、町長は、前条の規定により課税免除の措置を受けることができる者について、当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「当該適用設備等」という。）に対して課する固定資産税について、当該適用設備等が新たに固定資産税を課されることになった年度から3箇年分の固定資産税を免除するものとする。

第2項、前項の課税免除は、当該適用設備等の当該事業につき、規則で定めるところにより公害を防止するための適正な措置を講じていると町長が認めた場合に限り行うものとする。

課税免除の申請。

第4条、前条の規定により固定資産税の免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した固定資産税免除

申請書を町長に提出しなければならない。

第1号、適用設備の取得の時期、取得価格及び設備の明細並びにこれを当該事業に供した日及びこれに伴って増加する常用雇用者の数。

第2号、土地については、当該土地の取得時期、面積及び取得価格の明細。

第3号、その他町長が必要と認める事項。

課税免除の取消。

第5条、町長は、第3条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該課税免除を取り消すことができる。

第1号、課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

第2号、偽りその他不正の手段により、課税免除を受けた者と認めたとき。

規則への委任。

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以上をもちまして、議案第64号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 議案第 6 5 号

○議長(篠原義彦) 日程第 6 議案第 6 5 号財産の取得についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第 6 5 号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、予定価格が 1,500 万円以上及び 5,000 平方メートル以上の土地の買入れとなることから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的でございますが、本別町消防庁舎移転新築事業用地を購入するもので、北海道収用委員会の認定、収用に係る税務署協議が整い、用地取得について地権者との協議が整ったことにより提案するものでございます。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約によるもので、取得する財産につきましては土地 2 筆で、1 筆目は、所在地が中川郡本別町坂下町 2 番地 1 で面積が 8,776 平方メートル。2 筆目は、中川郡本別町坂下町 2 番地 6 で 16,833 平方メートル、合計 25,609 平方メートルであります。

取得予定価格につきましては 2,970 万円で、取得の相手方につきましては記載のとおりとなっております。

以上、議案第 6 5 号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5 番(梅村智秀) ただいま御提案のありました消防庁舎移転新築事業用地でございますけれども、かつて議会に御説明いただいてから一定の期間を要しておりますので、改めてこの提案に際して、取得後のこの庁舎移転のスケジュールはどのようなものとなった上での御提案なのかが 1 点。

2 点目でございますが、この 2,970 万円に対しましての財源並びに何か取得に際して特別な措置等があれば併せてお伺いをいたします。

○議長(篠原義彦) 上原総務課主幹。

○総務課主幹(上原章司) ただいま質問のありました事業スケジュールの部分についてお答え申し上げます。

事業スケジュールでございますけれども、まず今年度、令和 6 年度に関しましては、用地の購入、それから設計業務となっております、令和 7 年度に関しましても設計業務となっております。

また、令和 8 年度ですけれども、用地の造成ということで地盤整備を予定しております。

庁舎の建設工事ですけれども、令和 9 年度、令和 10 年度の 2 か年を予定しております。

して、令和10年度に関しましては、外構工事も行なう予定となっております。

令和11年度から運用の開始と、そのような予定となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうから財源の関係で答弁をさせていただきます。

財源につきましては、当初予算にも計上させていただいておりますが、全額につきまして緊防債を活用する予定となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第66号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第66号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第66号権利の放棄について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、自己破産の理由により権利を行使できずに消滅時効期間が経過した債権につきまして、町が有する権利を放棄することについて地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利につきましては水道料金債権で、債務者及び放棄する個別の債権額等につきましては別紙のとおりで、放棄する債権の合計額は2万2,680円となっております。

以上、議案第66号権利の放棄についての提案理由に代えさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の提案に至るまでに、納税相談とか生活相談などの対応等はなされたんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） 私のほうから答弁させていただきます。

この債務者の方につきましては、そもそも平成30年ごろになりますけれども、その頃から滞納が始まっているんですけども、失業により生活困窮に陥ったということで少しずつ滞納額が増えていったという状況になっております。

当時の記録なんですけれども、その頃につきましては本人との話し合い等を含めまして、なるべく現年から納めていただいて、過年度分はちょっと払えるときに払ってもらおうという約束があつて、なかなか滞納額が減らないという状況で現在に至っているという状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） こちら御提案の内容を拝見いたしますと、まず平成30年度分といたしまして2件6,839円、令和元年度調定分といたしまして8件で1万5,841円で同じ方、1名の方での御提案となっておりますけれども、こちらの町の水道給水条例に基づく給水停止措置があるところでございますが、その辺はどのような運用となっていたのか。と申しますのは、給水停止措置、条例に基づいた停止措置を取っていれば、その年度をまたいでいくこともないのかなというところなんですけど、その辺実態はどのようなものだったのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） 答弁させていただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるとおり、給水停止に関しては条例、当時規則だったと思うんですが、そういったもので3か月以上の滞納で全額納付があつた場合に停止を解除するという規定の内容になっているんですけども、当時先ほどこっちと説明させていただいたとおり、失業による生活困窮であつたことということと、あと少額というか追いついてない状況ではあつたんですけども、定期的な納入があつたということから現在に至るまで給水停止の措置は行なっていない状況となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 失業によるというところで、定期的な納入はあつたので時効は中断されていたんですけども、最終的にその自己破産をしてしまったというてんまつなんです。

ちなみに生活困窮というところでございましたけれども、所管課として、その生活困窮の程度にもよると思うんですけども、庁内で横断的にね、例えば生活保護を含めて、そういったものが必要な方ではなかったんでしょうかね。

この実態としてそういう横断的な連絡とかはどのようなになっているのか、実態を伺います。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） 答弁させていただきます。

ちょっと当時の記録が残ってなくて、建設水道課以外、例えば福祉課等との連携って

どうなっていたかまではちょっと定かではないのですけれども、今現在やっている状況でこういった生活困窮の方がいらっしゃった場合は、課を横断的に検討させていただいて、例えば生活保護までいかないとしても、例えばですけども、社会福祉協議会のほうで支援いただくですとか、そういった横のつながりを含めて、町一体的に対応している状況、今現在はなっておりますので、ちょっと記録は残ってないんですけど当時もそういう対応は行なわれていたものとちょっと考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） その記録がないと。そうそんなに前でもないのに、建設水道課以外でも当時の記録を把握できる方から御答弁いただければと思いますけれども、この方の実態について伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

こちらの方につきましては、令和2年度ぐらいから税のほうの相談のほうにも上がっておりますし、令和3年から社会福祉のほうの相談のほうにも来られております。社会福祉協議会のほうのサービスなども使われているような状況にあります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第66号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第4号

○議長（篠原義彦） 日程第8 発議第4号本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石山憲司議員、御登壇ください。

○6番（石山憲司）〔登壇〕 本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件についての提案理由の説明を行ないます。

議会運営委員会、議員協議会での協議において、本別町議会の議員定数、報酬の在り方について調査を行なう必要があるとの方向性で一致したことから、議長を除く議員全員で構成する本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会を設置し、議員定数、報酬の在り方について調査を行なうものであります。

なお、調査特別委員会設置及び調査内容についてであります。1、特別委員会の名称。本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会。2、設置根拠。地方自治法第109条第1項及び本別町議会委員会条例第5条によります。3、目的。議員定数及び報酬について調査。4、設置年月日。令和6年12月12日。5、委員の定数。議長を除く11人。6、調査期間。調査終了まで。7、その他。その他必要な事項は、本特別委員会において協議し、決定することといたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会設置の件については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会を招集いたします。直ちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午後1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に設置されました本別町議会議員定数及び報酬に関する調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に高橋利勝委員、副委員長に石山憲司委員と決定いたしました。

以上報告といたします。

◎日程第 9 同意第 4 号

○議長（篠原義彦） 日程第 9 同意第 4 号教育委員会委員任命について同意を求める件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第 4 号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和 7 年 1 月 12 日をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの丑若理恵さんを、人格、識見ともに適任と判断し、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によって、議会の同意を求めるため、提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第 4 号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本件に同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者 10 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 4 号教育委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第 10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第 10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布いたしました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申出がございました。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務については、閉会中の継続調査の申出は申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布いたしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のあった閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第 1 2 藤田直美議員に対する処分要求の件

○議長(篠原義彦) 日程第 1 2 藤田直美議員に対する処分要求の件を議題といたします。

梅村智秀議員から地方自治法第 1 3 3 条の規定によって、藤田直美議員に対する処分の要求が出されています。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、藤田直美議員の退場を求めます。

(藤田直美議員、退場)

○議長(篠原義彦) 説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○5 番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、藤田直美議員に対する処分要求の件につきまして、提出いたしました理由及び事情等につきまして、本文朗読と併せて申し述べます。

私は令和 6 年 1 2 月 1 1 日開催の第 4 回定例会において、下記のように侮辱をされたので、地方自治法第 1 3 3 条「侮辱に対する処置」に基づいて下記議員の処分を要求する。

記書き 1、被処分要求議員、藤田直美議員。

記書き 2、事実関係。私の一般質問中において、会議規則第 5 7 条並びに運営基準 8 5 に基づき「議事進行に関する発言」にて、説明員答弁内容につき事実確認を行なっていたところ、被処分議員は「指名しましたか」などと、不規則発言を用いて議場の秩序を乱し会議を妨害した上で、あたかも私が、規則等に基づかない発言を行なっているかのごとく侮辱をした。

記書き 3、その他。被処分議員より、事実関係に対する謝罪及び以後は不規則発言等

を行ない他者の発言を妨害しないこと、規則等を遵守することの誓約がなされたと認められた際は本申立てを撤回する。

なお、今申し上げました記書き3については、幾度かその機会を設けましたが、かたくなに謝罪を行なわなかったため、本申立てに至りました。

事実関係につきまして、ただいま申し上げたとおり昨日12月11日、一般質問中に宮口住民課長による答弁に対しまして疑義がありましたところ、私は規則にのっとり議事進行に関する発言である旨を議長に申出、つまりは議長の許可を得た上で、また議長自身も梅村議員と私を指名し、はいと許可をした上で事実関係の確認を行なっていたところ、突如、議長休憩中ですかと他者の発言中、しかも一般質問中にも関わらず、議長の指名を受けない発言を行ない、質問席にいる私とその発言を中止せざるを得ない事態を惹起いたしました。

議事進行に関する発言、事実を確認中だと状況を伝えるも、私に対し、議長指名していましたがなどと不規則発言を繰り返し、あたかも私自身がルールに基づかない発言を行なって、議場の秩序を乱しているかのごとく侮辱を受けたものであります。

私より、議長は指名している旨を伝え、併せて藤田議員は発言されていますけど挙手して指名を受けて発言していますか。私の発言について疑義をただしていますけれど、藤田議員という指名ありましたかと注意を行なっても、議長に伺いましたなどとさらなる不規則発言を繰り返したものであります。

以上は開会中の本会議場内で行なわれた非違行為であるため、説明員の皆様含め多くの方々が現認されたことと思います。併せてその直後の休憩中に、本件について改めて議長の指名を受ける、正規の手続きを踏むべきだという議場におけるルールの大原則を藤田議員に伝えるも、不規則発言は他の人もしている、休憩をとってやるべきだ、動議の意だ、途中で発言はやめたといった趣旨の極めて身勝手な主張を強弁し、不規則発言を行なったことをわびる謝意や自身の言動を省みる発言は一切ありませんでした。

私自身は、これから本別町議会がどうあるべきなのかなということを、特にも今年に入ってからよく考えるようにしているところであります。こうした事態が生じた際は、やはり御本人としっかりと話し合いする、そうしたことが大事じゃないかなと考えているところであり、昨日11日の閉会后、議員控室で2人になったタイミングを見計らって、改めて私から藤田議員にお声がけをいたしましたところであり、その結果といたしまして、当初は一般質問の妨げになったという点については気を付けると述べたものが、結果としては最終的に妨げたというところまでの認識はない、そこまでの妨げだとは思っていないなどと言を翻し、私に対しての謝罪はしないと傲岸不遜な態度に終始したため、残念ですが、こうした私の気持ちも藤田議員に伝えた上で、結果こうした措置を求めるに至ったものであります。

その後、議会事務局と協議の後に少しの間を置いてから改めて藤田議員にお声がけをするも、どうぞ出してくださいとおっしゃられておりました。

また、本日12日になりまして、議長、副議長を交え協議調整を図るも、昨日と何ら変わることなく、副議長に謝罪を促されるも謝意が述べられることはありませんでした。

私といたしましては、悪いけれど、悪かったことは悪いんだけど、そんなに悪くないから謝らないとか、方法や程度、何らかの強要等をなされているということであればいざ知らず、そういったことがない中で、悪いけれど謝らないっていうのが大人の社会で許されるのか、全く理解が及ぶものではありません。

本件につきまして、議長は私を指名し、許可しているにも関わらず、本会議中の流れを把握していなかった藤田議員自身の認識違いから始まったことにも関わらず、議長の議事運営にもはっきりと指名をしろだとか、そうした疑義を呈して、こうしたやり取りは休憩を取るべきだなどと私にも身勝手な持論を押しつける、その姿勢には大きな疑問を抱くところであります。

そもそも他者の発言や議長の議事運営に物申す方が、自らがルール違反を犯して他者をただすとはどういう了見をお持ちなのか、全く理解が及ばないものであります。

実質上の多数派にある者が、軽々と他者の発言を妨げる、これは絶対にあってはならないことであります。ましてや一般質問中、それぞれの議員がその発言にしっかりと責任を持つことが大前提ではありますが、どんな言論であれ、これはしっかりと担保されなければならない、政治家として言論の府にあるということを我々皆が自覚しなければならないものであります。

私自身も皆さんと同じく、町民の信託を受け言論の府にある私が最も忌避すること、それは他者の言論を妨げることであり、必ず守られねばならないものは言論の自由であります。これを侵されることは私にとって、またここにいらっしゃる全ての政治家の皆様にとって、この上ない侮辱であることは明白であります。

以上のことから、藤田議員が同様の事態を２度と繰り返さないための適切な措置を講じる必要があるため、申立てを行ないます。

なお、最終的には皆様の採決、御判断に委ねることになりますが、藤田議員本人より弁明の申立てがなされた際には、これを許可し、いかなる立場であっても言論が担保されることを私自身が望むものであります。こちらにつきましては、令和３年度私に対する懲罰動議において、当該藤田議員をはじめ、ここにおられる複数の議員の皆様が私からの弁明の機会すら認めなかったことから、危惧するものであります。以上。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

石山議員。

○６番（石山憲司） １点お伺いしたいと思います。

本日の本会議前の打合せの折に、被処分要求議員であります藤田議員のほうから、本件につきまして謝罪、陳謝の発言がございました。それについてどう思われるのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） 石山議員のお伺いに対してお答えをいたします。

開会前、もう開会１０時の数分前であったと思います。本来であれば、９時４５分に召集がかけられているところを、さきに申し述べたとおり議長や副議長と合わせて、こうした協議調整の場が設けられていたことから、開会直前でありました。藤田議員から

挙手があり、謝罪の意、陳謝というような、その事情の説明ではなかったと思いますけれども、謝罪の意は示されたところではありますが、その直前においても、さきに申し述べたとおり私からも、どうですか、一晩ゆっくり考えてみてお考え変わらないですかといったような問いかけを何度か行ないましたし、さきに申し上げたとおり副議長からも、藤田さんって、そういう考えあるんだったらどうなんだいってというような趣旨で、そういう促しがありましたけれども、彼女の口から謝罪の意は述べられることはありませんでした。その数秒後、数十秒後にそうしたような言があっても、なぜその後で考えが変わったのかということが分かりませんので、心からの謝罪であるとは認識することができませんでした。

○議長（篠原義彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

藤田直美議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出がございます。

お諮りします。

これを許すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、藤田直美議員の一身上の弁明を許すことに決定をいたしました。

藤田直美議員の入場を許します。

（藤田直美議員、入場）

○議長（篠原義彦） 藤田直美議員の一身上の弁明を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 私から事実関係について申し上げさせていただきます。

昨日、梅村議員の一般質問の議事進行に関する発言中、休憩かどうかの確認を、議長休憩ですかと聞きましたが返事がなく、自由な議論がされておりましたが休憩ではないと思われたので、議場の中、休憩ではなく、会議中は指名の下発言するものと考えたことから、指名しましたかと議長に聞いたところ、議長には声が届いていませんでした。

その後も質問が継続されていたので、議長が許可したものと思い、それ以上は求めませんでした。

議事進行に関する発言の内容によっては、休憩を取って、事実の確認をしっかりとってから質問に入るべきと考えております。

今朝議長より、梅村議員が不規則発言により一般質問が妨げられたと認識であることから、議場での議長からの注意はありませんでしたが、不規則発言の注意を受けましたので、朝の打合せの折に全議員の前で、今後このようなことがないよう気をつけますと謝罪をいたしました。

昨日町民からは、梅村議員が私に対し、議場において、会議中や休憩中も声を荒げ、怒鳴り散らしたりすることを見苦しい、その態度は問題ではないか、議員に対しても、議会を見てる人に対しても失礼だとの趣旨の声が寄せられました。

私は問題だと思いますが、このことに対しての処分要求はいたしません。

不規則発言を認め、懲罰委員会の決定を尊重したいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田直美議員の退場を求めます。

（藤田直美議員、退場）

○議長（篠原義彦） お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則 111 条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、本件については、委員会条例第 6 条の規定により、6 人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これを付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、次のとおり指名いたします。

懲罰特別委員には、高橋利勝議員、水谷令子議員、方川一郎議員、石山憲司議員、加藤徹己議員、宮本やよい議員、以上のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、選任することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休憩

休憩中に委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第 9 条第 1 項の規定によって、議長において特別委員会を招集いたします。直ちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午後 2 時 04 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に高橋利勝委員、副委員長に石山憲司委員と決定をいたしました。

以上、報告といたします。

なお、懲罰特別委員長から処分要求の件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布いたしました閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

藤田直美議員の入場を許します。

（藤田直美議員、入場）

○議長（篠原義彦） ここで本日石山憲司議員から、12月3日の本会議における発言のうち、議案第56号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）の質疑中3回目の発言について、会議規則第64条の規定により発言内容が質疑に該当しないことから、お手元に配布しております発言取消申出書のとおり発言を取り消したいとの申出がございました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、石山憲司議員からの発言取消の申出書を許可することに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することにいたします。

令和6年第4回定例会に当たりまして、皆様に一言御挨拶を申し上げます。

令和6年は定例会4回のほか、臨時会3回、予算・決算審査特別委員会などを開催し、この間佐々木町長はじめ担当部局長、課長、職員の皆さんの御出席をいただきながら、また町民の皆さんの傍聴及び多くの方から議会中継の視聴をいただく中、町提出議案や意見書、議員発議など102件を慎重に審議させていただきました。滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに御出席いただきました職員の皆様方、議員の皆様方のたゆまぬ努力のたまものと心から感謝を申し上げる次第でございます。

ここで、円滑に議事運営させていただきました皆様に、改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げるところでございます。

本町も全国的に人口減少、本町も例外ではございません。町民の福祉向上、基幹産業の農業、商工業、関係する産業を守るために、明年度に向かっては大きな事業もござい

ます。太陽の丘福祉ゾーンの整備、あるいは公園の整備、あるいは宮城県から大きな苺の工場が本町に進出することになっております。佐々木町長を先頭に皆さんで知恵を出して、よりよい本別町をつくるために皆さんで協力しようではございませんか。

寒さもより一層厳しくなります。健康には十分留意されまして、御家族共々すばらしい令和7年の新春を迎えられますよう御祈念申し上げ、感謝とお礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

これで会議を閉じます。

令和6年第4回本別町定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会宣告（午後2時10分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 宮 本 やよい